

## 杉並区地域防災計画(令和3年修正)の策定について

令和2年12月18日に公表した「杉並区地域防災計画(令和3年修正)(案)」について、区民等の意見提出手続きの結果等を踏まえ、一部修正したうえで、令和3年3月の杉並区防災会議で決定しましたので報告します。

### 1 区民等の意見提出手続の実施状況

- (1) 実施期間 令和2年12月18日(金)～令和3年1月17日(日)
- (2) 手続の公表方法
  - ・広報すぎなみ(令和2年12月15日号)
  - ・杉並区公式ホームページ
  - ・閲覧(防災課、区政資料室、区民事務所、図書館)

### 2 杉並区地域防災計画(令和3年修正)(案)に対する区民等の意見提出手続等の結果

- (1) 意見提出実績(別紙1)
  - ・計18件(うち防災会議委員5件) 延べ129項目  
(郵送・FAX4件、電子メール9件、ホームページ5件)  
区民等の意見提出手続による修正13か所を含め、32か所の修正を行う。
- (2) 意見提出手続きによらない意見
  - ・計13件(東京都など13団体) 延べ140項目  
(電子メール13件)  
防災関係機関の意見による修正57か所を含め、138か所の修正を行う。
- (3) 意見に対する杉並区地域防災計画(令和3年修正)の修正箇所一覧(別紙2)

### 3 修正後の杉並区地域防災計画(令和3年修正)の概要(別紙3)

### 4 今後の予定について

令和3年6月15日 計画の公表(区HP・広報すぎなみ)及び冊子の印刷・配布

杉並区地域防災計画（令和3年修正）（案）  
に対する区民等の意見提出手続き等の結果

(1) 区民等の意見提出手続き等による意見

①意見提出手続による意見

意見提出手続きを行った結果、合計 13 人件数 109 件の意見の提出がありました。

提出方法別の人件数及び意見数は、以下のとおりです。

提出方法	人件数	意見数	意見の概要は(4) のとおり
郵送・FAX	4	4	
電子メール	4	99	
ホームページ	5	6	
合 計	13	109	

②防災会議委員からの意見

◎意見提出期間：令和2年12月8日～令和3年1月22日

提出方法	人件数	意見数	うち修正対応は 19件
電子メール	5	20	

(2) 防災関係機関・東京都からの意見

防災関係機関◎意見提出期間：令和2年12月23日～令和3年1月29日

東京都 ◎意見提出期間：令和2年12月10日～令和3年1月21日

提出方法	機関数	意見数	うち修正対応は 135件
電子メール	13	140	

(3) 意見に基づく修正一覧

上記意見に基づく地域防災計画の修正箇所一覧については、別紙2参照

#### (4) 意見提出手続による意見の概要

##### ①計画原案の修正を行う意見 意見提出者 3人 意見数 11件

	意見概要	区の考え方
1	「災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認」を「役割分担および防災マップ等を活用した避難や連絡方法の確認」に修正してほしい。	ご指摘のあった部分は、より分かりやすい表記となることから、修正します。
2	一般的に、道路・広場は「公共施設」に含まれると思われるが、道路や広場上の植栽を、グリーンインフラの考えに基づき雨水を保水・浸透させるバイオスウェルなどの整備推進を強化のために、「公共施設（道路・広場含む）」に修正を希望する。	ご指摘のあった部分は、より分かりやすい表記となることから、修正します。
3	「区の責務」ではなく「区長の責務」と表記することが望ましい。	区の責務の表記に関しては、特別区のなかでも、表記方法が分かれており、杉並区では、これまで「区」を使用してきていますが、ご指摘の点を踏まえて、より適切な表記として修正します。
4	防災市民組織の組織率の各時点の情報や防災市民組織の現在の数や目標とする数を記載してほしい。	この表記は、防災市民組織の管轄地域が区内全域をカバーしている状況を目指すことを目的とする記述ですが、「100パーセント」の表記は、ご指摘のように、疑義を招くものであることから、修正を行います。
5	不燃化特区に指定されている地域住民に対する防災計画を独立させて、分かりやすく記載する必要がある。	「不燃化特区の支援事業」は、東京都が指定を行っている事業ですが、ご指摘の点を考慮し、該当地域の補記を行います。
6	地域特性に応じた防災都市づくりの成果を具体的に記載してほしい。	地域防災計画は、区や防災関係機関の防災に関する対応の方針について定めるものであり、個別・具体的な内容については、各事業の計画書等でご説明させていただいている。そのため、ご指摘の防災まちづくりの成果につきましては、代表的な指標を掲載しています。なお、ご指摘を踏まえ、一部の指標を追記します。
7	避難場所に課題がある地域（移動距離が長い、受入人数分の面積が確保できていないなど）を明記し、周知してほしい。	ご指摘のあった部分は、疑義を生じさせる表記であったため、修正します。
8	「発災時には、地域の避難者数に差がある」について、詳細内容を記載してほしい。	ご指摘の詳細の記載は、資料編に掲載します。
9	図表：避難場所一覧表に「避難想定人数・最遠地点からの距離・収容可能人数・避難経路の安全性」も追加してほしい。P159への記載も必要である。	広域避難場所は、東京都が指定しており、避難計画人口や避難有効面積、避難場所からの最遠距離等を算定しています。ご指摘の点につきましては、地域名だけでなく東京都が公表している距離等について、追記します。
10	福祉救援所は別冊・資料編ではなく、本編に記載してほしい。また、14ゾーンごとの福祉救援所の場所等を地図に掲載してほしい。	福祉救援所に指定する施設は、施設名称、住所等を資料編に一覧で表記します。なお、14ゾーン分けや地図上の表記等は行いません。
11	井草防災拠点、支援物資等受入拠点の指定に関する記載は、「2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備」に記載していないとわからない。	ご指摘のあった点について、記載方法を修正します。

②主要項目にかかる意見(計画原案の修正を行わない) 意見提出者 5人

項目・件数	意見概要	区の考え方
1 総則関すること 1人【14件】	地域防災計画の「構成の変更」「各事業の年度ごとの詳細な実施状況及び今後の具体的な実施計画の追記」「区民習熟の義務化」「施設の用途が複数ある場合は都度表記すること」等、計画全般について、修正等を求める意見	意見内容が、「地域防災計画の性質上、記載にそぐわないこと」「各年度の区及び関係機関の事業計画に基づく内容であること」「都地域防災計画に準じていること」「分量が膨大となること」等から、地域防災計画の「現状の構成の説明」「性質」「各事業に対する考え方」を説明し、指摘事項の修正は行いません。
2 ソフト事業に関すること 4人【16件】	「震災時のマイ・タイムラインの作成」「新しいマンションへの防災市民組織の組織義務化」「感震ブレーカーの無償設置」「支援物資の届きやすい環境整備」「避難所における感染症対策」「小・中学校以外の区立施設及び民間施設の震災救援所指定」「震災救援所運営管理標準マニュアル」「詳細な避難先の振り分け基準の公表」「震災救援所におけるマニュアル策定のサポート」「震災救援所のペット同行避難」等の区の防災のソフト面の表記について、追記・修正を求める意見	意見内容が、「検討中の詳細な内容であり、性質上、計画への記載にそぐわないこと」「各年度の区及び関係機関の事業計画に基づく内容であること」「分量が膨大となること」等から、「指摘事項実施に伴う課題」「各事業の現状及び今後の展望」を説明し、指摘事項の地域防災計画への記載は行いません。
3 ハード事業に関すること 2人【12件】	「木密地域対策の事業評価」「公園用地の取得や地域公園の整備促進等、不燃化・防災都市づくりの促進」「災害に強いまちづくりの事業評価」「行き止まり道路・橋梁整備」「地域環境インフラに関する追記」等の区のハード整備関連事業の計画案について、事業評価的または提案的な追記・修正を求める意見	意見内容が、「地域防災計画の性質上、計画への記載にそぐわないこと」「各年度の区及び関係機関の事業計画に基づく内容であること」「分量が膨大となること」等から、指摘事項の地域防災計画への記載は行いません。

※上記表中の人数の表記は他項目と重複する場合がある

③その他詳細事項にかかる意見(計画原案の修正を行わない) 意見提出者 1人

項目・件数	意見概要	区の考え方
1 防災上の地区割りを14ゾーンにすること 【12件】	現状、7地区での記載を、都市計画マスターPLAN等で使用する14ゾーンごとの表記とし、それぞれ、現状、課題、具体的な対策等について記載を求める意見	「地域防災計画では地域ごとの記載にあたっては、区民センターを中心とした7地区での記載を行っていること」「杉並区全体の観点を前提として記載を行っていること」「個別具体な内容であり、計画への記載はそぐわないこと」「分量が膨大となること」等から、指摘事項の地域防災計画への修正は行いません。
2 地図・表に関すること 【10件】	現状記載されている各事業の項目に対して、地図また表での記載を求める意見	地図や表は適宜使用しているが、「指摘事項を地図表記しようとすると分量が膨大となること」「各事業の詳細なデータの記載は地域防災計画の性質上、記載にそぐわないこと」等から、指摘事項の地域防災計画への記載は行いません。

項目・件数	意見概要	区の考え方
3 消防水利の表記に関すること【2件】	消防水利の具体的な場所に関して計画中に表記を求める意見	個別具体な内容であること、また、件数が膨大となり、分量を要すること、から指摘事項の地域防災計画への記載は行いません。
4 帰宅困難者・一時滞在施設に関すること【7件】	帰宅困難者一時滞在施設に関する「施設の指定方法(地域区民センター等他の用途指定施設の除外)」や「掲示方法や表記方法」、「帰宅困難者対策に関する各地域の課題の計画への記載」等の意見	帰宅困難者対策の実情について説明し、計画への表記は行いません。
5 生産緑地の活用に関すること【5件】	「生産緑地の避難場所活用」「生産緑地の仮設住宅建設予定地からの除外」「がれき仮置き場の事前単独指定」に関して計画に記載を求める等の意見	「生産緑地は協定に基づく使用方法を想定していること」「仮置き場の事前の単独指定については都市部が持つ特性から難しいこと」から、修正を行いません。
6 広域避難場所に関すること【5件】	広域避難場所の「場所の再検討」「計画中に表記」等に関して求める意見	「特定の地域に対する避難場所の見直し」等を求める意見に対し、「広域避難場所の指定は東京都が行っていること」「面積基準があること」「避難道路も同様であること」等の事実・制度を説明し、計画の修正は行いません。
7 参考意見【7件】	「杉並区防災会議の運営方法や会議録」「細分化された敷地に対する区の考え方」「意見公募にあたり、資料編の提示がないこと」に関する意見	地域防災計画の修正内容とは直接関係しないことから、事実を説明するとともに、参考意見とさせていただきます。

#### ④132号線事業への反対意見 8人

項目	意見概要	区の考え方
1 【8件】	132号線事業の推進に反対	都市計画道路に関する意見は担当所管課と共有させていただきます。

## 意見に対する杉並区地域防災計画（令和3年修正）の修正箇所一覧

別紙2

番号	区分	対象	修正後	修正前
1	パブリックコメント	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第1節 基本理念及び基本的責務	<p>2 基本的責務      2-1 区の責務      ・区長は、区民の生命、身体、財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、防災体制を整備しなければならない。      ・区長は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。      ・区長は、平常時から、国、東京都、関係区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携・協力に努めなければならない。      ・区の職員は、区民の安全の確保のため、防災に関する知識や技術の習得に努めるとともに、地域の自主的な防災活動に参加するよう努めなければならない。</p>	<p>2 基本的責務      2-1 区の責務      ・区は、区民の生命、身体、財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、防災体制を整備しなければならない。      ・区は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。      ・区は、平常時から、国、東京都、関係区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア、防災関係機関等との連携・協力に努めなければならない。      ・区の職員は、区民の安全の確保のため、防災に関する知識や技術の習得に努めるとともに、地域の自主的な防災活動に参加するよう努めなければならない。</p>
2	パブリックコメント	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第4節 到達目標	<p>2 防災市民組織（防災会）の区内全域での組織化と地域防災力の向上      ・「共助」の大きな役割を担う防災市民組織（防災会）は、区内の全地域で組織されるよう、啓発に努めていく。      ・スタンドパイプや簡易水道消火器具（ハリヤー）といった初期消火器具の配備に併せて、これら資機材を使用するため訓練の実施に努めることで、防災市民組織の防災力の強化につなげる。</p>	<p>2 防災市民組織（防災会）の組織率100%と地域防災力の向上      ・「共助」の大きな役割を担う防災市民組織（防災会）は、区内の全地域で組織されるよう、啓発に努めていく。      ・スタンドパイプや簡易水道消火器具（ハリヤー）といった初期消火器具の配備にあわせて、これら資機材を使用するため訓練の実施に努めることで、防災市民組織の防災力の強化につなげる。</p>
3	パブリックコメント	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組【予防対策】	<p>1-1 区民による自助の備え      （1）自らの生命、身体及び財産を自らが守るために対策の推進      区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。      ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保      ・日頃からの出火の防止      ・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備      ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止      ・ブロック塀の点検補修など、住居の外部の安全対策      ・水（1日分の最低必要量1人30㍑）及び食糧の最低3日分程度の備蓄、トイレの確保、並びに医薬品・携帯ラジオ、女性用品や乳幼児用品、衛生用品など非常持出用品の準備      ・災害が発生した場合の家族の役割分担及び防災マップ等を活用した避難や連絡方法の確認      &lt;略&gt;</p>	<p>1-1 区民による自助の備え      （1）自らの生命、身体及び財産を自らが守るために対策の推進      区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。      ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保      ・日頃からの出火の防止      ・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備      ・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止      ・ブロック塀の点検補修など、住居の外部の安全対策      ・水（1日分の最低必要量1人30㍑）及び食糧の最低3日分程度の備蓄、トイレの確保、並びに医薬品・携帯ラジオ、女性用品や乳幼児用品、衛生用品など非常持出用品の準備      ・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認      &lt;略&gt;</p>
4	パブリックコメント	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第1節 現在の到達状況	<p>・各種助成制度を設け建築物の耐震化・不燃化を推進するとともに、木造住宅密集地域のなかでもより防災強化の取組を図るべき地区を対象に、国の密集事業や東京都の不燃化特区の支援事業などを導入し、建築物の不燃化の更なる促進、公園・広場等のオープンスペースの確保、計画幅員6m以上の道路拡幅など基盤整備の取組を進めている。なお、現状区内の不燃化特区は、阿佐ヶ谷南・高円寺南地区及び方南一丁目地区が指定されている。また、木造住宅密集地域の再生産の防止を目的に、東京都の「防災都市づくり推進計画」との整合性を図りながら、東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制」の区域指定を行うなど、燃えにくい市街地の形成を図っている。</p>	<p>・各種助成制度を設け建築物の耐震化・不燃化を推進するとともに、木造住宅密集地域のなかでもより防災強化の取組を図るべき地区を対象に、国の密集事業や東京都の不燃化特区の支援事業などを導入し、建築物の不燃化の更なる促進、公園・広場等のオープンスペースの確保、計画幅員6m以上の道路拡幅など基盤整備の取組を進めている。また木造住宅密集地域の再生産の防止を目的に、東京都の「防災都市づくり推進計画」との整合性を図りながら、東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制」の区域指定を行うなど、燃えにくい市街地の形成を図っている。</p>
5	パブリックコメント	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第2節 課題	<p>3 建築物の耐震化及び安全対策      区及び都は、防災上重要な施設、多くの区民が利用する施設、地震発生時に閉塞を防ぐべき緊急輸送道路沿道建築物、及び住宅を中心に、耐震化を進め、安全なまちづくりを促進している。なお、区内の主な建築物に対する耐震化の状況については、次項のとおりである。      ・区内建築物90.9%（令和元年度）</p>	<p>3 建築物の耐震化及び安全対策      区及び都は、防災上重要な施設、多くの区民が利用する施設、地震発生時に閉塞を防ぐべき緊急輸送道路沿道建築物、及び住宅を中心に、耐震化を進め、安全なまちづくりを促進している。なお、区内の主な建築物に対する耐震化の状況については、以下のとおりである。</p>
6	パブリックコメント	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第2節 課題	<p>2 避難場所・避難道路の指定及び安全化      ・都が行った区民の避難先として想定する避難場所19箇所の指定では、必要最低限の条件は満たしているが、避難場所によっては、避難時の移動距離が最大2.4kmと遠方にあり、また、一人当たりの避難者有効面積も、15箇所が2m<sup>2</sup>未満と狭いことが課題となっている。今後も引き続き、避難場所の拡大を都に積極的に働きかけていく必要がある。      ・災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、避難場所の運営方法について事前に定める必要がある。</p>	<p>2 避難場所・避難道路の指定及び安全化      避難場所の配置が偏在していることにより、地域によっては、避難時の移動距離が長くなってしまうことや、必要な受入人数分の面積が確保できていないことが挙げられる。また、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講ずるため、避難場所の運営方法について事前に定める必要がある。</p>
7	パブリックコメント	別冊・資料 図5		—



番号	区分	対象	修正後	修正前
13	パブリックコメント	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画(風水害予防対策) 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【予防対策】	(4) 雨水流出抑制施設の整備 ア <u>公共施設(道路・広場含む)及び一定規模以上の民間施設</u> <略>	(4) 雨水流出抑制施設の整備 ア <u>雨水浸透・貯留施設の設置及び助成</u> <略>
14	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 現在の到達状況	2 ライフライン等の確保 都は、ライフラインについては、水道管路の耐震継手化や下水道管等の耐震化を進めている。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送配電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスマーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。 <u>・震災時のトイレ機能を確保するため、震災救援所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化完了(平成25年度末)</u> <略>	2 ライフライン等の確保 都は、ライフラインについては、水道管路の耐震継手化や下水道管等の耐震化を進めるとともに、マンホールの浮上抑制対策を実施している。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送配電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスマーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組が進められている。 <略>
15	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 到達目標	2 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震継手化及び下水道管路の耐震化100% 都(水道局)は、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民(区民)への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を推進し、 <u>令和元年度までに概ね完了した</u> 。引き続き、避難所をはじめとした重要施設への供給ルートの耐震継手化を令和4年度までに100%完了する。加えて、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域において、優先的に耐震継手化を推進する。また、震災時の下水道機能を確保するため、ターミナル駅周辺や区の庁舎など復旧拠点となる施設等の耐震化を進め。さらに、事業者については、電気、ガス、通信の耐震化等の取組を継続する。これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧する体制を確保する。	2 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震継手化及び下水道管路の耐震化100% 水道施設については、区民生活への影響を最小限に抑えるため、都(水道局)が浄水場や給水所等の耐震化を推進している。管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢機関や災害拠点連携病院を含む救急医療機関等への供給ルートの耐震継手化を令和2年度中に100%完了する。加えて、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても耐震継手化を推進する。また、都(下水道局)は、下水道施設について、水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、震災救援所や災害拠点病院などの施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を平成25年度までに100%完了した。その後は、ターミナル駅周辺や区の庁舎など復旧拠点となる施設等に拡大して耐震化を進める。また、事業者については、電気、ガス、通信の耐震化等の取組を継続する。これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧する体制を確保する。
16	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第2節 区、都及び防災機関の役割	東京ガス株式会社	東京ガス株式会社 (西部支店)
17	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組【予防対策】	(イ) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項 ・起震車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進 ・普段から小さな地震でも「グラッときたら身の安全」と声を掛けあい、まず身の安全を図り、揺れがおさまってから、あわてずに火を消す習慣の徹底 ・避難により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及び <u>ガス栓</u> しや断確認など出火防止の徹底 <略>	(イ) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項 ・起震車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進 ・普段から小さな地震でも「グラッときたら身の安全」と声を掛けあい、まず身の安全を図り、揺れがおさまってから、あわてずに火を消す習慣の徹底 ・避難により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及び <u>ガス栓</u> しや断確認など出火防止の徹底 <略>
18	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 現在の到達状況	3 エネルギーの確保に向けた課題 震災救援所に、必要最小限の電力を確保するため一救援所当たり計5台の発電機を設置しているが、発災時の電力の需要は <u>さらに多くあること</u> から、 <u>停電時においても電力需要を賄うため必要となる自立・分散型電源の設置・増設</u> 、蓄電池の備蓄等、費用対効果を踏まえ、総合的に検討を進めていく必要がある。	3 エネルギーの確保に向けた課題 震災救援所に、必要最小限の電力を確保するため一救援所当たり計5台の発電機を設置しているが、発災時の電力の需要は更に多くあることから、これを賄うために必要となる発電機の増設や蓄電池の備蓄等、 <u>電力使用の想定と費用対効果を踏まえ、総合的に検討を進めていく必要がある。</u>
19	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第3節 対策の方向性	3 エネルギーの確保 (1) <u>自立・分散型電源</u> (太陽光発電機器、蓄電池等)は、震災救援所が設置されることとなる学校の大規模改修等に合わせ、整備を進めていく。 (2) また、発災時に救援活動の拠点となる各地域区民センターへは、非常用発電機が未整備である阿佐谷地域区民センター、高円寺地域区民センターについて、大規模改修等の際に <u>自立・分散型電源(太陽光発電機器、蓄電池等)の設置</u> 、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。	3 エネルギーの確保 (1) 太陽光発電機器は、震災救援所が設置されることとなる学校の大規模改修等に合わせ、整備を進めていく。 (2) また、発災時に救援活動の拠点となる各地域区民センターへは、非常用発電機が未整備である阿佐谷地域区民センター、高円寺地域区民センターについて、大規模改修等の際に約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。

番号	区分	対象	修正後	修正前
20	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	7-2 ガス施設 (1) 施設の現況 ガスを供給する主要施設は、製造施設である <u>LNG基地</u> が <u>4か所</u> 、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管〔総延長 <u>64,545km</u> 〕（ <u>令和2年3月末現在</u> ）からなる。	7-2 ガス施設 (1) 施設の現況 ガスを供給する主要施設は、製造施設である <u>工場</u> が <u>3か所</u> 、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管〔総延長 <u>56,199km</u> 〕（ <u>平成25年3月末現在</u> ）からなる。
21	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	(1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化） 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約 <u>300</u> のブロックに分割している。 なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備（地区ガバナ）には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。 さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を <u>25</u> ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。	(1) 導管網ブロック化 地震時に被災地区の供給停止による二次災害の防止と、被害のない地区への供給確保により早期復旧を図るため、供給区域をブロック化している。 ア 低圧導管網の地区ブロック化（Lブロック化） 局地的地震被害の発生に対し、供給停止地区と供給継続地区に分割できるように、低圧導管網を約 <u>200</u> のブロックに分割している。 なお、ガスの圧力を中圧から低圧に減圧する設備（地区ガバナ）には、構造物の被害との相関性の高いSI値を計測するセンサーを設置している。 さらに、必要に応じてこれらの地区ガバナを遠隔遮断することの出来る防災システムを整備している。 イ 中圧導管網の地域ブロック化（Kブロック化） 中圧導管は阪神・淡路大震災レベルの地震においても被害が軽微となるよう高い耐震性を持たせており、供給停止する可能性は極めて低いものと考えられるが、万が一の場合に備え、全供給区域を <u>21</u> ブロックに分割し、中圧導管網上に遠隔で操作が可能な緊急遮断バルブを設置している。
22	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	(2) 放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備（放散塔など）を、 <u>LNG基地</u> ・整圧所・幹線ステーション等に設置している。	(2) 放散塔の設置 地震時のガスによる二次災害を抑止するため、導管内のガスを安全に大気中に放散する設備（放散塔など）を、 <u>工場</u> ・整圧所・幹線ステーション等に設置している。
23	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	1 地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう <u>LNG基地</u> ・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震（遠隔）遮断装置を設置している。	1 地震計の設置 地震発生時、各地の地震動が把握できるよう <u>工場</u> ・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには感震（遠隔）遮断装置を設置している。
24	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	8 エネルギーの確保 (1) 対策内容と役割分担 都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図るとともに、 <u>ヨージェネレーションの導入やLPガスの活用を促進するなど、民間事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。</u>	8 エネルギーの確保 (1) 対策内容と役割分担 都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図るとともに、LPガスの活用を促進するなど、民間事業者と連携して発災時のエネルギーの確保につなげる。
25	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	《区》 震災救援所である小中学校等36施設に太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害に伴う系統電力停電時においても必要最低限の電力を確保した。今後も学校等の大規模改修等に合わせ、 <u>自立・分散型電源（太陽光発電機器、蓄電池等）</u> を設置するとともに、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めいく。また、防災拠点については、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を計画的に進めていく。 <略>	《区》 震災救援所である小中学校等36施設に太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害に伴う系統電力停電時においても必要最低限の電力を確保した。今後も学校等の大規模改修等に合わせ、 <u>太陽光発電機器と蓄電池</u> を設置するとともに、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。また、防災拠点については、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を計画的に進めていく。 <略>

番号	区分	対象	修正後	修正前																					
26	防災会議委員	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th><th>災害の具体的な状況・被災の程度</th><th>本部長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第0次非常体制</td><td>・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合</td><td>防災・供給部長</td></tr> <tr> <td>第一次非常体制</td><td>・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合</td><td>運営ネットワーク カンパニー長</td></tr> <tr> <td>第二次非常体制</td><td>・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、 (中圧または低圧) ブロックを供給停止した場合</td><td>社長</td></tr> </tbody> </table>	体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長	第0次非常体制	・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	防災・供給部長	第一次非常体制	・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合	運営ネットワーク カンパニー長	第二次非常体制	・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、 (中圧または低圧) ブロックを供給停止した場合	社長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>体制区分</th><th>災害の具体的な状況・被災の程度</th><th>本部長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次非常体制</td><td>1 震度5弱・震度5強の地震が発生した場合</td><td>導管ネットワーク本部長</td></tr> <tr> <td>第二次非常体制</td><td>1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、 (中圧または低圧) ブロックを供給停止した場合</td><td>社長</td></tr> </tbody> </table>	体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長	第一次非常体制	1 震度5弱・震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク本部長	第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、 (中圧または低圧) ブロックを供給停止した場合	社長
体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長																							
第0次非常体制	・震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合	防災・供給部長																							
第一次非常体制	・震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合	運営ネットワーク カンパニー長																							
第二次非常体制	・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、 (中圧または低圧) ブロックを供給停止した場合	社長																							
体制区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長																							
第一次非常体制	1 震度5弱・震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク本部長																							
第二次非常体制	1 震度6弱以上の地震が発生した場合 2 震度5弱・震度5強以上の地震が発生し、 (中圧または低圧) ブロックを供給停止した場合	社長																							
27	防災会議委員	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>『東京ガス』 ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。 (1) 具体的な内容は以下のとおり。 ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。 ・予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。 ・復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。 ・ガスマーテーの近くのメーターガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。 &lt;略&gt;</p>	<p>『東京ガス』 ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。 (1) 具体的な内容は以下のとおり。 ・非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。 ・予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。 ・復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。 ・ガスマーテーの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。 &lt;略&gt;</p>																					
28	防災会議委員	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>イ 班の組織 現地災害対策本部の組織は、以下のとおり。</p> <pre> graph TD     A[本部長 (支店長)] --- B[副本部長 (設備部長)]     B --- C[情報統括班]     B --- D[設備復旧班]     B --- E[支店ビジネスユーズ班]     B --- F[企画総務班]   </pre>	<p>イ 班の組織 現地災害対策本部の組織は、以下のとおり。</p> <pre> graph TD     A[本部長 (支店長)] --- B[副部長]     B --- C[情報統括班]     B --- D[設備復旧班]     B --- E[オフィスユーザ班]     B --- F[マスクユーザ班]     B --- G[企画総務班]   </pre>																					
29	防災会議委員	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>イ 班の組織 現地災害対策本部の組織は、以下のとおり。</p> <pre> graph TD     A[本部長 (支店長)] --- B[副本部長 (設備部長)]     B --- C[情報統括班]     B --- D[設備復旧班]     B --- E[支店ビジネスユーズ班]     B --- F[企画総務班]   </pre>	<p>イ 班の組織 現地災害対策本部の組織は、以下のとおり。</p> <pre> graph TD     A[本部長 (支店長)] --- B[副部長]     B --- C[情報統括班]     B --- D[設備復旧班]     B --- E[オフィスユーザ班]     B --- F[マスクユーザ班]     B --- G[企画総務班]   </pre>																					
30	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第3節 対策の方向性	<p>2 地域による「共助」の推進 ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発していくとともに、地域における初期消火や救出・救護に関する実践的な防災訓練の実施や防災市民組織等の核となる「防災市民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。また、区は、スタンドパイプや簡易水道消火器具(ハリヤー)といった初期消火器具について、防災市民組織の希望に応じて配備を進めるとともに、設置場所の周知を行う等、災害対応力の向上を図る。 ・災害時の女性避難者にきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進し、性別による役割の固定や偏りが起きないよう男女の理解の促進を図る。また、様々な立場において内容や支援の方法に違いがある災害時の区民ニーズの違いに配慮するため、性別・多様性を理解している関係団体と支援内容を検討する等の環境整備に努める。 ・震災救援所運営連絡会など、区内の一定の地区の住民によって構成されている団体などは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画を作成することができる。 &lt;略&gt;</p>	<p>2 地域による「共助」の推進 ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発していくとともに、地域における初期消火や救出・救護に関する実践的な防災訓練の実施や防災市民組織等の核となる「防災市民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。また、区は、スタンドパイプや簡易水道消火器具(ハリヤー)といった初期消火器具について、防災市民組織の希望に応じて配備を進めるとともに、設置場所の周知を行う等、災害対応力の向上を図る。 ・災害時の区民ニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進し、性別による役割の固定や偏りが起きないよう男女の理解の促進を図る。なお、震災救援所運営連絡会など、区内の一定の地区的住民によって構成されている団体などは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画を作成することができる。 &lt;略&gt;</p>																					
31	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>ア 児童・生徒に対する防災教育 災害発生時の心がまえや避難方法、災害に対する備えについて、記入形式で学ぶ防災副読本「じしんにそなえて」及び新一年生等に「防災マニュアルミニブック」を配布し、防災教育の徹底を図る。併せて、小学校第四学年以上を対象とした防災施設の見学や中学生を対象とした普通救命講習を消防署との連携により実施する。これら防災・救命等に関わる活動を通して、防災に関連した教育を行い、より「自助」が児童・生徒に定着するよう、教育委員会との連携を密にし、防災教育全般の底上げを行う。 また、中学生レスキュー隊の活動を推進し、防災意識や社会貢献意欲を高める。</p>	<p>ア 児童・生徒に対する防災教育 災害発生時の心がまえや避難方法、災害に対する備えについて、記入形式で学ぶ防災副読本「じしんにそなえて」及び新一年生等に「防災マニュアルミニブック」を配布し、防災教育の徹底を図る。併せて、小学校第四学年以上を対象とした防災館見学や消防署と連携した中学生を対象とした普通救命講習を実施し、防災・救命等にかかる活動を通して、災害時における適切な行動や救急救命に関する知識や技術の教育を行う。また、中学生レスキュー隊の活動を推進し、防災に対する意識や地域社会に貢献しようという意識等を高める。</p>																					
32	防災会議委員	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第2章 区民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>6 区民・行政・事業所等の連携 区民、地域、区、事業所等が平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成することで、地域での防災体制を強化する。 (1) 相互の連携体制の推進 地域での防災体制強化のため、震災救援所を中心として、防災市民組織、事業所、ボランティア等の間ににおいて、発災時の情報連絡体制の確保や平時からの合同訓練の実施など、協力体制の構築・強化に努める。 なお、区の防災以外の様々な事業でも、発想の転換や新たな視点での見直しにより、防災効果が生まれることから、事業者を含めた連携体制の中で研究に取り組んでいく。</p>	<p>6 区民・行政・事業所等の連携 区民、地域、区、事業所等が平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成することで、地域防災体制を強化する。 (1) 相互の連携体制の推進 区は、防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の構築について検討する。</p>																					

番号	区分	対象	修正後	修正前
33	東京都	震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第2節 区、都及び防災機関の役割	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレのし尿の処理に関すること。 <u>3 工事中の下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。</u>	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレのし尿の処理に関すること。
34	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 現在の到達状況	2 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震化手化及び下水道管路の耐震化100%（略）また、都（下水道局）は、・・・震災時の <u>下水道</u> 機能を確保するため、・・・	2 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震化手化及び下水道管路の耐震化100%（略）また、都（下水道局）は、・・・震災時の <u>トイレ</u> 機能を確保するため、・・・
35	東京都	震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	6 下水道 (2) 取組内容 ア 下水道管とマンホールの接続部の耐震化の拡大及び対策推進 避難所や災害拠点病院などの <u>下水道</u> 機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化は完了した。 <略> イ マンホール浮上抑制対策の拡大及び対策推進 発災時の交通機能を確保するため、 <u>緊急輸送道路</u> のマンホール浮上抑制対策は完了した。今後、「液状化の危険性の高い・・・」のほか、「ターミナル駅や・・・」に <u>対象を</u> 拡大する。	6 下水道 (2) 取組内容 ア 下水道管とマンホールの接続部の耐震化の拡大及び対策推進 避難所や災害拠点病院などの <u>トイレ</u> 機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化は完了した。 <略> イ マンホール浮上抑制対策の拡大及び対策推進 発災時の交通機能を確保するため、 <u>マンホール浮上抑制対策の対象を</u> 「液状化の危険性の高い・・・」のほか、「ターミナル駅や・・・」に拡大する。
36	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第12章 住民の生活の早期再建 第3節 対策の方向性	2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題 <略> 被災後の <u>下水道</u> 機能の確保の必要がある。	2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題 <略> 被災後の <u>トイレ</u> 機能の確保の必要がある。
37	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的計画（風水害予防対策） 第1章 杉並区及び防災機関の役割 第2節 東京都関係機関等	機関の名称 下水道局・・・ 事務又は業務の大綱 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレのし尿の処理に関すること。 <u>3 工事中の下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。</u>	機関の名称 下水道局・・・ 事務又は業務の大綱 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレのし尿の処理に関すること。
38	東京都	震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	6 下水道 (2) 取組内容 エ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。～	6 下水道 (2) 取組内容 エ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、 <u>非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。</u> ～
39	東京都	震災・風水害編 第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	8 エネルギーの確保 (1) 対策内容と役割分担 (略) 都下水道局の対策内容 ・ <u>非常用発電設備の整備などによる停電や電力不足に対応する自己電源の増強</u>	8 エネルギーの確保 (1) 対策内容と役割分担 (略) 都下水道局の対策内容 ・ <u>常用発電設備の整備などによる停電や電力不足に対応する自己電源の増強</u>
40	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	8 エネルギーの確保 (2) 取組内容 (略) 《都下水道局》 停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。 <略>	8 エネルギーの確保 (2) 取組内容 (略) 《都下水道局》 停電時などの非常時においても下水道機能を維持するため、 <u>非常用発電設備が設置されていない施設や非常用電源の容量が不足している施設への早期導入を推進する。</u> <略>
41	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【予防対策】	区管内では、50mm拡充対策として、天沼・阿佐谷・高円寺地区を対象とする「桃園川幹線流域」を増強する第二桃園川幹線の整備 <u>を推進しており</u> 、荻窪二、四丁目地区の浸水対策貯留管 <u>を整備した。また</u> 、小規模対策地区として、善福寺が選定され、現在、残る「桃園川幹線流域」の事業に取組んでいる。 <略>	区管内では、50mm拡充対策として、天沼・阿佐谷・高円寺地区を対象とする「桃園川幹線流域」を増強する第二桃園川幹線の整備、荻窪二、四丁目地区の浸水対策貯留管の <u>整備</u> 、小規模対策地区として、善福寺が選定され、事業の <u>推進</u> に取組んでいる。 <略>

番号	区分	対象	修正後	修正前
42	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画(風水害予防対策) 第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組【予防対策】	(4) 下水道施設 水再生センター・ポンプ所では津波による電気設備への浸水を防ぐ耐水対策を <u>実施した。</u>	(4) 下水道施設 水再生センター・ポンプ所では津波による電気設備への浸水を防ぐ耐水対策を <u>実施している。</u>
43	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組【応急対策】	5 下水道 下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の <u>流下</u> に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。本節においては、都下水道局による下水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。 5-1 災害時の活動体制 <略> ・被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に <u>民間団体</u> の協力を得ることができるよう都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。 <略>	5 下水道 下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の <u>疎通</u> に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。本節においては、都下水道局による下水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。 5-1 災害時の活動体制 <略> ・被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ができるよう <u>民間団体との体制整備を進めている</u> 。このため、都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。 <略>
44	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 具体的な取組【復旧対策】	5 下水道 (2) 取組内容 イ 水再生センター・ポンプ所 <略> ・水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないように対処する。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。 <略>	5 下水道 (2) 取組内容 イ 水再生センター・ポンプ所 <略> ・水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないように対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせること等により、電源の信頼性向上を図る。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。 <略>
45	東京都	震災編第4部 降灰対策 第3章 具体的な取組【応急対策】 第8節 ライフライン施設等の応急・復旧対策	3 下水道施設 (2) 復旧対策 ウ 水再生センター・ポンプ所 ・降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、必要な措置を講じる。 ・停電が発生した場合、ディーゼル発電機、ガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。 ・建物その他の施設には、火山災害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄する。	3 下水道施設 (2) 復旧対策 ウ 水再生センター・ポンプ所 ・降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、必要な措置を講じる。 ・停電が発生した場合、ディーゼル発電機、ガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。 ・非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせること等により、電源の信頼性向上を図る。 ・建物その他の施設には、火山災害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄する。
46	東京都	震災・風水害編 第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提	平成25年10月16日 富風26号 240 86□□住家一部損壊 10 堀内、梅里、上高井戸、浜田山	平成25年10月16日 富風26号 240 86□□住家一部損壊 10 堀内、梅里、上高井戸、浜田山 平成25年10月16日 富風26号 240 86□□住家一部損壊 10 堀内、梅里、上高井戸、浜田山
47	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的な計画(応急・復旧計画) 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化 第1節 水防組織	2-2 都建設局第三建設事務所水防組織図。 <pre>graph TD     A[東京都水防本部] --- B[建設局]     A --- C[第三建設事務所]     A --- D[江東治水事務所]     A --- E[支庁]     A --- F[港湾局]     A --- G[総務局]     A --- H[水道局]     A --- I[下水道局]     A --- J[警視庁]     A --- K[東京消防庁]     B --- L[建設事務所]     B --- M[江東治水事務所]     C --- N[支庁]     D --- O[東京都港建設事務所&lt;br&gt;(高潮対策センター)]     F --- P[東京港建設事務所&lt;br&gt;(高潮対策センター)]     G --- Q[支庁]     H --- R[水道局]     I --- S[下水道局]     J --- T[警視庁]     K --- U[消防署]     L --- V[方面本部]     L --- W[警察署]     M --- X[方面本部]     N --- Y[方面本部]     O --- Z[方面本部]     P --- AA[方面本部]     Q --- BB[方面本部]     R --- CC[方面本部]     S --- DD[方面本部]     T --- EE[方面本部]     U --- FF[方面本部]     V --- GG[方面本部]     W --- HH[方面本部]     X --- II[方面本部]     Y --- JJ[方面本部]     Z --- KK[方面本部]     AA --- LL[方面本部]     BB --- MM[方面本部]     CC --- NN[方面本部]     DD --- OO[方面本部]     EE --- PP[方面本部]     FF --- QQ[方面本部]     GG --- RR[方面本部]     HH --- SS[方面本部]     II --- TT[方面本部]     JJ --- UU[方面本部]     KK --- VV[方面本部]     LL --- WW[方面本部]     MM --- XX[方面本部]     NN --- YY[方面本部]     OO --- ZZ[方面本部]     PP --- AA[方面本部]     QQ --- BB[方面本部]     RR --- CC[方面本部]     SS --- DD[方面本部]     TT --- EE[方面本部]     UU --- FF[方面本部]     VV --- GG[方面本部]     WW --- HH[方面本部]     XX --- II[方面本部]     YY --- JJ[方面本部]     ZZ --- KK[方面本部]</pre>	2-2 都建設局第三建設事務所水防組織図。 <pre>graph TD     A[東京都水防本部] --- B[建設局]     A --- C[第三建設事務所]     A --- D[江東治水事務所]     A --- E[支庁]     A --- F[港湾局]     A --- G[総務局]     A --- H[水道局]     A --- I[下水道局]     A --- J[警視庁]     A --- K[東京消防庁]     B --- L[建設事務所]     B --- M[江東治水事務所]     C --- N[支庁]     D --- O[東京都港建設事務所&lt;br&gt;(高潮対策センター)]     F --- P[東京港建設事務所&lt;br&gt;(高潮対策センター)]     G --- Q[支庁]     H --- R[水道局]     I --- S[下水道局]     J --- T[警視庁]     K --- U[消防署]     L --- V[方面本部]     L --- W[警察署]     M --- X[方面本部]     N --- Y[方面本部]     O --- Z[方面本部]     P --- AA[方面本部]     Q --- BB[方面本部]     R --- CC[方面本部]     S --- DD[方面本部]     T --- EE[方面本部]     U --- FF[方面本部]     V --- GG[方面本部]     W --- HH[方面本部]     X --- II[方面本部]     Y --- JJ[方面本部]     Z --- KK[方面本部]     AA --- LL[方面本部]     BB --- MM[方面本部]     CC --- NN[方面本部]     DD --- OO[方面本部]     EE --- PP[方面本部]     FF --- QQ[方面本部]     GG --- RR[方面本部]     HH --- SS[方面本部]     II --- TT[方面本部]     JJ --- UU[方面本部]     KK --- VV[方面本部]     LL --- WW[方面本部]     MM --- XX[方面本部]     NN --- YY[方面本部]     OO --- ZZ[方面本部]     PP --- AA[方面本部]     QQ --- BB[方面本部]     RR --- CC[方面本部]     SS --- DD[方面本部]     TT --- EE[方面本部]     UU --- FF[方面本部]     VV --- GG[方面本部]     WW --- HH[方面本部]     XX --- II[方面本部]     YY --- JJ[方面本部]     ZZ --- KK[方面本部]</pre>

番号	区分	対象	修正後	修正前
48	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	<p>イ 神田川洪水予報伝達系統</p> <p>イ 妙寺川洪水予報伝達系統</p> <p>イ 沼澤危険情報伝達系統</p>	<p>イ 神田川洪水予報伝達系統</p> <p>イ 妙寺川洪水予報伝達系統</p> <p>イ 沼澤危険情報伝達系統</p>
49	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】	<p>(1) 東京都豪雨対策基本方針 &lt;略&gt; その後、平成30年3月に神田川流域豪雨対策計画、<a href="#">令和元年11月に目黒川流域豪雨対策計画</a>を改定した。 &lt;略&gt;</p>	<p>(1) 東京都豪雨対策基本方針 &lt;略&gt; その後、平成30年3月に神田川流域豪雨対策計画を改定した。 &lt;略&gt;</p>
50	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第7章 避難者対策 第1節 避難態勢	<p><b>【警戒レベル3】</b> 避難準備・高齢者等避難開始 (4) 善福寺川調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合 <b>(5) 環状七号線地下広域調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合</b> <b>(6) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>【警戒レベル4】</b> 避難勧告 (5) 善福寺川調節池の貯水率が9割を超えた場合 <b>(6) 環状七号線地下広域調節池の貯水率が9割を超えた場合</b> <b>(7) 杉並区に大雨特別警報が発令された場合</b> <b>(8) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</b> &lt;略&gt;</p> <p>(5) 東京都水防災総合情報システムで、夜間から明け方に、善福寺川調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合 <b>(6) 東京都水防災総合情報システムで、夜間から明け方に、環状七号線地下広域調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合</b> <b>(7) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</b> &lt;略&gt;</p>	<p><b>【警戒レベル3】</b> 避難準備・高齢者等避難開始 (4) 善福寺川調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合 <b>(5) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</b> &lt;略&gt;</p> <p><b>【警戒レベル4】</b> 避難勧告 (5) 善福寺川調節池の貯水率が9割を超えた場合 (6) 杉並区に大雨特別警報が発令された場合 <b>(7) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</b> &lt;略&gt;</p> <p>(5) 東京都水防災総合情報システムで、夜間から明け方に、善福寺川調節池の貯水率が9割を超えるおそれがある場合 <b>(6) その他、区民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められる場合</b></p>

番号	区分	対象	修正後	修正前																																										
51	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標達成に向けた3つの柱</th> <th>取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円滑かつ迅速な避難のための取組</td> <td>洪水・高潮における河川・海岸管理者からの情報提供等 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供 危険レベルの統一化による防災情報の整理 隣接区市町村等への避難体制の共有 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認 水害ハザードマップの作成、改良と周知 まるごとまちごとハザードマップの促進 浸水実績等の周知 自助・共助の仕組みの強化 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実 防災教育の充実 水位計、河川監視用カメラ等の整備</td> </tr> <tr> <td>的確な水防活動のための取組</td> <td>水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等 水防訓練の充実 水防に関する広報の充実 水防活動を行う消防団體での連携、協力に関する検討 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 洪水時の区市町村等の機能確保のための対策の充実 迅速な氾濫水の排水に関する取組 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 その他の取組 堤防など河川管理施設の整備 災害時及び災害復旧に対する支援強化 災害情報等の共有体制の強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※東京都管理河川の氾濫に関する震災に向けた取組方針（改定）（令和2年5月22日）参照</td> </tr> </tbody> </table>	目標達成に向けた3つの柱	取組項目	円滑かつ迅速な避難のための取組	洪水・高潮における河川・海岸管理者からの情報提供等 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供 危険レベルの統一化による防災情報の整理 隣接区市町村等への避難体制の共有 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認 水害ハザードマップの作成、改良と周知 まるごとまちごとハザードマップの促進 浸水実績等の周知 自助・共助の仕組みの強化 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実 防災教育の充実 水位計、河川監視用カメラ等の整備	的確な水防活動のための取組	水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等 水防訓練の充実 水防に関する広報の充実 水防活動を行う消防団體での連携、協力に関する検討 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 洪水時の区市町村等の機能確保のための対策の充実 迅速な氾濫水の排水に関する取組 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 その他の取組 堤防など河川管理施設の整備 災害時及び災害復旧に対する支援強化 災害情報等の共有体制の強化	※東京都管理河川の氾濫に関する震災に向けた取組方針（改定）（令和2年5月22日）参照		<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標達成に向けた3つの柱</th> <th>取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円滑かつ迅速な避難のための取組</td> <td>洪水における河川管理者からの情報提供。 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認。 水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供。 隣接区市町村等への避難体制の共有。 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認。 水害ハザードマップの作成、改良と周知。 まるごとまちごとハザードマップの促進。 浸水実績等の周知。 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実。 防災教育の充実。 水位計、河川監視用カメラ等の整備。</td> </tr> <tr> <td>的確な水防活動のための取組</td> <td>水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等。 水防訓練の充実。 水防に関する広報の充実。 水防活動を行う消防団體での連携、及び協力に関する検討。 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実。 洪水時の区市町村等の機能確保のための対策の充実。 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等。 災害時及び災害復旧に対する支援強化。 災害情報等の共有体制の強化。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※東京都管理河川の氾濫に関する震災に向けた取組方針（改定）（令和2年5月22日）参照</td> </tr> </tbody> </table>	目標達成に向けた3つの柱	取組項目	円滑かつ迅速な避難のための取組	洪水における河川管理者からの情報提供。 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認。 水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供。 隣接区市町村等への避難体制の共有。 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認。 水害ハザードマップの作成、改良と周知。 まるごとまちごとハザードマップの促進。 浸水実績等の周知。 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実。 防災教育の充実。 水位計、河川監視用カメラ等の整備。	的確な水防活動のための取組	水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等。 水防訓練の充実。 水防に関する広報の充実。 水防活動を行う消防団體での連携、及び協力に関する検討。 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実。 洪水時の区市町村等の機能確保のための対策の充実。 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等。 災害時及び災害復旧に対する支援強化。 災害情報等の共有体制の強化。	※東京都管理河川の氾濫に関する震災に向けた取組方針（改定）（令和2年5月22日）参照																											
目標達成に向けた3つの柱	取組項目																																													
円滑かつ迅速な避難のための取組	洪水・高潮における河川・海岸管理者からの情報提供等 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供 危険レベルの統一化による防災情報の整理 隣接区市町村等への避難体制の共有 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認 水害ハザードマップの作成、改良と周知 まるごとまちごとハザードマップの促進 浸水実績等の周知 自助・共助の仕組みの強化 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実 防災教育の充実 水位計、河川監視用カメラ等の整備																																													
的確な水防活動のための取組	水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等 水防訓練の充実 水防に関する広報の充実 水防活動を行う消防団體での連携、協力に関する検討 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 洪水時の区市町村等の機能確保のための対策の充実 迅速な氾濫水の排水に関する取組 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 その他の取組 堤防など河川管理施設の整備 災害時及び災害復旧に対する支援強化 災害情報等の共有体制の強化																																													
※東京都管理河川の氾濫に関する震災に向けた取組方針（改定）（令和2年5月22日）参照																																														
目標達成に向けた3つの柱	取組項目																																													
円滑かつ迅速な避難のための取組	洪水における河川管理者からの情報提供。 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認。 水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供。 隣接区市町村等への避難体制の共有。 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認。 水害ハザードマップの作成、改良と周知。 まるごとまちごとハザードマップの促進。 浸水実績等の周知。 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実。 防災教育の充実。 水位計、河川監視用カメラ等の整備。																																													
的確な水防活動のための取組	水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等。 水防訓練の充実。 水防に関する広報の充実。 水防活動を行う消防団體での連携、及び協力に関する検討。 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実。 洪水時の区市町村等の機能確保のための対策の充実。 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等。 災害時及び災害復旧に対する支援強化。 災害情報等の共有体制の強化。																																													
※東京都管理河川の氾濫に関する震災に向けた取組方針（改定）（令和2年5月22日）参照																																														
52	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】	<p>(6) 災害時要配慮者利用施設への措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区は、災害時要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。</li> <li>・土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が作成指示に従わない場合、その理由を確認し、正当でない場合は、公表を検討する。また、施設ごとに設備環境が異なるため、必要に応じて、あらかじめ災害時要配慮者利用施設の管理者等と協議の上、<b>避難指示</b>等の伝達方法を決定する。</li> </ul>	<p>(6) 災害時要配慮者利用施設への措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区は、災害時要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況及び避難訓練の実施状況等を定期的に確認する。</li> <li>・土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画を作成していない場合、必要に応じて避難確保計画の作成を指示する。また、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設の管理者等が作成指示に従わない場合、その理由を確認し、正当でない場合は、公表を検討する。また、施設ごとに設備環境が異なるため、必要に応じて、あらかじめ災害時要配慮者利用施設の管理者等と協議の上、<b>洪水予報、避難勧告</b>等の伝達方法を決定する。</li> </ul>																																										
53	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化 第2節 水防機関の活動	<p>6 都建設局第三建設事務所の態勢及び活動</p> <p>(1) 所の態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準及び内容</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡態勢</td> <td>管内の杉並区に大雨、洪水注意報が発表された場合主として神田川・環状七号線地下調節池の神田川、善福寺川及び妙正寺川取水施設の操作を行ふ態勢並びに情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。</td> <td>3～4名</td> </tr> <tr> <td>警戒配備態勢</td> <td>主に次の場合で、主として雨量・水位の観測及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢。 1 新宿区、中野区、杉並区に大雨、洪水警報が発表された場合。 2 洪水予報河川である神田川及び妙正寺川に氾濫危険情報が発表された場合。 3 水位周知河川である善福寺川に氾濫危険情報が発表された場合。</td> <td>水防要員の概ね1/9</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td> <td>水防要員の概ね1/6</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td> <td>水防要員の概ね1/5</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td> <td>水防要員の概ね1/3</td> </tr> <tr> <td>第4非常配備態勢</td> <td>都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td> <td>水防要員全員</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準及び内容	人員	連絡態勢	管内の杉並区に大雨、洪水注意報が発表された場合主として神田川・環状七号線地下調節池の神田川、善福寺川及び妙正寺川取水施設の操作を行ふ態勢並びに情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	3～4名	警戒配備態勢	主に次の場合で、主として雨量・水位の観測及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢。 1 新宿区、中野区、杉並区に大雨、洪水警報が発表された場合。 2 洪水予報河川である神田川及び妙正寺川に氾濫危険情報が発表された場合。 3 水位周知河川である善福寺川に氾濫危険情報が発表された場合。	水防要員の概ね1/9	第1非常配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/6	第2非常配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/5	第3非常配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/3	第4非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員全員	<p>6 都建設局第三建設事務所の態勢及び活動</p> <p>(1) 所の態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準及び内容</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連絡態勢</td> <td>管内の杉並区に大雨、洪水注意報が発表された場合主として神田川・環状七号線地下調節池の神田川、善福寺川及び妙正寺川取水施設の操作を行ふ態勢並びに情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。</td> <td>3～4名</td> </tr> <tr> <td>警戒配備態勢</td> <td>主に次の場合で、主として雨量・水位の観測及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢。 1 新宿区、中野区、杉並区に大雨、洪水警報が発表された場合。 2 洪水予報河川である神田川に氾濫危険情報が発表された場合。 3 水位周知河川である善福寺川・妙正寺川に氾濫危険情報が発表された場合。</td> <td>水防要員の概ね1/9</td> </tr> <tr> <td>第1非常配備態勢</td> <td>局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td> <td>水防要員の概ね1/6</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備態勢</td> <td>複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td> <td>水防要員の概ね1/5</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備態勢</td> <td>大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td> <td>水防要員の概ね1/3</td> </tr> <tr> <td>第4非常配備態勢</td> <td>都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。</td> <td>水防要員全員</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準及び内容	人員	連絡態勢	管内の杉並区に大雨、洪水注意報が発表された場合主として神田川・環状七号線地下調節池の神田川、善福寺川及び妙正寺川取水施設の操作を行ふ態勢並びに情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	3～4名	警戒配備態勢	主に次の場合で、主として雨量・水位の観測及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢。 1 新宿区、中野区、杉並区に大雨、洪水警報が発表された場合。 2 洪水予報河川である神田川に氾濫危険情報が発表された場合。 3 水位周知河川である善福寺川・妙正寺川に氾濫危険情報が発表された場合。	水防要員の概ね1/9	第1非常配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/6	第2非常配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/5	第3非常配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/3	第4非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員全員
種類	基準及び内容	人員																																												
連絡態勢	管内の杉並区に大雨、洪水注意報が発表された場合主として神田川・環状七号線地下調節池の神田川、善福寺川及び妙正寺川取水施設の操作を行ふ態勢並びに情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	3～4名																																												
警戒配備態勢	主に次の場合で、主として雨量・水位の観測及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢。 1 新宿区、中野区、杉並区に大雨、洪水警報が発表された場合。 2 洪水予報河川である神田川及び妙正寺川に氾濫危険情報が発表された場合。 3 水位周知河川である善福寺川に氾濫危険情報が発表された場合。	水防要員の概ね1/9																																												
第1非常配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/6																																												
第2非常配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/5																																												
第3非常配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/3																																												
第4非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員全員																																												
種類	基準及び内容	人員																																												
連絡態勢	管内の杉並区に大雨、洪水注意報が発表された場合主として神田川・環状七号線地下調節池の神田川、善福寺川及び妙正寺川取水施設の操作を行ふ態勢並びに情報の収集及び連絡にあたり、事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える態勢。	3～4名																																												
警戒配備態勢	主に次の場合で、主として雨量・水位の観測及び水防資機材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢。 1 新宿区、中野区、杉並区に大雨、洪水警報が発表された場合。 2 洪水予報河川である神田川に氾濫危険情報が発表された場合。 3 水位周知河川である善福寺川・妙正寺川に氾濫危険情報が発表された場合。	水防要員の概ね1/9																																												
第1非常配備態勢	局地的な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/6																																												
第2非常配備態勢	複数の区域で水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/5																																												
第3非常配備態勢	大規模な水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員の概ね1/3																																												
第4非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき。	水防要員全員																																												
54	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	<pre> graph LR     MA[気象庁] --&gt; RA[関係各機関]     RA --- MA     MA --&gt; DB[都建設局・都総務局]     DB --&gt; FD[警視庁・東京消防庁]     DB --&gt; TO[第三建設事務所]     DB --&gt; EB[杉並区(土木計画課、防災課)]     FD --&gt; TO     FD --&gt; EB     TO --&gt; EB     EB --&gt; RA     RA --&gt; MA     RA --&gt; DB     RA --&gt; FD     RA --&gt; TO     RA --&gt; EB     RA -.-&gt; MA     RA -.-&gt; DB     RA -.-&gt; FD     RA -.-&gt; TO     RA -.-&gt; EB     MA -.-&gt; DB     MA -.-&gt; FD     MA -.-&gt; TO     MA -.-&gt; EB     DB -.-&gt; FD     DB -.-&gt; TO     DB -.-&gt; EB     FD -.-&gt; TO     FD -.-&gt; EB     TO -.-&gt; EB     EB -.-&gt; RA     </pre>	<pre> graph LR     MA[気象庁] --&gt; RA[関係各機関]     RA --- MA     MA --&gt; DB[都建設局・都総務局]     DB --&gt; FD[警視庁・東京消防庁]     DB --&gt; TO[第三建設事務所]     DB --&gt; EB[杉並区(土木計画課、防災課)]     FD --&gt; TO     FD --&gt; EB     TO --&gt; EB     EB --&gt; RA     RA --&gt; MA     RA --&gt; DB     RA --&gt; FD     RA --&gt; TO     RA --&gt; EB     RA -.-&gt; MA     RA -.-&gt; DB     RA -.-&gt; FD     RA -.-&gt; TO     RA -.-&gt; EB     MA -.-&gt; DB     MA -.-&gt; FD     MA -.-&gt; TO     MA -.-&gt; EB     DB -.-&gt; FD     DB -.-&gt; TO     DB -.-&gt; EB     FD -.-&gt; TO     FD -.-&gt; EB     TO -.-&gt; EB     EB -.-&gt; RA     </pre>																																										

番号	区分	対象	修正後	修正前																																																																																																																																												
55	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	<p>(1) 東京管区気象台管内（東京地方 23区西部 杉並区） (令和2年10月1日現在)<sup>*</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>13m/s 雪を伴う。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>13m/s<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>表面雨量指數基準※1<sup>*</sup> 11<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壤雨量指數基準※1<sup>*</sup> 123<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指數基準※1<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=9.2, 妙正寺川流域=5.7, 善福寺川流域=8.9<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>複合基準※2<sup>*</sup> 神田川流域=(5.9.2), 妙正寺川流域=(5.5.7), 善福寺川流域=(5.8.9)<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>12時間降雪の深さ 5cm<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷等により被害が予想される場合<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>最小湿度 25%で実効湿度 50%<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>視程 100m<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>4月10日～5月15日最低気温 2°C以下<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>夏期（平均気温）：平年より 5°C以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>冬期（最低気温）：-7°C以下、多摩西部は-9°C以下<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪注意報</td> <td>大雪警報の条件下で気温が-2°Cから 2°Cの時<sup>*</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 用語については、「土壤雨量指數、流域雨量指數及び表面雨量指數の解説」を参照。  *2 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組合せによる基準値。</p> <p>(令和2年10月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>25m/s 雪を伴う。</td> </tr> <tr> <td>暴風警報</td> <td>25m/s<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>表面雨量指數基準※1<sup>*</sup> 23<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壤雨量指數基準※1<sup>*</sup> 174<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指數基準※1<sup>*</sup></td> <td>善福寺川流域=11.2<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>複合基準※2<sup>*</sup> 妙正寺川流域=(8.6.4), 善福寺川流域=(8.10)<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準<sup>*</sup> 神田川【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】<sup>*</sup> 妙正寺川【篠塚橋・千歳橋】<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>12時間降雪の深さ 10cm<sup>*</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 用語については、「土壤雨量指數、流域雨量指數及び表面雨量指數の解説」を参照。  *2 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組合せによる基準値</p>	基準値		風雪注意報	13m/s 雪を伴う。	強風注意報	13m/s <sup>*</sup>	大雨注意報	表面雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 11 <sup>*</sup>		土壤雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 123 <sup>*</sup>	流域雨量指數基準※1 <sup>*</sup>	神田川流域=9.2, 妙正寺川流域=5.7, 善福寺川流域=8.9 <sup>*</sup>	洪水注意報	複合基準※2 <sup>*</sup> 神田川流域=(5.9.2), 妙正寺川流域=(5.5.7), 善福寺川流域=(5.8.9) <sup>*</sup>		指定河川洪水予報による基準 <sup>*</sup>	大雪注意報	12時間降雪の深さ 5cm <sup>*</sup>	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合 <sup>*</sup>	乾燥注意報	最小湿度 25%で実効湿度 50% <sup>*</sup>	濃霧注意報	視程 100m <sup>*</sup>	霜注意報	4月10日～5月15日最低気温 2°C以下 <sup>*</sup>	低温注意報	夏期（平均気温）：平年より 5°C以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき <sup>*</sup>		冬期（最低気温）：-7°C以下、多摩西部は-9°C以下 <sup>*</sup>	着氷・着雪注意報	大雪警報の条件下で気温が-2°Cから 2°Cの時 <sup>*</sup>	基準値		警報		暴風雪警報	25m/s 雪を伴う。	暴風警報	25m/s <sup>*</sup>	大雨警報	表面雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 23 <sup>*</sup>		土壤雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 174 <sup>*</sup>	流域雨量指數基準※1 <sup>*</sup>	善福寺川流域=11.2 <sup>*</sup>	洪水警報	複合基準※2 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(8.6.4), 善福寺川流域=(8.10) <sup>*</sup>		指定河川洪水予報による基準 <sup>*</sup> 神田川【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】 <sup>*</sup> 妙正寺川【篠塚橋・千歳橋】 <sup>*</sup>	大雪警報	12時間降雪の深さ 10cm <sup>*</sup>	<p>(1) 東京管区気象台管内（東京地方 23区西部 杉並区） (令和元年5月29日現在)<sup>*</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>平均風速 13m/s 雪を伴う。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>平均風速 13m/s<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>表面雨量指數基準※1<sup>*</sup> 11<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>土壤雨量指數基準※1<sup>*</sup> 123<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指數基準※1<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=7, 妙正寺川流域=5.3, 善福寺川流域=8.9<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>複合基準※2<sup>*</sup> 神田川流域=(11.5.6), 妙正寺川流域=(11.4.5), 善福寺川流域=(11.5)<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定河川洪水予報による基準<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>12時間降雪の深さ 5cm 以上。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷等により被害が予想される場合<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>最小湿度 25%で実効湿度 50%<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>視程 100m<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>4月10日～5月15日最低気温 2°C以下<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>夏期（平均気温）：平年より 5°C以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>冬期（最低気温）：-7°C以下、多摩西部は-9°C以下<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪注意報</td> <td>大雪警報の条件下で気温が-2°Cから 2°Cの時<sup>*</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 用語については、「土壤雨量指數、流域雨量指數及び表面雨量指數の解説」を参照。  *2 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組合せによる基準値。</p>	基準値		風雪注意報	平均風速 13m/s 雪を伴う。	強風注意報	平均風速 13m/s <sup>*</sup>	大雨注意報	表面雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 11 <sup>*</sup>		土壤雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 123 <sup>*</sup>	流域雨量指數基準※1 <sup>*</sup>	神田川流域=7, 妙正寺川流域=5.3, 善福寺川流域=8.9 <sup>*</sup>	洪水注意報	複合基準※2 <sup>*</sup> 神田川流域=(11.5.6), 妙正寺川流域=(11.4.5), 善福寺川流域=(11.5) <sup>*</sup>		指定河川洪水予報による基準 <sup>*</sup>	大雪注意報	12時間降雪の深さ 5cm 以上。	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合 <sup>*</sup>	乾燥注意報	最小湿度 25%で実効湿度 50% <sup>*</sup>	濃霧注意報	視程 100m <sup>*</sup>	霜注意報	4月10日～5月15日最低気温 2°C以下 <sup>*</sup>	低温注意報	夏期（平均気温）：平年より 5°C以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき <sup>*</sup>		冬期（最低気温）：-7°C以下、多摩西部は-9°C以下 <sup>*</sup>	着氷・着雪注意報	大雪警報の条件下で気温が-2°Cから 2°Cの時 <sup>*</sup>																																																								
基準値																																																																																																																																																
風雪注意報	13m/s 雪を伴う。																																																																																																																																															
強風注意報	13m/s <sup>*</sup>																																																																																																																																															
大雨注意報	表面雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 11 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
	土壤雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 123 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
流域雨量指數基準※1 <sup>*</sup>	神田川流域=9.2, 妙正寺川流域=5.7, 善福寺川流域=8.9 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
洪水注意報	複合基準※2 <sup>*</sup> 神田川流域=(5.9.2), 妙正寺川流域=(5.5.7), 善福寺川流域=(5.8.9) <sup>*</sup>																																																																																																																																															
	指定河川洪水予報による基準 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
大雪注意報	12時間降雪の深さ 5cm <sup>*</sup>																																																																																																																																															
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
乾燥注意報	最小湿度 25%で実効湿度 50% <sup>*</sup>																																																																																																																																															
濃霧注意報	視程 100m <sup>*</sup>																																																																																																																																															
霜注意報	4月10日～5月15日最低気温 2°C以下 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
低温注意報	夏期（平均気温）：平年より 5°C以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき <sup>*</sup>																																																																																																																																															
	冬期（最低気温）：-7°C以下、多摩西部は-9°C以下 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
着氷・着雪注意報	大雪警報の条件下で気温が-2°Cから 2°Cの時 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
基準値																																																																																																																																																
警報																																																																																																																																																
暴風雪警報	25m/s 雪を伴う。																																																																																																																																															
暴風警報	25m/s <sup>*</sup>																																																																																																																																															
大雨警報	表面雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 23 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
	土壤雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 174 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
流域雨量指數基準※1 <sup>*</sup>	善福寺川流域=11.2 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
洪水警報	複合基準※2 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(8.6.4), 善福寺川流域=(8.10) <sup>*</sup>																																																																																																																																															
	指定河川洪水予報による基準 <sup>*</sup> 神田川【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】 <sup>*</sup> 妙正寺川【篠塚橋・千歳橋】 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
大雪警報	12時間降雪の深さ 10cm <sup>*</sup>																																																																																																																																															
基準値																																																																																																																																																
風雪注意報	平均風速 13m/s 雪を伴う。																																																																																																																																															
強風注意報	平均風速 13m/s <sup>*</sup>																																																																																																																																															
大雨注意報	表面雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 11 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
	土壤雨量指數基準※1 <sup>*</sup> 123 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
流域雨量指數基準※1 <sup>*</sup>	神田川流域=7, 妙正寺川流域=5.3, 善福寺川流域=8.9 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
洪水注意報	複合基準※2 <sup>*</sup> 神田川流域=(11.5.6), 妙正寺川流域=(11.4.5), 善福寺川流域=(11.5) <sup>*</sup>																																																																																																																																															
	指定河川洪水予報による基準 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
大雪注意報	12時間降雪の深さ 5cm 以上。																																																																																																																																															
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
乾燥注意報	最小湿度 25%で実効湿度 50% <sup>*</sup>																																																																																																																																															
濃霧注意報	視程 100m <sup>*</sup>																																																																																																																																															
霜注意報	4月10日～5月15日最低気温 2°C以下 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
低温注意報	夏期（平均気温）：平年より 5°C以上低い日が 3日続いた後、さらに 2日以上続くとき <sup>*</sup>																																																																																																																																															
	冬期（最低気温）：-7°C以下、多摩西部は-9°C以下 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
着氷・着雪注意報	大雪警報の条件下で気温が-2°Cから 2°Cの時 <sup>*</sup>																																																																																																																																															
56	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	<p>(別表2) 洪水注意報基準 (令和2年10月8日現在)<sup>*</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>区市町村</th> <th>流域雨量指數基準*</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">23区・西部</td> <td>千代田区</td> <td>日本篠川流域=9.9<sup>*</sup> 神田川流域=24<sup>*</sup></td> <td>日本篠川流域=(7.9.9)<sup>*</sup> 神田川流域=(7.24)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>日本篠川流域=13.1<sup>*</sup> 隅田川流域=39.3<sup>*</sup> 神田川流域=24<sup>*</sup></td> <td>日本篠川流域=(7.13.1)<sup>*</sup> 隅田川流域=(13.39.3)<sup>*</sup> 神田川流域=(7.24)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>港区</td> <td>古川流域=7.0<sup>*</sup></td> <td>古川流域=(11.6.0)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>新宿区</td> <td>神田川流域=18.1<sup>*</sup> 妙正寺川流域=9.9<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=(5.18.1)<sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.9.9)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>文京区</td> <td>神田川流域=22.3<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=(7.22.3)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>品川区</td> <td>立会川流域=8.3<sup>*</sup> 目黒川流域=14.4<sup>*</sup></td> <td>立会川流域=(6.8.3)<sup>*</sup> 目黒川流域=(6.11.6)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>目黒区</td> <td>香川流域=6.5<sup>*</sup> 立会川流域=4.5<sup>*</sup> 目黒川流域=14.1<sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.8<sup>*</sup></td> <td>香川流域=(6.5)<sup>*</sup> 立会川流域=(7.3.6)<sup>*</sup> 目黒川流域=(7.11.3)<sup>*</sup> 蛇巻川流域=(7.5.8)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>大田区</td> <td>谷川流域=10.1<sup>*</sup></td> <td>多摩川 谷川流域=(6.7.2)<sup>*</sup></td> <td>多摩川 【田園調布（上）】<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">世田谷区</td> <td>野川流域=12.1<sup>*</sup> 仙川流域=9.7<sup>*</sup> 丸子川流域=3.1<sup>*</sup> 若川流域=3.9<sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.3<sup>*</sup> 鳥山川流域=6.7<sup>*</sup> 北沢川流域=6.8<sup>*</sup></td> <td>野川流域=(10.57)<sup>*</sup> 仙川流域=(6.11.5)<sup>*</sup> 丸子川流域=(6.8.3)<sup>*</sup> 若川流域=(6.2.2)<sup>*</sup> 蛇巻川流域=(6.3.6)<sup>*</sup> 鳥山川流域=(6.6.3)<sup>*</sup> 北沢川流域=(6.5.4)<sup>*</sup></td> <td>多摩川 【田園調布（上）】<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>渋谷区</td> <td>渋谷川流域=7.6<sup>*</sup> 神田川流域=12.4<sup>*</sup></td> <td>渋谷川流域=(6.6.9)<sup>*</sup> 神田川流域=(5.9.5)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>中野区</td> <td>神田川流域=12.4<sup>*</sup> 妙正寺川流域=8.1<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=(5.9.5)<sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.8.1)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>杉並区</td> <td>神田川流域=9.2<sup>*</sup> 妙正寺川流域=5.7<sup>*</sup> 善福寺川流域=5.9<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=(5.5.7)<sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.9.2)<sup>*</sup> 善福寺川流域=(5.8.9)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>豊島区</td> <td>神田川流域=21.1<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=(5.13.7)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>荒田川流域=37.1<sup>*</sup> 石神井川流域=8.14.5<sup>*</sup> 新河岸川流域=37<sup>*</sup> 石神井川流域=14.3<sup>*</sup></td> <td>荒田川流域=(8.14.5)<sup>*</sup> 新河岸川流域=(12.35.6)<sup>*</sup> 石神井川流域=(10.20)<sup>*</sup></td> <td>荒川 【岩淵水門（上）】<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>板橋区</td> <td>白子川流域=11.4<sup>*</sup> 石神井川流域=16<sup>*</sup></td> <td>白子川流域=(12.11.2)<sup>*</sup> 石神井川流域=(10.29.5)<sup>*</sup></td> <td>荒川 【治水橋・岩淵水門（上）】<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>練馬区</td> <td>石神井川流域=7.9<sup>*</sup> 白子川流域=9.3<sup>*</sup></td> <td>石神井川流域=(11.4.7)<sup>*</sup> 白子川流域=(7.9.3)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 用語については、「土壤雨量指數、流域雨量指數及び表面雨量指數の解説」を参照。</p>	市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指數基準*	複合基準	指定河川洪水予報による基準	23区・西部	千代田区	日本篠川流域=9.9 <sup>*</sup> 神田川流域=24 <sup>*</sup>	日本篠川流域=(7.9.9) <sup>*</sup> 神田川流域=(7.24) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	中央区	日本篠川流域=13.1 <sup>*</sup> 隅田川流域=39.3 <sup>*</sup> 神田川流域=24 <sup>*</sup>	日本篠川流域=(7.13.1) <sup>*</sup> 隅田川流域=(13.39.3) <sup>*</sup> 神田川流域=(7.24) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	港区	古川流域=7.0 <sup>*</sup>	古川流域=(11.6.0) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	新宿区	神田川流域=18.1 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=9.9 <sup>*</sup>	神田川流域=(5.18.1) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.9.9) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	文京区	神田川流域=22.3 <sup>*</sup>	神田川流域=(7.22.3) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	品川区	立会川流域=8.3 <sup>*</sup> 目黒川流域=14.4 <sup>*</sup>	立会川流域=(6.8.3) <sup>*</sup> 目黒川流域=(6.11.6) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	目黒区	香川流域=6.5 <sup>*</sup> 立会川流域=4.5 <sup>*</sup> 目黒川流域=14.1 <sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.8 <sup>*</sup>	香川流域=(6.5) <sup>*</sup> 立会川流域=(7.3.6) <sup>*</sup> 目黒川流域=(7.11.3) <sup>*</sup> 蛇巻川流域=(7.5.8) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	大田区	谷川流域=10.1 <sup>*</sup>	多摩川 谷川流域=(6.7.2) <sup>*</sup>	多摩川 【田園調布（上）】 <sup>*</sup>	世田谷区	野川流域=12.1 <sup>*</sup> 仙川流域=9.7 <sup>*</sup> 丸子川流域=3.1 <sup>*</sup> 若川流域=3.9 <sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.3 <sup>*</sup> 鳥山川流域=6.7 <sup>*</sup> 北沢川流域=6.8 <sup>*</sup>	野川流域=(10.57) <sup>*</sup> 仙川流域=(6.11.5) <sup>*</sup> 丸子川流域=(6.8.3) <sup>*</sup> 若川流域=(6.2.2) <sup>*</sup> 蛇巻川流域=(6.3.6) <sup>*</sup> 鳥山川流域=(6.6.3) <sup>*</sup> 北沢川流域=(6.5.4) <sup>*</sup>	多摩川 【田園調布（上）】 <sup>*</sup>	渋谷区	渋谷川流域=7.6 <sup>*</sup> 神田川流域=12.4 <sup>*</sup>	渋谷川流域=(6.6.9) <sup>*</sup> 神田川流域=(5.9.5) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	中野区	神田川流域=12.4 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=8.1 <sup>*</sup>	神田川流域=(5.9.5) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.8.1) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	杉並区	神田川流域=9.2 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=5.7 <sup>*</sup> 善福寺川流域=5.9 <sup>*</sup>	神田川流域=(5.5.7) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.9.2) <sup>*</sup> 善福寺川流域=(5.8.9) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	豊島区	神田川流域=21.1 <sup>*</sup>	神田川流域=(5.13.7) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	北区	荒田川流域=37.1 <sup>*</sup> 石神井川流域=8.14.5 <sup>*</sup> 新河岸川流域=37 <sup>*</sup> 石神井川流域=14.3 <sup>*</sup>	荒田川流域=(8.14.5) <sup>*</sup> 新河岸川流域=(12.35.6) <sup>*</sup> 石神井川流域=(10.20) <sup>*</sup>	荒川 【岩淵水門（上）】 <sup>*</sup>	板橋区	白子川流域=11.4 <sup>*</sup> 石神井川流域=16 <sup>*</sup>	白子川流域=(12.11.2) <sup>*</sup> 石神井川流域=(10.29.5) <sup>*</sup>	荒川 【治水橋・岩淵水門（上）】 <sup>*</sup>	練馬区	石神井川流域=7.9 <sup>*</sup> 白子川流域=9.3 <sup>*</sup>	石神井川流域=(11.4.7) <sup>*</sup> 白子川流域=(7.9.3) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	<p>(別表2) 洪水注意報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>区市町村</th> <th>流域雨量指數基準*</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">23区・西部</td> <td>千代田区</td> <td>日本篠川流域=9.2<sup>*</sup> 神田川流域=23.6<sup>*</sup></td> <td>日本篠川流域=(7.9.2)<sup>*</sup> 神田川流域=(11.18.9)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>中央区</td> <td>日本篠川流域=13.2<sup>*</sup> 隅田川流域=37.7<sup>*</sup> 神田川流域=23<sup>*</sup></td> <td>日本篠川流域=(13.9.8)<sup>*</sup> 隅田川流域=(13.30.3)<sup>*</sup> 神田川流域=(23.7)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>港区</td> <td>古川流域=6.1<sup>*</sup></td> <td>古川流域=(12.5.7)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>新宿区</td> <td>神田川流域=17.1<sup>*</sup> 妙正寺川流域=7.3<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=(8.9.1)<sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.6.2)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>文京区</td> <td>神田川流域=22.1<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=(8.11.8)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>品川区</td> <td>立会川流域=9.1<sup>*</sup> 目黒川流域=14.4<sup>*</sup></td> <td>立会川流域=(10.7.3)<sup>*</sup> 目黒川流域=(8.8)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>目黒区</td> <td>香川流域=6.7<sup>*</sup> 立会川流域=4.5<sup>*</sup> 目黒川流域=14.1<sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.8<sup>*</sup></td> <td>香川流域=(12.3.5)<sup>*</sup> 立会川流域=(10.3.6)<sup>*</sup> 目黒川流域=(8.7.4)<sup>*</sup> 蛇巻川流域=(12.5)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>大田区</td> <td>春川流域=9.6<sup>*</sup></td> <td>多摩川流域=(12.41.8)<sup>*</sup> 春川流域=(12.4.9)<sup>*</sup></td> <td>多摩川 【田園調布（上）】<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">世田谷区</td> <td>野川流域=12.1<sup>*</sup> 仙川流域=6.6<sup>*</sup> 丸子川流域=3.1<sup>*</sup> 若川流域=4<sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.3<sup>*</sup> 鳥山川流域=6.5<sup>*</sup> 北沢川流域=6.8<sup>*</sup></td> <td>多摩川流域=(10.45.7)<sup>*</sup> 野川流域=(6.12.1)<sup>*</sup> 丸子川流域=(6.8.9)<sup>*</sup> 若川流域=(8.1.8)<sup>*</sup> 蛇巻川流域=(6.3)<sup>*</sup> 鳥山川流域=(10.5)<sup>*</sup> 北沢川流域=(9.5.2)<sup>*</sup></td> <td>多摩川 【田園調布（上）】<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>渋谷区</td> <td>渋谷川流域=6.9<sup>*</sup> 神田川流域=10.7<sup>*</sup></td> <td>渋谷川流域=(10.3.5)<sup>*</sup> 神田川流域=(8.5.7)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>中野区</td> <td>神田川流域=10.7<sup>*</sup> 妙正寺川流域=7.5<sup>*</sup></td> <td>神田川流域=(8.5.7)<sup>*</sup> 妙正寺川流域=(6.6.3)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>杉並区</td> <td>神田川流域=7<sup>*</sup></td> <td>妙正寺川流域=(11.4.5)<sup>*</sup> 神田川流域=(11.5.6)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>豊島区</td> <td>神田川流域=20<sup>*</sup></td> <td>善福寺川流域=(11.5)<sup>*</sup> 神田川流域=(8.10.6)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>隅田川流域=35.9<sup>*</sup> 新河岸川流域=35.8<sup>*</sup> 石神井川流域=13.7<sup>*</sup></td> <td>石神井川流域=(10.7.1)<sup>*</sup> 新河岸川流域=(10.28.6)<sup>*</sup> 隅田川流域=(8.19.2)<sup>*</sup></td> <td>荒川 【岩淵水門（上）】<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>板橋区</td> <td>白子川流域=12<sup>*</sup> 石神井川流域=15.2<sup>*</sup></td> <td>石神井川流域=(10.10.2)<sup>*</sup> 新河岸川流域=(10.28.5)<sup>*</sup></td> <td>荒川 【治水橋・岩淵水門（上）】<sup>*</sup></td> </tr> <tr> <td>練馬区</td> <td>石神井川流域=5.6<sup>*</sup> 白子川流域=8.4<sup>*</sup></td> <td>石神井川流域=(11.3)<sup>*</sup> 白子川流域=(13.4.8)<sup>*</sup></td> <td>-<sup>*</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 用語については、「土壤雨量指數、流域雨量指數及び表面雨量指數の解説」を参照。</p>	市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指數基準*	複合基準	指定河川洪水予報による基準	23区・西部	千代田区	日本篠川流域=9.2 <sup>*</sup> 神田川流域=23.6 <sup>*</sup>	日本篠川流域=(7.9.2) <sup>*</sup> 神田川流域=(11.18.9) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	中央区	日本篠川流域=13.2 <sup>*</sup> 隅田川流域=37.7 <sup>*</sup> 神田川流域=23 <sup>*</sup>	日本篠川流域=(13.9.8) <sup>*</sup> 隅田川流域=(13.30.3) <sup>*</sup> 神田川流域=(23.7) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	港区	古川流域=6.1 <sup>*</sup>	古川流域=(12.5.7) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	新宿区	神田川流域=17.1 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=7.3 <sup>*</sup>	神田川流域=(8.9.1) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.6.2) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	文京区	神田川流域=22.1 <sup>*</sup>	神田川流域=(8.11.8) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	品川区	立会川流域=9.1 <sup>*</sup> 目黒川流域=14.4 <sup>*</sup>	立会川流域=(10.7.3) <sup>*</sup> 目黒川流域=(8.8) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	目黒区	香川流域=6.7 <sup>*</sup> 立会川流域=4.5 <sup>*</sup> 目黒川流域=14.1 <sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.8 <sup>*</sup>	香川流域=(12.3.5) <sup>*</sup> 立会川流域=(10.3.6) <sup>*</sup> 目黒川流域=(8.7.4) <sup>*</sup> 蛇巻川流域=(12.5) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	大田区	春川流域=9.6 <sup>*</sup>	多摩川流域=(12.41.8) <sup>*</sup> 春川流域=(12.4.9) <sup>*</sup>	多摩川 【田園調布（上）】 <sup>*</sup>	世田谷区	野川流域=12.1 <sup>*</sup> 仙川流域=6.6 <sup>*</sup> 丸子川流域=3.1 <sup>*</sup> 若川流域=4 <sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.3 <sup>*</sup> 鳥山川流域=6.5 <sup>*</sup> 北沢川流域=6.8 <sup>*</sup>	多摩川流域=(10.45.7) <sup>*</sup> 野川流域=(6.12.1) <sup>*</sup> 丸子川流域=(6.8.9) <sup>*</sup> 若川流域=(8.1.8) <sup>*</sup> 蛇巻川流域=(6.3) <sup>*</sup> 鳥山川流域=(10.5) <sup>*</sup> 北沢川流域=(9.5.2) <sup>*</sup>	多摩川 【田園調布（上）】 <sup>*</sup>	渋谷区	渋谷川流域=6.9 <sup>*</sup> 神田川流域=10.7 <sup>*</sup>	渋谷川流域=(10.3.5) <sup>*</sup> 神田川流域=(8.5.7) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	中野区	神田川流域=10.7 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=7.5 <sup>*</sup>	神田川流域=(8.5.7) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(6.6.3) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	杉並区	神田川流域=7 <sup>*</sup>	妙正寺川流域=(11.4.5) <sup>*</sup> 神田川流域=(11.5.6) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	豊島区	神田川流域=20 <sup>*</sup>	善福寺川流域=(11.5) <sup>*</sup> 神田川流域=(8.10.6) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>	北区	隅田川流域=35.9 <sup>*</sup> 新河岸川流域=35.8 <sup>*</sup> 石神井川流域=13.7 <sup>*</sup>	石神井川流域=(10.7.1) <sup>*</sup> 新河岸川流域=(10.28.6) <sup>*</sup> 隅田川流域=(8.19.2) <sup>*</sup>	荒川 【岩淵水門（上）】 <sup>*</sup>	板橋区	白子川流域=12 <sup>*</sup> 石神井川流域=15.2 <sup>*</sup>	石神井川流域=(10.10.2) <sup>*</sup> 新河岸川流域=(10.28.5) <sup>*</sup>	荒川 【治水橋・岩淵水門（上）】 <sup>*</sup>	練馬区	石神井川流域=5.6 <sup>*</sup> 白子川流域=8.4 <sup>*</sup>	石神井川流域=(11.3) <sup>*</sup> 白子川流域=(13.4.8) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>
市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指數基準*	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																												
23区・西部	千代田区	日本篠川流域=9.9 <sup>*</sup> 神田川流域=24 <sup>*</sup>	日本篠川流域=(7.9.9) <sup>*</sup> 神田川流域=(7.24) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	中央区	日本篠川流域=13.1 <sup>*</sup> 隅田川流域=39.3 <sup>*</sup> 神田川流域=24 <sup>*</sup>	日本篠川流域=(7.13.1) <sup>*</sup> 隅田川流域=(13.39.3) <sup>*</sup> 神田川流域=(7.24) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	港区	古川流域=7.0 <sup>*</sup>	古川流域=(11.6.0) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	新宿区	神田川流域=18.1 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=9.9 <sup>*</sup>	神田川流域=(5.18.1) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.9.9) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	文京区	神田川流域=22.3 <sup>*</sup>	神田川流域=(7.22.3) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	品川区	立会川流域=8.3 <sup>*</sup> 目黒川流域=14.4 <sup>*</sup>	立会川流域=(6.8.3) <sup>*</sup> 目黒川流域=(6.11.6) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	目黒区	香川流域=6.5 <sup>*</sup> 立会川流域=4.5 <sup>*</sup> 目黒川流域=14.1 <sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.8 <sup>*</sup>	香川流域=(6.5) <sup>*</sup> 立会川流域=(7.3.6) <sup>*</sup> 目黒川流域=(7.11.3) <sup>*</sup> 蛇巻川流域=(7.5.8) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	大田区	谷川流域=10.1 <sup>*</sup>	多摩川 谷川流域=(6.7.2) <sup>*</sup>	多摩川 【田園調布（上）】 <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	世田谷区	野川流域=12.1 <sup>*</sup> 仙川流域=9.7 <sup>*</sup> 丸子川流域=3.1 <sup>*</sup> 若川流域=3.9 <sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.3 <sup>*</sup> 鳥山川流域=6.7 <sup>*</sup> 北沢川流域=6.8 <sup>*</sup>	野川流域=(10.57) <sup>*</sup> 仙川流域=(6.11.5) <sup>*</sup> 丸子川流域=(6.8.3) <sup>*</sup> 若川流域=(6.2.2) <sup>*</sup> 蛇巻川流域=(6.3.6) <sup>*</sup> 鳥山川流域=(6.6.3) <sup>*</sup> 北沢川流域=(6.5.4) <sup>*</sup>	多摩川 【田園調布（上）】 <sup>*</sup>																																																																																																																																												
		渋谷区	渋谷川流域=7.6 <sup>*</sup> 神田川流域=12.4 <sup>*</sup>	渋谷川流域=(6.6.9) <sup>*</sup> 神田川流域=(5.9.5) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																											
中野区		神田川流域=12.4 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=8.1 <sup>*</sup>	神田川流域=(5.9.5) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.8.1) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
杉並区		神田川流域=9.2 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=5.7 <sup>*</sup> 善福寺川流域=5.9 <sup>*</sup>	神田川流域=(5.5.7) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.9.2) <sup>*</sup> 善福寺川流域=(5.8.9) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
豊島区		神田川流域=21.1 <sup>*</sup>	神田川流域=(5.13.7) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
北区		荒田川流域=37.1 <sup>*</sup> 石神井川流域=8.14.5 <sup>*</sup> 新河岸川流域=37 <sup>*</sup> 石神井川流域=14.3 <sup>*</sup>	荒田川流域=(8.14.5) <sup>*</sup> 新河岸川流域=(12.35.6) <sup>*</sup> 石神井川流域=(10.20) <sup>*</sup>	荒川 【岩淵水門（上）】 <sup>*</sup>																																																																																																																																												
板橋区		白子川流域=11.4 <sup>*</sup> 石神井川流域=16 <sup>*</sup>	白子川流域=(12.11.2) <sup>*</sup> 石神井川流域=(10.29.5) <sup>*</sup>	荒川 【治水橋・岩淵水門（上）】 <sup>*</sup>																																																																																																																																												
練馬区		石神井川流域=7.9 <sup>*</sup> 白子川流域=9.3 <sup>*</sup>	石神井川流域=(11.4.7) <sup>*</sup> 白子川流域=(7.9.3) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
市町村等をまとめた地域		区市町村	流域雨量指數基準*	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																											
23区・西部		千代田区	日本篠川流域=9.2 <sup>*</sup> 神田川流域=23.6 <sup>*</sup>	日本篠川流域=(7.9.2) <sup>*</sup> 神田川流域=(11.18.9) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																											
	中央区	日本篠川流域=13.2 <sup>*</sup> 隅田川流域=37.7 <sup>*</sup> 神田川流域=23 <sup>*</sup>	日本篠川流域=(13.9.8) <sup>*</sup> 隅田川流域=(13.30.3) <sup>*</sup> 神田川流域=(23.7) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	港区	古川流域=6.1 <sup>*</sup>	古川流域=(12.5.7) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	新宿区	神田川流域=17.1 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=7.3 <sup>*</sup>	神田川流域=(8.9.1) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(5.6.2) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	文京区	神田川流域=22.1 <sup>*</sup>	神田川流域=(8.11.8) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	品川区	立会川流域=9.1 <sup>*</sup> 目黒川流域=14.4 <sup>*</sup>	立会川流域=(10.7.3) <sup>*</sup> 目黒川流域=(8.8) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	目黒区	香川流域=6.7 <sup>*</sup> 立会川流域=4.5 <sup>*</sup> 目黒川流域=14.1 <sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.8 <sup>*</sup>	香川流域=(12.3.5) <sup>*</sup> 立会川流域=(10.3.6) <sup>*</sup> 目黒川流域=(8.7.4) <sup>*</sup> 蛇巻川流域=(12.5) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	大田区	春川流域=9.6 <sup>*</sup>	多摩川流域=(12.41.8) <sup>*</sup> 春川流域=(12.4.9) <sup>*</sup>	多摩川 【田園調布（上）】 <sup>*</sup>																																																																																																																																												
	世田谷区	野川流域=12.1 <sup>*</sup> 仙川流域=6.6 <sup>*</sup> 丸子川流域=3.1 <sup>*</sup> 若川流域=4 <sup>*</sup> 蛇巻川流域=6.3 <sup>*</sup> 鳥山川流域=6.5 <sup>*</sup> 北沢川流域=6.8 <sup>*</sup>	多摩川流域=(10.45.7) <sup>*</sup> 野川流域=(6.12.1) <sup>*</sup> 丸子川流域=(6.8.9) <sup>*</sup> 若川流域=(8.1.8) <sup>*</sup> 蛇巻川流域=(6.3) <sup>*</sup> 鳥山川流域=(10.5) <sup>*</sup> 北沢川流域=(9.5.2) <sup>*</sup>	多摩川 【田園調布（上）】 <sup>*</sup>																																																																																																																																												
		渋谷区	渋谷川流域=6.9 <sup>*</sup> 神田川流域=10.7 <sup>*</sup>	渋谷川流域=(10.3.5) <sup>*</sup> 神田川流域=(8.5.7) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																											
中野区		神田川流域=10.7 <sup>*</sup> 妙正寺川流域=7.5 <sup>*</sup>	神田川流域=(8.5.7) <sup>*</sup> 妙正寺川流域=(6.6.3) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
杉並区		神田川流域=7 <sup>*</sup>	妙正寺川流域=(11.4.5) <sup>*</sup> 神田川流域=(11.5.6) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
豊島区		神田川流域=20 <sup>*</sup>	善福寺川流域=(11.5) <sup>*</sup> 神田川流域=(8.10.6) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												
北区		隅田川流域=35.9 <sup>*</sup> 新河岸川流域=35.8 <sup>*</sup> 石神井川流域=13.7 <sup>*</sup>	石神井川流域=(10.7.1) <sup>*</sup> 新河岸川流域=(10.28.6) <sup>*</sup> 隅田川流域=(8.19.2) <sup>*</sup>	荒川 【岩淵水門（上）】 <sup>*</sup>																																																																																																																																												
板橋区		白子川流域=12 <sup>*</sup> 石神井川流域=15.2 <sup>*</sup>	石神井川流域=(10.10.2) <sup>*</sup> 新河岸川流域=(10.28.5) <sup>*</sup>	荒川 【治水橋・岩淵水門（上）】 <sup>*</sup>																																																																																																																																												
練馬区		石神井川流域=5.6 <sup>*</sup> 白子川流域=8.4 <sup>*</sup>	石神井川流域=(11.3) <sup>*</sup> 白子川流域=(13.4.8) <sup>*</sup>	- <sup>*</sup>																																																																																																																																												

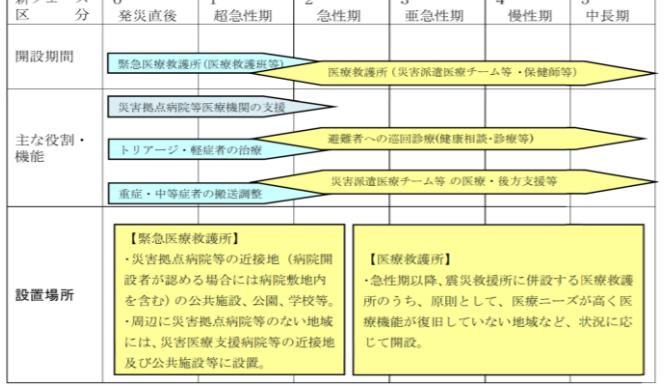
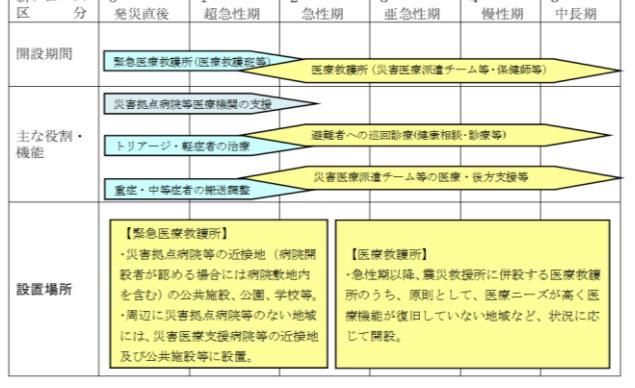
番号	区分	対象	修正後	修正前																																																																																																																																																																																																																									
57	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	(別表4) 洪水警報基準(令和2年10月8日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>区市町村</th> <th>流域雨量指標基準※</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">23区、西部</td> <td>千代田区、日本橋川流域=12.4</td> <td>神田川流域= (25, 27.9)</td> <td>神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央区、日本橋川流域=15.4</td> <td>神田川流域= (25, 28)</td> <td>神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港区、</td> <td>-</td> <td>表谷川・古川 【表谷橋・四ノ橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新宿区、</td> <td>-</td> <td>妙正寺川流域= (8, 11.1)</td> <td>神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文京区、</td> <td>-</td> <td>神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品川区、立会川流域=10.4</td> <td>目黒川流域= (9, 12.9)</td> <td>目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">目黒区、</td> <td>立会川流域=5.7</td> <td>立会川流域= (11, 4)</td> <td>目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛇巻川流域=8.6</td> <td>立会川流域= (17, 12.5)</td> <td>目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大田区、</td> <td>多磨川流域= (12, 60.2)</td> <td>多磨川 【田園調布(上)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区、</td> <td>丸子川流域=3.9</td> <td>丸子川流域= (9, 10.9)</td> <td>丸子川 【石原・田園調布(上)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>香川流域=4.9</td> <td>香川流域= (9, 4)</td> <td>仙川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛇巻川流域=9</td> <td>蛇巻川流域= (9, 5.5)</td> <td>野川・仙川【大沢池上・鷺田橋野川・鷺田橋仙川】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">渋谷区、</td> <td>北沢川流域=8.5</td> <td>北沢川流域= (9, 7.6)</td> <td>北沢川 【北沢川】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山川流域=8.4</td> <td>山川流域= (14, 8)</td> <td>山川 【表谷橋・四ノ橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪谷区、</td> <td>渋谷川流域= (10, 7.7)</td> <td>渋谷川・古川【表谷橋・四ノ橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中野区、</td> <td>-</td> <td>神田川流域= (20, 13)</td> <td>神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杉並区、</td> <td>妙正寺川流域= (8, 9.1)</td> <td>妙正寺川流域= (8, 6.4)</td> <td>神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊島区、</td> <td>-</td> <td>妙正寺川流域= (8, 10)</td> <td>妙正寺川 【豊橋・和田見橋・千歳橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北区、</td> <td>隅田川流域=46.4</td> <td>隅田川流域= (10, 16.3)</td> <td>隅田川 【治水橋・岩瀬水門(上)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新河岸川流域=45.3</td> <td>新河岸川流域= (14, 39.5)</td> <td>新河岸川流域= (15, 30.9)</td> <td>新河岸川流域= (15, 30.9)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石神井川流域=18.2</td> <td>石神井川流域= (16, 12.5)</td> <td>石神井川流域= (25, 12)</td> <td>石神井川流域= (25, 12)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">板橋区、</td> <td>石神井川流域=20</td> <td>石神井川流域= (16, 12.5)</td> <td>荒川 【治水橋・岩瀬水門(上)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>白子川流域=14.3</td> <td>白子川流域= (22, 38.6)</td> <td>新河岸川流域= (22, 38.6)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石神井川流域=11.9</td> <td>石神井川流域= (27, 6.2)</td> <td>白子川流域=11.7</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 用語については、「土壤雨量指数・流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。</p>	市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指標基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準	23区、西部	千代田区、日本橋川流域=12.4	神田川流域= (25, 27.9)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】		中央区、日本橋川流域=15.4	神田川流域= (25, 28)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】		港区、	-	表谷川・古川 【表谷橋・四ノ橋】		新宿区、	-	妙正寺川流域= (8, 11.1)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】		文京区、	-	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】		品川区、立会川流域=10.4	目黒川流域= (9, 12.9)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】		目黒区、	立会川流域=5.7	立会川流域= (11, 4)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】		蛇巻川流域=8.6	立会川流域= (17, 12.5)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】		大田区、	多磨川流域= (12, 60.2)	多磨川 【田園調布(上)】		世田谷区、	丸子川流域=3.9	丸子川流域= (9, 10.9)	丸子川 【石原・田園調布(上)】		香川流域=4.9	香川流域= (9, 4)	仙川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】		蛇巻川流域=9	蛇巻川流域= (9, 5.5)	野川・仙川【大沢池上・鷺田橋野川・鷺田橋仙川】		渋谷区、	北沢川流域=8.5	北沢川流域= (9, 7.6)	北沢川 【北沢川】		山川流域=8.4	山川流域= (14, 8)	山川 【表谷橋・四ノ橋】		洪谷区、	渋谷川流域= (10, 7.7)	渋谷川・古川【表谷橋・四ノ橋】		中野区、	-	神田川流域= (20, 13)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】		杉並区、	妙正寺川流域= (8, 9.1)	妙正寺川流域= (8, 6.4)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】		豊島区、	-	妙正寺川流域= (8, 10)	妙正寺川 【豊橋・和田見橋・千歳橋】		北区、	隅田川流域=46.4	隅田川流域= (10, 16.3)	隅田川 【治水橋・岩瀬水門(上)】		新河岸川流域=45.3	新河岸川流域= (14, 39.5)	新河岸川流域= (15, 30.9)	新河岸川流域= (15, 30.9)		石神井川流域=18.2	石神井川流域= (16, 12.5)	石神井川流域= (25, 12)	石神井川流域= (25, 12)		板橋区、	石神井川流域=20	石神井川流域= (16, 12.5)	荒川 【治水橋・岩瀬水門(上)】		白子川流域=14.3	白子川流域= (22, 38.6)	新河岸川流域= (22, 38.6)		石神井川流域=11.9	石神井川流域= (27, 6.2)	白子川流域=11.7		(別表4) 洪水警報基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>区市町村</th> <th>流域雨量指標基準※</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">23区、西部</td> <td>千代田区、</td> <td>日本橋川流域=11.6</td> <td>神田川流域= (11, 27.1)</td> <td>神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> </tr> <tr> <td>中央区、</td> <td>日本橋川流域=16.6</td> <td>-</td> <td>神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> </tr> <tr> <td>港区、</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>渋谷川・古川 【表谷橋・四ノ橋】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新宿区、</td> <td>-</td> <td>妙正寺川流域=9.2</td> <td>神田川流域= (8, 18.5)</td> <td>神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> </tr> <tr> <td>文京区、</td> <td>-</td> <td>神田川流域= (8, 24)</td> <td>神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> </tr> <tr> <td>品川区、立会川流域=11.4</td> <td>目黒川流域= (9, 12.7)</td> <td>目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">目黒区、</td> <td>立会川流域=5.7</td> <td>立会川流域= (14, 5.4)</td> <td>目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛇巻川流域=8.6</td> <td>蛇巻川流域= (14, 5.4)</td> <td>目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大田区、</td> <td>春川流域=12</td> <td>春川流域= (14, 7.7)</td> <td>多摩川 【田園調布(上)】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">世田谷区、</td> <td>丸子川流域=3.9</td> <td>丸子川流域= (14, 3.2)</td> <td>世田谷区、</td> <td>多摩川 【石原・田園調布(上)】</td> </tr> <tr> <td>春川流域=5</td> <td>春川流域= (9, 7.3)</td> <td>蛇巻川流域=7.9</td> <td>野川・仙川【大沢池上・鷺田橋野川・鷺田橋仙川】</td> </tr> <tr> <td>北沢川流域=8.6</td> <td>北沢川流域= (9, 7.7)</td> <td>北沢川流域=8.2</td> <td>鳥山川流域=8.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">渋谷区、</td> <td>-</td> <td>神田川流域= (8, 13)</td> <td>渋谷川・古川 【表谷橋・四ノ橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>-</td> <td>中野区、</td> <td>神田川流域= (8, 18)</td> <td>神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">杉並区、</td> <td>妙正寺川流域=9.4</td> <td>妙正寺川流域= (8, 7.4)</td> <td>妙正寺川流域= (11, 6.3)</td> <td>神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> </tr> <tr> <td>妙正寺川流域=6.6</td> <td>妙正寺川流域= (11, 10)</td> <td>善福寺川流域= (11, 10)</td> <td>神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> </tr> <tr> <td>豊島区、</td> <td>神田川流域= (8, 21.6)</td> <td>-</td> <td>神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北区、</td> <td>隅田川流域=45.1</td> <td>隅田川流域= (18, 10.8)</td> <td>北区、</td> <td>石神井川流域=45.1 新河岸川流域=44.8 石神井川流域=17.2</td> </tr> <tr> <td>新河岸川流域=44.8</td> <td>新河岸川流域= (10, 40.2)</td> <td>荒川 【治水橋・岩瀬水門(上)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>板橋区、</td> <td>石神井川流域=19</td> <td>石神井川流域= (15, 11.3)</td> <td>荒川 【治水橋・岩瀬水門(上)】</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">練馬区、</td> <td>白子川流域=7</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>練馬区 【石神井川流域=7 白子川流域=10.5】</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 用語については、「土壤雨量指数・流域雨量指数及び表面雨量指数の解説」を参照。</p>	市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指標基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準	23区、西部	千代田区、	日本橋川流域=11.6	神田川流域= (11, 27.1)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】	中央区、	日本橋川流域=16.6	-	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】	港区、	-	-	渋谷川・古川 【表谷橋・四ノ橋】	新宿区、	-	妙正寺川流域=9.2	神田川流域= (8, 18.5)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】	文京区、	-	神田川流域= (8, 24)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】	品川区、立会川流域=11.4	目黒川流域= (9, 12.7)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】		目黒区、	立会川流域=5.7	立会川流域= (14, 5.4)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】		蛇巻川流域=8.6	蛇巻川流域= (14, 5.4)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】		大田区、	春川流域=12	春川流域= (14, 7.7)	多摩川 【田園調布(上)】	世田谷区、	丸子川流域=3.9	丸子川流域= (14, 3.2)	世田谷区、	多摩川 【石原・田園調布(上)】	春川流域=5	春川流域= (9, 7.3)	蛇巻川流域=7.9	野川・仙川【大沢池上・鷺田橋野川・鷺田橋仙川】	北沢川流域=8.6	北沢川流域= (9, 7.7)	北沢川流域=8.2	鳥山川流域=8.2	渋谷区、	-	神田川流域= (8, 13)	渋谷川・古川 【表谷橋・四ノ橋】		-	-	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】		-	-	中野区、	神田川流域= (8, 18)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】	杉並区、	妙正寺川流域=9.4	妙正寺川流域= (8, 7.4)	妙正寺川流域= (11, 6.3)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】	妙正寺川流域=6.6	妙正寺川流域= (11, 10)	善福寺川流域= (11, 10)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】	豊島区、	神田川流域= (8, 21.6)	-	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】	北区、	隅田川流域=45.1	隅田川流域= (18, 10.8)	北区、	石神井川流域=45.1 新河岸川流域=44.8 石神井川流域=17.2	新河岸川流域=44.8	新河岸川流域= (10, 40.2)	荒川 【治水橋・岩瀬水門(上)】		板橋区、	石神井川流域=19	石神井川流域= (15, 11.3)	荒川 【治水橋・岩瀬水門(上)】		練馬区、	白子川流域=7	-	-	練馬区 【石神井川流域=7 白子川流域=10.5】	
市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指標基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																																																									
23区、西部	千代田区、日本橋川流域=12.4	神田川流域= (25, 27.9)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																										
	中央区、日本橋川流域=15.4	神田川流域= (25, 28)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																										
	港区、	-	表谷川・古川 【表谷橋・四ノ橋】																																																																																																																																																																																																																										
新宿区、	-	妙正寺川流域= (8, 11.1)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																										
	文京区、	-	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																										
	品川区、立会川流域=10.4	目黒川流域= (9, 12.9)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】																																																																																																																																																																																																																										
目黒区、	立会川流域=5.7	立会川流域= (11, 4)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】																																																																																																																																																																																																																										
	蛇巻川流域=8.6	立会川流域= (17, 12.5)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】																																																																																																																																																																																																																										
	大田区、	多磨川流域= (12, 60.2)	多磨川 【田園調布(上)】																																																																																																																																																																																																																										
世田谷区、	丸子川流域=3.9	丸子川流域= (9, 10.9)	丸子川 【石原・田園調布(上)】																																																																																																																																																																																																																										
	香川流域=4.9	香川流域= (9, 4)	仙川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																										
	蛇巻川流域=9	蛇巻川流域= (9, 5.5)	野川・仙川【大沢池上・鷺田橋野川・鷺田橋仙川】																																																																																																																																																																																																																										
渋谷区、	北沢川流域=8.5	北沢川流域= (9, 7.6)	北沢川 【北沢川】																																																																																																																																																																																																																										
	山川流域=8.4	山川流域= (14, 8)	山川 【表谷橋・四ノ橋】																																																																																																																																																																																																																										
	洪谷区、	渋谷川流域= (10, 7.7)	渋谷川・古川【表谷橋・四ノ橋】																																																																																																																																																																																																																										
中野区、	-	神田川流域= (20, 13)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																										
	杉並区、	妙正寺川流域= (8, 9.1)	妙正寺川流域= (8, 6.4)	神田川 【豊橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																									
	豊島区、	-	妙正寺川流域= (8, 10)	妙正寺川 【豊橋・和田見橋・千歳橋】																																																																																																																																																																																																																									
北区、	隅田川流域=46.4	隅田川流域= (10, 16.3)	隅田川 【治水橋・岩瀬水門(上)】																																																																																																																																																																																																																										
	新河岸川流域=45.3	新河岸川流域= (14, 39.5)	新河岸川流域= (15, 30.9)	新河岸川流域= (15, 30.9)																																																																																																																																																																																																																									
	石神井川流域=18.2	石神井川流域= (16, 12.5)	石神井川流域= (25, 12)	石神井川流域= (25, 12)																																																																																																																																																																																																																									
板橋区、	石神井川流域=20	石神井川流域= (16, 12.5)	荒川 【治水橋・岩瀬水門(上)】																																																																																																																																																																																																																										
	白子川流域=14.3	白子川流域= (22, 38.6)	新河岸川流域= (22, 38.6)																																																																																																																																																																																																																										
	石神井川流域=11.9	石神井川流域= (27, 6.2)	白子川流域=11.7																																																																																																																																																																																																																										
市町村等をまとめた地域	区市町村	流域雨量指標基準※	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																																																									
23区、西部	千代田区、	日本橋川流域=11.6	神田川流域= (11, 27.1)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																									
	中央区、	日本橋川流域=16.6	-	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																									
	港区、	-	-	渋谷川・古川 【表谷橋・四ノ橋】																																																																																																																																																																																																																									
新宿区、	-	妙正寺川流域=9.2	神田川流域= (8, 18.5)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																									
	文京区、	-	神田川流域= (8, 24)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																									
	品川区、立会川流域=11.4	目黒川流域= (9, 12.7)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】																																																																																																																																																																																																																										
目黒区、	立会川流域=5.7	立会川流域= (14, 5.4)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】																																																																																																																																																																																																																										
	蛇巻川流域=8.6	蛇巻川流域= (14, 5.4)	目黒川 【青葉台・荏原調節池上流】																																																																																																																																																																																																																										
	大田区、	春川流域=12	春川流域= (14, 7.7)	多摩川 【田園調布(上)】																																																																																																																																																																																																																									
世田谷区、	丸子川流域=3.9	丸子川流域= (14, 3.2)	世田谷区、	多摩川 【石原・田園調布(上)】																																																																																																																																																																																																																									
	春川流域=5	春川流域= (9, 7.3)	蛇巻川流域=7.9	野川・仙川【大沢池上・鷺田橋野川・鷺田橋仙川】																																																																																																																																																																																																																									
	北沢川流域=8.6	北沢川流域= (9, 7.7)	北沢川流域=8.2	鳥山川流域=8.2																																																																																																																																																																																																																									
渋谷区、	-	神田川流域= (8, 13)	渋谷川・古川 【表谷橋・四ノ橋】																																																																																																																																																																																																																										
	-	-	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																										
	-	-	中野区、	神田川流域= (8, 18)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																								
杉並区、	妙正寺川流域=9.4	妙正寺川流域= (8, 7.4)	妙正寺川流域= (11, 6.3)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																									
	妙正寺川流域=6.6	妙正寺川流域= (11, 10)	善福寺川流域= (11, 10)	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																									
	豊島区、	神田川流域= (8, 21.6)	-	神田川 【番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋】																																																																																																																																																																																																																									
北区、	隅田川流域=45.1	隅田川流域= (18, 10.8)	北区、	石神井川流域=45.1 新河岸川流域=44.8 石神井川流域=17.2																																																																																																																																																																																																																									
	新河岸川流域=44.8	新河岸川流域= (10, 40.2)	荒川 【治水橋・岩瀬水門(上)】																																																																																																																																																																																																																										
	板橋区、	石神井川流域=19	石神井川流域= (15, 11.3)	荒川 【治水橋・岩瀬水門(上)】																																																																																																																																																																																																																									
練馬区、	白子川流域=7	-	-	練馬区 【石神井川流域=7 白子川流域=10.5】																																																																																																																																																																																																																									
	58	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	(4) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。	(4) 土砂災害警戒判定メッシュ情報 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けされた予測で、気象庁が発表する防災情報である。																																																																																																																																																																																																																								
	59	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	河川名、区間、基準地点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区間</th> <th>基準地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">妙正寺川</td> <td>左岸、杉並区清水3丁目22番地先から神田川合流点まで</td> <td rowspan="2">鷺盛橋 千歳橋</td> </tr> <tr> <td>右岸、杉並区清水3丁目22番地先から神田川合流点まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区間	基準地点	妙正寺川	左岸、杉並区清水3丁目22番地先から神田川合流点まで	鷺盛橋 千歳橋	右岸、杉並区清水3丁目22番地先から神田川合流点まで	河川名、区間、基準地点 <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区間</th> <th>基準地点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">妙正寺川</td> <td>左岸、杉並区清水3丁目22番地先(妙正寺池)から神田川合流点まで</td> <td rowspan="2">鷺盛橋 千歳橋</td> </tr> <tr> <td>右岸、杉並区清水3丁目22番地先(妙正寺池)から神田川合流点まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区間	基準地点	妙正寺川	左岸、杉並区清水3丁目22番地先(妙正寺池)から神田川合流点まで	鷺盛橋 千歳橋	右岸、杉並区清水3丁目22番地先(妙正寺池)から神田川合流点まで																																																																																																																																																																																																										
河川名	区間	基準地点																																																																																																																																																																																																																											
妙正寺川	左岸、杉並区清水3丁目22番地先から神田川合流点まで	鷺盛橋 千歳橋																																																																																																																																																																																																																											
	右岸、杉並区清水3丁目22番地先から神田川合流点まで																																																																																																																																																																																																																												
河川名	区間	基準地点																																																																																																																																																																																																																											
妙正寺川	左岸、杉並区清水3丁目22番地先(妙正寺池)から神田川合流点まで	鷺盛橋 千歳橋																																																																																																																																																																																																																											
	右岸、杉並区清水3丁目22番地先(妙正寺池)から神田川合流点まで																																																																																																																																																																																																																												
60	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第4節 被害状況等の調査報告	(5) 災害時要配慮者利用施設への情報伝達 区は、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内において災害時要配慮者利用施設の管理者等に電子メール、杉並区「防災・防犯情報メール」、FAX、防災行政無線等を活用し、洪水予報、 <u>土砂災害警戒情報</u> 、 <u>避難指示</u> 等の防災情報を伝達する。【別冊・資料159】	(5) 災害時要配慮者利用施設への情報伝達 区は、洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内において災害時要配慮者利用施設の管理者等に電子メール、杉並区「災害・防災情報メール」、FAX、防災行政無線等を活用し、洪水予報、 <u>避難勧告</u> 等の防災情報を伝達する。【別冊・資料159】																																																																																																																																																																																																																									
61	東京都	震災・風水害編 第1部 総則 第2章 杉並区の概況 第2節 杉並区の人口・生活環境	区分、総数、都立公園、区立公園、区立児童遊園 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総数</th> <th>都立公園</th> <th>区立公園</th> <th>区立児童遊園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園数</td> <td>331か所</td> <td>4か所</td> <td>277か所</td> <td>50か所</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>1,180,653.22m<sup>2</sup></td> <td>536,031.81m<sup>2</sup></td> <td>624,264.74m<sup>2</sup></td> <td>25,396.32m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	区分	総数	都立公園	区立公園	区立児童遊園	公園数	331か所	4か所	277か所	50か所	面積	1,180,653.22m <sup>2</sup>	536,031.81m <sup>2</sup>	624,264.74m <sup>2</sup>	25,396.32m <sup>2</sup>	(令和2年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>総数</th> <th>都立公園</th> <th>区立公園</th> <th>区立児童遊園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園数</td> <td>331か所</td> <td>4か所</td> <td>277か所</td> <td>50か所</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>1,180,653.22m<sup>2</sup></td> <td>530,992.16m<sup>2</sup></td> <td>624,264.74m<sup>2</sup></td> <td>25,396.32m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	区分	総数	都立公園	区立公園	区立児童遊園	公園数	331か所	4か所	277か所	50か所	面積	1,180,653.22m <sup>2</sup>	530,992.16m <sup>2</sup>	624,264.74m <sup>2</sup>	25,396.32m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																											
区分	総数	都立公園	区立公園	区立児童遊園																																																																																																																																																																																																																									
公園数	331か所	4か所	277か所	50か所																																																																																																																																																																																																																									
面積	1,180,653.22m <sup>2</sup>	536,031.81m <sup>2</sup>	624,264.74m <sup>2</sup>	25,396.32m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																									
区分	総数	都立公園	区立公園	区立児童遊園																																																																																																																																																																																																																									
公園数	331か所	4か所	277か所	50か所																																																																																																																																																																																																																									
面積	1,180,653.22m <sup>2</sup>	530,992.16m <sup>2</sup>	624,264.74m <sup>2</sup>	25,396.32m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																																																									
62	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	都立和田堀公園内応急給水槽 因宮 2-26	都立和田堀公園内応急給水槽 大宮 2-27																																																																																																																																																																																																																									
63	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	都立善福寺川緑地内小規模応急給水槽	都立善福寺川緑地公園内小規模応急給水栓																																																																																																																																																																																																																									

番号	区分	対象	修正後	修正前																								
64	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組【予防対策】	都立和田堀公園第一競技場 都立和田堀公園第二競技場	都立和田堀公園競技場 済美山運動場広場																								
65	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組【応急対策】	都立和田堀公園○大宮 2-26	都立和田堀公園○大宮 2-27																								
66	東京都	震災・風水害編第1部 総則 第1章 地域防災計画の概要 第1節 計画の目的及び前提	(2) 風水害対策 区は計画作成の指標として、東京都防災会議が発表した「東京都における異常気象時の水害想定に関する調査報告」をもとに、過去の被害等を勘案して、区独自の被害想定を作成してきたが、平成17年9月に区を襲った大雨は、近年浸水の経験がなかった地区にも水害をもたらし、水害対策を根本的に見直すきっかけとなった。 これまで、中小河川緊急整備計画等による50mm整備計画の推進や下水道の整備、防水板等各種設置助成、 <u>平成18年度</u> 神田川・環状七号線地下調節池の供用開始など <u>都と連携して</u> 風水害対策に取り組んでいる。	(2) 風水害対策 区は計画作成の指標として、東京都防災会議が発表した「東京都における異常気象時の水害想定に関する調査報告」をもとに、過去の被害等を勘案して、区独自の被害想定を作成してきたが、平成17年9月に区を襲った大雨は、近年浸水の経験がなかった地区にも水害をもたらし、水害対策を根本的に見直すきっかけとなった。 これまで、中小河川緊急整備計画等による50mm整備計画の推進や下水道の整備、止水板等各種設置助成、 <u>平成20年度</u> 神田川・環状七号線地下調節池の供用開始など風水害対策に取り組んでいる。																								
67	東京都	震災・風水害編 第1部 総則 第2章 杉並区の概況 第2節 杉並区の人口・生活環境	(令和2年4月1日現在) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>妙正寺川</th><th>善福寺川</th><th>神田川</th></tr></thead><tbody><tr><td>延長</td><td>1,150m</td><td>8,460m</td><td>8,060m</td></tr><tr><td>改修率</td><td>43%</td><td>59%</td><td>86%</td></tr></tbody></table>	区分	妙正寺川	善福寺川	神田川	延長	1,150m	8,460m	8,060m	改修率	43%	59%	86%	(令和2年4月1日現在) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>妙正寺川</th><th>善福寺川</th><th>神田川</th></tr></thead><tbody><tr><td>延長</td><td>1,150m</td><td>8,460m</td><td>8,060m</td></tr><tr><td>改修率</td><td>44%</td><td>59%</td><td>87%</td></tr></tbody></table>	区分	妙正寺川	善福寺川	神田川	延長	1,150m	8,460m	8,060m	改修率	44%	59%	87%
区分	妙正寺川	善福寺川	神田川																									
延長	1,150m	8,460m	8,060m																									
改修率	43%	59%	86%																									
区分	妙正寺川	善福寺川	神田川																									
延長	1,150m	8,460m	8,060m																									
改修率	44%	59%	87%																									
68	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 課題	(1) 都の道路整備 都では、防災効果の高い道路について、重点的に新設拡幅を含めた整備を推進している。これらの新設拡張整備は沿道建物の不燃化を促し、オープンスペースとともに火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため、都では防災上の観点等から幹線道路の整備の促進を図っているが、区管内では、放射第5号線、放射第23号線（和泉の一部）、が事業中である。 他に、放射第23号線（和泉の一部）、補助第61号線、補助第62号線、補助第74号線、補助第133号線（成田東及び下高井戸）が第四次事業化計画に選定されている。	(1) 都の道路整備 都では、防災効果の高い道路について、重点的に新設拡幅を含めた整備を推進している。これらの新設拡張整備は沿道建物の不燃化を促し、オープンスペースとともに火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため、都では防災上の観点等から幹線道路の整備の促進を図っているが、区管内では、放射第5号線、放射第23号線（和泉の一部）、 <u>補助第133号線（阿佐谷北）</u> が事業中である。 他に、放射第23号線（和泉の一部）、補助第61号線、補助第62号線、補助第74号線、補助第133号線（成田東及び下高井戸）が第四次事業化計画に選定されている。																								
69	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組【予防対策】	《都建設局》 都内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資機材及び施設の整備に努める。	《都建設局》 都内における水防活動を十分に行うことができるよう、水防資機材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。 <u>都内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等を適切に維持し、輸送経路等を確認しておく。</u> 建設事務所は、応援資機材の輸送を迅速かつ効果的に行うために車両等を適切に維持するとともに、最寄りの業者等の保有車両等を調査し、緊急の輸送に備えておく。水防上注意を要する箇所、水防倉庫間の輸送経路についても事前に調査しておく。																								
70	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第1章 杉並区及び防災機関の役割 第2節 東京都関係機関等	1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋梁の保全に関すること。	1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋梁の保全に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川、道路等における障害物の除去に関すること。																								
71	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【予防対策】	(1) 東京都豪雨対策基本方針 頻発する局所的集中豪雨に対し、ハード・ソフト両面から総合的に治水対策に取り組むため、都は平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年に神田川流域並びに目黒川流域について「豪雨対策計画」を策定し、 <u>平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定した。</u> その後、～	(1) 東京都豪雨対策基本方針 頻発する局所的集中豪雨に対し、ハード・ソフト両面から総合的に治水対策に取り組むため、都は平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年に神田川流域並びに目黒川流域について「豪雨対策計画」を策定し、その後、～																								
72	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【予防対策】	(イ) 妙正寺川 ・30mm/h整備は神田川と同様の緊急整備計画の実施により昭和50年に完了した。 ・50mm/h整備は、河道改修と河川沿いの調節池との組み合わせにより実施している。調節池については、令和2度末時点で5つの調節池が供用開始しており、計37.5万m <sup>3</sup> の貯留が可能となっている。	(イ) 妙正寺川 ・30mm/h整備は神田川と同様の緊急整備計画の実施により昭和50年に完了した。 ・50mm/h整備は、河道改修と河川沿いの調節池群との組み合わせにより実施している。調節池群については、平成30年度末時点で5つの調節池が供用開始しており、計37.5万m <sup>3</sup> の貯留が可能となっている。																								

番号	区分	対象	修正後	修正前																																
73	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的計画(風水害予防対策) 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【予防対策】	(エ) 神田川・環状七号線地下調節池 ・本調節池は、環状七号線の地下に設置するもので、主に神田川・善福寺川の合流点付近より下流部の水害の早期軽減を目的に計画された、最大貯留量540,000m <sup>3</sup> の施設である。 ・第一期事業では、平成9年度に神田川取水施設において取水を開始、第二期事業では平成17年度に善福寺川取水施設が取水を開始し、平成19年度末に調節池のすべての施設が完成した。これにより、環状七号線から下流域の治水安全度が向上し、現在、 <u>神田川・環状七号線地下調節池と白子川調節池を連結する環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)</u> 工事を進めており、完成すれば合計140万m <sup>3</sup> を超える貯留量が確保される。今後、新たな調節池の事業化に向けた検討や環七地下広域調節池の延伸等の検討を進める。	(エ) 神田川・環状七号線地下調節池 ・本調節池は、環状七号線の地下に設置するもので、主に神田川・善福寺川の合流点付近より下流部の水害の早期軽減を目的に計画された、最大貯留量540,000m <sup>3</sup> の施設である。 ・第一期事業では、平成9年度に神田川取水施設において取水を開始、第二期事業では平成17年度に善福寺川取水施設が取水を開始し、平成19年度末に調節池のすべての施設が完成した。これにより、環状七号線から下流域の治水安全度が向上し、さらに本調節池の洪水調節能力を担保として、上流部の50mm/h整備が可能となった。今後、新たな調節池の事業化に向けた検討や環七地下広域調節池の延伸等の検討を進める。																																
74	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組【応急対策】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道</td> <td>14</td> <td>46,100</td> <td>青梅街道、五日市街道、早稲田通り、井の頭通り、中杉通り、環状七号線、環状八号線、放送5号線、方南通り、女子大通り、新青梅街道等。</td> </tr> <tr> <td>区道</td> <td>4</td> <td>2,850</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18</td> <td>48,950</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	路線数	延長(m)	備考	都道	14	46,100	青梅街道、五日市街道、早稲田通り、井の頭通り、中杉通り、環状七号線、環状八号線、放送5号線、方南通り、女子大通り、新青梅街道等。	区道	4	2,850		計	18	48,950		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>路線数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道</td> <td>14</td> <td>44,950</td> <td>青梅街道、五日市街道、早稲田通り、井の頭通り、中杉通り、環状7・8号線、人見街道、方南通り、女子大通り、新青梅街道等。</td> </tr> <tr> <td>区道</td> <td>4</td> <td>2,850</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>18</td> <td>47,800</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	路線数	延長(m)	備考	都道	14	44,950	青梅街道、五日市街道、早稲田通り、井の頭通り、中杉通り、環状7・8号線、人見街道、方南通り、女子大通り、新青梅街道等。	区道	4	2,850		計	18	47,800	
区分	路線数	延長(m)	備考																																	
都道	14	46,100	青梅街道、五日市街道、早稲田通り、井の頭通り、中杉通り、環状七号線、環状八号線、放送5号線、方南通り、女子大通り、新青梅街道等。																																	
区道	4	2,850																																		
計	18	48,950																																		
区分	路線数	延長(m)	備考																																	
都道	14	44,950	青梅街道、五日市街道、早稲田通り、井の頭通り、中杉通り、環状7・8号線、人見街道、方南通り、女子大通り、新青梅街道等。																																	
区道	4	2,850																																		
計	18	47,800																																		
75	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 水道施設	1－1 都建設局第三建設事務所 <u>(1)</u> 区が実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的に判断のもとに実施する。 <u>(2)</u> 区からの要請のもとに、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。 <u>(3)</u> 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。 <u>(4)</u> 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。	1－1 都建設局第三建設事務所 (1) 災害が発生した場合、直ちに護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、区が行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。 (3) 区が実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的に判断のもとに実施する。 (4) 総合的判断のもとに、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。 (5) 区内の河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。 (6) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。																																
76	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	3 環状七号線地下広域調節池取水施設に関する情報の収集 環状七号線地下広域調節池取水施設(神田川・善福寺川・妙正寺川)を操作する第三建設事務所が、気象状況による水位の変動を十分監視し、操作規則等に基づき遅滞なく操作を行う。 なお、環状七号線地下広域調節池取水施設の操作情報の伝達系統図は下記のとおり。	3 環状七号線地下調節池取水施設に関する情報の収集 環状七号線地下調節池取水施設(神田川・善福寺川・妙正寺川)を操作する第三建設事務所が、気象状況による水位の変動を十分監視し、操作規則等に基づき遅滞なく操作を行う。 なお、環状七号線地下調節池取水施設の検査情報の伝達系統図は下記のとおり。																																
77	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 具体的な取組【復旧対策】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各鉄道事業者</td> <td>・緊急点検の実施 ・施設の被害状況に応じた復旧の実施。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	各鉄道事業者	・緊急点検の実施 ・施設の被害状況に応じた復旧の実施。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都交通局 各鉄道事業者</td> <td>・緊急点検の実施 ・施設の被害状況に応じた復旧の実施。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対策内容	都交通局 各鉄道事業者	・緊急点検の実施 ・施設の被害状況に応じた復旧の実施。																								
機関名	対策内容																																			
各鉄道事業者	・緊急点検の実施 ・施設の被害状況に応じた復旧の実施。																																			
機関名	対策内容																																			
都交通局 各鉄道事業者	・緊急点検の実施 ・施設の被害状況に応じた復旧の実施。																																			
78	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第2節 具体的な取組【復旧対策】		『都交通局』 ・長期にわたり営業・運転の再開が困難で、大規模な復旧工事が必要と考えられる場合、局の災害対策本部で局全体の復旧活動の基本方針を策定する。その基本方針に基づき、施設の管理部が実施計画を策定し、施設の復旧を行う。 ・施設等の安全性に重大な影響は与えず、補修工事等により営業・運転再開が可能な場合、施設の管理部が復旧実施計画を策定し、施設の復旧を行う。																																
79	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第4章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第1節 現在の到達状況	・水道管路の耐震継手率45%（令和元年度末）	・水道管の耐震継手率35%（平成25年度末）																																

番号	区分	対象	修正後	修正前
80	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 課題	2 ライフラインの確保に向けた課題 水道については、耐震化の取組を進めてきているが、一部に <u>バックアップ</u> 機能が十分でないため、 <u>断水して耐震化の工事を行うことができない</u> 施設や管路が存在している。また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化や浮上抑制対策の取組をさらに強化する必要がある。電気、ガス、通信については、事業者によって、これまでにも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、大規模な震災に備えるため、こうした取組は引き続き進めていく必要がある。	2 ライフラインの確保に向けた課題 都は、水道については、耐震化の取組を進めてきているが、一部に代替機能が十分でない施設や管路が存在している。また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化や浮上抑制対策の取組をさらに強化する必要がある。電気、ガス、通信については、事業者によって、これまでにも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、大規模な震災に備えるため、こうした取組は引き続き進めていく必要がある。
81	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 到達目標	2 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震継手化及び下水道管路の耐震化100% <u>都（水道局）は、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民（区民）への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を推進し、令和元年度までに概ね完了した。引き続き、避難所をはじめとした重要施設への供給ルートの耐震継手化を令和4年度までに100%完了する。</u> 加えて、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域において、優先的に耐震継手化を推進する。 <略>	2 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震継手化及び下水道管路の耐震化100% 水道施設については、区民生活への影響を最小限に抑えるため、都（水道局）が浄水場や給水所等の耐震化を推進している。管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢機関や災害拠点連携病院を含む救急医療機関等への供給ルートの耐震継手化を令和2年度中に100%完了する。加えて、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても耐震継手化を推進する。 <略>
82	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	(1) 施設の現況 区内の水道施設の現況は下記のとおりである。	(1) 施設の現況 区内の水道施設の現況は下記のとおりであるが、過去の地震被害の例をみても、浄水施設には致命的な被害が生じていないこと、また、浄水施設の耐震設計実施の経過等から、区内の浄水所等の建造物については、その機能に大きな支障をきたすような被害はないと考えられる。しかし、震災時には、送配水管路の破損等による部分的な断水が発生することが想定される。
83	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	配水管総延長（注） □ 095,086.8m 配水小管（75～350mm） □ 982,943.9m 配水本管（400mm以上） □ 2,142.9m	配水管総延長（注） □ 1,069,626.6m 配水小管（75～350mm） 959,639.0 m 配水本管（400mm以上） □ 109,987.6 m
84	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	※杉並浄水所は、平成28年12月28日から運用を停止している。	※杉並浄水場については令和2年9月現在停止中。
85	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	オ 給水車の拡充 医療施設等への応急給水については、人命に <u>関わること</u> から、応急給水を迅速に行うことを目的に <u>令和元年度、令和2年度</u> 給水車を拡充した。	オ 給水車の拡充 医療施設等への応急給水については、人命に <u>かかわること</u> から、応急給水を迅速に行うことを目的に給水車を拡充することとしている。
86	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	カ ブロック塀等の安全対策 水道局施設内に存在する、現行法規に適合しないブロック塀等について、令和2年度までに安全対策を講じることとしている。	カ ブロック塀等の安全対策 水道局施設内に存在する、現行法規に適合しないブロック塀や劣化したブロック塀等について、令和2年度までに安全対策を講じることとしている。
87	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	イ 効果的な耐震継手化の推進 <u>引き続き、避難所をはじめとした重要施設への供給ルートの耐震継手化を令和4年度までに100%完了する。</u> 加えて、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、優先的に耐震継手化を推進する。	イ 効果的な耐震継手化の推進 管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を完了した。また、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、耐震継手化を推進することとしている。
88	東京都	風水害編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第8章 物流・備蓄・輸送対策 第1節 飲料水の供給	○応急給水槽での <u>資器材</u> の設置 <略> ○給水拠点（浄水場（所）・給水所等）における <u>資器材</u> の設置	○応急給水槽での <u>資機材</u> の設置 <略> ○給水拠点（浄水場（所）・給水所等）における <u>資機材</u> の設置

番号	区分	対象	修正後	修正前
89	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	『都水道局』 震災時や広域停電時等においても、安定給水に必要な電力を確保するため、浄水場等に自家発電設備を増強整備して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータやバッテリーを増強整備し、自立電源を確保する。	『都水道局』 震災時や広域停電時等においても、安定給水に必要な電力を確保するため、浄水場等に自家発電設備を増強整備して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや <u>自動水質計器</u> バッテリーを増強整備し、自立電源を確保する。
90	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第9章 避難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	・ <u>避難所</u> への供給ルートの耐震継手化を推進	・震災救援所への供給ルートの耐震継手化を推進
91	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組 【予防対策】	・災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な <u>資器材</u> 等を管理する。 ・災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定する。 ・防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備している。 ・消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用 <u>資器材</u> を貸与している。 ・ <u>避難所</u> 等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓の維持管理を行う。	・災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び浄水場（所）・給水所において、応急給水に必要な <u>資機材</u> 等を管理する。 ・災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場（所）・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定する。 ・防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備している。 ・消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用 <u>資機材</u> を貸与している。 ・震災救援所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓の維持管理を行う。
92	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	ウ 復旧活動 ・首都中枢機関等への水道水供給にかかる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。 ・取水・導水施設の被害については、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、 <u>その復旧は最優先で行う</u> 。 <略>	ウ 復旧活動 ・首都中枢機関等への水道水供給にかかる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。 ・取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。 <略>
93	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	4-3 復旧活動に従事する民間事業者の確保 復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。	4-3 復旧活動に従事する民間事業者の確保 復旧活動に従事する民間事業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式（技術力等評価方式）を採用することにより、復旧作業のインセンティブ（誘因）向上と高い技術力の確保を図る。
94	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	・取水・導水施設の復旧対策 ・浄水・ <u>配水</u> 施設の復旧対策 ・送・配水管路、給水装置の復旧対策	・取水・導水施設の復旧対策 ・浄水施設の復旧対策 ・送・配水管路、給水装置の復旧対策
95	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	『都水道局』 ・取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。 ・浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。 <略>	『都水道局』 ・取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。 ・浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。 ・管路の復旧に当たっては、隨時、配水系統等の変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害個所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急性等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。 <略>
96	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 具体的な取組 【応急対策】	・車両、仮設水槽等への注水 ・水の輸送 ・ <u>要請機関等へ給水</u> 場所の情報確認（避難者数、仮設水槽の設置等）	・車両、仮設水槽等への注水 ・水の輸送 ・要請機関等へ給水 ・場所の情報確認（避難者数、仮設水槽の設置等）

番号	区分	対象	修正後	修正前
97	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】	<p>(1) 東京都豪雨対策基本方針</p> <p>頻発する局所的集中豪雨に対し、ハード・ソフト両面から総合的に治水対策に取り組むため、都は平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年に神田川流域並びに目黒川流域について「豪雨対策計画」を策定し、<u>平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定した。</u></p> <p>その後、平成30年3月に神田川流域豪雨対策計画、<u>令和元年11月に目黒川流域豪雨対策計画</u>を改定した。これを基本とし、都と区は連携して河川・下水道の整備や流域対策に取り組んでいる。その中で、流域対策として、区が取り組む雨水流出抑制の果たす役割は重要なものであり、道路、学校、公園等、公共施設への雨水浸透・貯留施設の設置や、民間施設等への雨水浸透施設等の設置を推進し、浸水被害の軽減を図っていく。</p>	<p>(1) 東京都豪雨対策基本方針</p> <p>頻発する局所的集中豪雨に対し、ハード・ソフト両面から総合的に治水対策に取り組むため、都は平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を発表し、この方針に基づいて東京都総合治水対策協議会は、平成21年に神田川流域並びに目黒川流域について「豪雨対策計画」を策定し、その後、平成30年3月に神田川流域豪雨対策計画を改定した。これを基本とし、都と区は連携して河川・下水道の整備や流域対策に取り組んでいる。その中で、流域対策として、区が取り組む雨水流出抑制の果たす役割は重要なものであり、道路、学校、公園等、公共施設への雨水浸透・貯留施設の設置や、民間施設等への雨水浸透施設等の設置を推進し、浸水被害の軽減を図っていく。</p>
98	東京都	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】	<p>ウ 豪雨対策計画の推進</p> <p>平成30年3月に神田川流域、<u>令和元年11月に目黒川流域</u>の豪雨対策計画を改定し、概ね30年後の長期の見通し（整備目標）として、「時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止」、「時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止」、「目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保」が新たに見直されている。</p>	<p>ウ 豪雨対策計画の推進</p> <p>平成30年3月に神田川流域の豪雨対策計画を改定し、概ね30年度の長期の見通し（整備目標）として、「時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止」、「時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止」、「目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保」が新たに見直されている。</p>
99	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】		
100	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>【医療救護所】</p> <p>原則として、急性期以降（発災後72時間以降）に保健師等の保健所職員が主体となり、災害派遣医療チーム（<u>日本DMAT</u>）等と協働して、巡回診療、服薬指導等を行う。</p>	<p>【医療救護所】</p> <p>原則として、急性期以降（発災後72時間以降）に保健師等の保健所職員が主体となり、災害医療派遣チーム（<u>東京DMAT</u>）等と協働して、巡回診療、服薬指導等を行う。</p>
101	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>ウ 在宅難病患者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所及び区は、在宅難病患者の状況把握に努める。</li> </ul>	<p>ウ 在宅難病患者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所及び市町村は、在宅難病患者の状況把握に努める。</li> </ul>
102	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第6章 医療救護・保健等対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>エ 在宅人工呼吸器使用者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区等（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は、「<u>東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針</u>」を活用して作成した「<u>在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト</u>」を基に、「<u>災害時個別支援計画</u>」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。</li> <li>・人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。</li> <li>・在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。</li> </ul>	<p>エ 在宅人工呼吸器使用者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区等（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は、「<u>災害時人工呼吸器使用者リスト</u>」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。</li> <li>・人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。</li> <li>・在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。</li> </ul>

番号	区分	対象	修正後	修正前
103	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第3節 対策の方向性		
104	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第4節 到達目標	都が、 <b>圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点</b>	都が、 <b>二次保健医療圈ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所</b>
105	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第1節 現在の到達状況	2 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化 ・区は、遺体・遺品についての情報管理体制の構築と、情報公開体制の構築を行う。	2 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化 ・区は、遺体・遺品についての情報管理体制の構築と、情報公開体制の構築を行う。 ・都は、震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。また、震災時における広域火葬に関しては、関係機関との連携や協力体制を確保する。
106	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】		
107	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	区	区 及び関係機関
108	東京都	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	イ 輸血用血液製剤の供給 医療機関から輸血用血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は都福祉保健局に <b>供給</b> を要請する。都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び各血液センターに供給要請を行う。都の供給要請があった場合、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。	イ 血液製剤の供給 医療機関から血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は都福祉保健局に <b>協力を要請する</b> 。都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び各血液センターに供給要請を行う。都の供給要請があった場合、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。

番号	区分	対象	修正後	修正前																																	
109	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	4 貸付利率 年3%以内 <u>(区が条例で規定)</u>	4 貸付利率 年3%以内 <u>(据置期間中は無利子)</u> ただし、保証人を立てる場合は無利子																																	
110	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	4 貸付利率 年1%以内 <u>(区が設定)</u>	4 貸付利率 年3%以内 <u>(据置期間中は無利子)</u> ただし、保証人を立てる場合は無利子																																	
111	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	⑥申込方法 官公署の発行する災證明書を添付し、杉並区社会福祉協議会に申し込む。	⑥申込方法 官公署の発行する災證明書を添付し、杉並区社会福祉協議会又は民生委員に申し込む。																																	
112	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	5-3 被災者生活再建支援金の支給 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものであり、最高300万円の支援金を支給する。	5-3 被災者生活再建支援金の支給 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものであり、 <u>生活必需品の購入経費等として</u> 、最高300万円の支援金を支給する。																																	
113	東京都	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	(2) 取組内容 ・一般から拠出された義援金で区に寄託されたもの及び都委員会から送付された義援金を、迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、配分等について必要な事項を定める。 <略> ウ 義援金の支給 ・都委員会から配分される義援金は、都委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、救援部から被災者に配分する。 <u>・都委員会から具体的な配分率が示されなかった際には、区が義援金配分委員会を設置し、配分を決定する。</u> ・義援金の支給状況について、経過、実施方法等を記録するとともに都委員会に隨時報告する。	(2) 取組内容 ・一般から拠出された義援金で区に寄託されたもの及び都委員会から送付された義援金を、迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、配分等について必要な事項を定める。 <u>・都委員会から具体的な配分率が示されなかった際には、区が義援金配分委員会を設置し、配分を決定する。</u> <略> ウ 義援金の支給 ・都委員会から配分される義援金は、都委員会の配分計画に基づく配分率及び配分方法により、救援部から被災者に配分する。 ・義援金の支給状況について、経過、実施方法等を記録するとともに都委員会に隨時報告する。																																	
114	外部関係機関	震災・風水害編P第2部 施策ごとの具体的な計画 (震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	図表：消防車両の内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>救急車</th> <th>その他指揮車等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27台</td> <td>14台</td> <td>15台</td> <td>56台</td> </tr> </tbody> </table>	ポンプ車	救急車	その他指揮車等	合計	27台	14台	15台	56台	図表：消防車両の内訳 (平成25年4月現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>ポンプ車</th> <th>救急車</th> <th>化学車</th> <th>はしご車</th> <th>その他指揮車・照明車等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28台</td> <td>11台</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>17台(注)</td> <td>59台</td> </tr> </tbody> </table>	ポンプ車	救急車	化学車	はしご車	その他指揮車・照明車等	合計	28台	11台	1台	2台	17台(注)	59台													
ポンプ車	救急車	その他指揮車等	合計																																		
27台	14台	15台	56台																																		
ポンプ車	救急車	化学車	はしご車	その他指揮車・照明車等	合計																																
28台	11台	1台	2台	17台(注)	59台																																
115	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画 (震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	種別 防火水槽 プール 受水槽 池水 河川 消火栓 貯水池	種別 杉並消防署 防火水槽 プール 受水槽 池水 河川 消火栓 貯水池	平成25年12月1日現在 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>杉並消防署</th> <th>荻窪消防署</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火水槽</td> <td>385基</td> <td>327基</td> <td>712基</td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td>48基</td> <td>34基</td> <td>82基</td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td>11基</td> <td>7基</td> <td>18基</td> </tr> <tr> <td>池水</td> <td>5基</td> <td>6基</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>63基</td> <td>32基</td> <td>95基</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>3,055基</td> <td>2,372基</td> <td>5,427基</td> </tr> <tr> <td>貯水池</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>	種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計	防火水槽	385基	327基	712基	プール	48基	34基	82基	受水槽	11基	7基	18基	池水	5基	6基	11基	河川	63基	32基	95基	消火栓	3,055基	2,372基	5,427基	貯水池	1基	0基	1基
種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計																																		
防火水槽	385基	327基	712基																																		
プール	48基	34基	82基																																		
受水槽	11基	7基	18基																																		
池水	5基	6基	11基																																		
河川	63基	32基	95基																																		
消火栓	3,055基	2,372基	5,427基																																		
貯水池	1基	0基	1基																																		

番号	区分	対象	修正後	修正前																																																																
116	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化 第2節 水防機関の活動	<p>4 気象情報と区の体制等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">気象庁等の情報 危険度分布</th> <th rowspan="2">相当する警戒レベル</th> <th rowspan="2">区の体制</th> <th rowspan="2">区民がとるべき行動 警戒レベル</th> </tr> <tr> <th>大雨特別警報</th> <th>氾濫発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 非常に危険</td> <td>5相当</td> <td rowspan="7"> </td> <td>緊急安全確保</td> <td>5 災害がすでに発生しており、命を守るために最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 洪水警報</td> <td>警戒 (警報級)</td> <td>避難指示</td> <td>4 速やかに避難</td> </tr> <tr> <td>大雨警報に切り替える可能性の高い注意報 大雨・洪水注意報</td> <td>注意 (注意報級)</td> <td>高齢者等避難</td> <td>3 避難準備が整い次第、避難開始/高齢者等は速やかに避難</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>氾濫注意報</td> <td></td> <td>2 ハザードマップ等で避難行動を確認</td> </tr> <tr> <td>早期注意報</td> <td></td> <td>職員の連絡体制を確認</td> <td>1 災害への心構えを高める</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	気象庁等の情報 危険度分布		相当する警戒レベル	区の体制	区民がとるべき行動 警戒レベル	大雨特別警報	氾濫発生情報	極めて危険 非常に危険	5相当		緊急安全確保	5 災害がすでに発生しており、命を守るために最善の行動をとる。	大雨警報 洪水警報	警戒 (警報級)	避難指示	4 速やかに避難	大雨警報に切り替える可能性の高い注意報 大雨・洪水注意報	注意 (注意報級)	高齢者等避難	3 避難準備が整い次第、避難開始/高齢者等は速やかに避難	大雨警報	氾濫注意報		2 ハザードマップ等で避難行動を確認	早期注意報		職員の連絡体制を確認	1 災害への心構えを高める					<p>4 気象情報と区の体制等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">気象庁等の情報 危険度分布</th> <th rowspan="2">相当する警戒レベル</th> <th rowspan="2">区の体制</th> <th rowspan="2">区民がとるべき行動 警戒レベル</th> </tr> <tr> <th>大雨特別警報</th> <th>氾濫発生情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>極めて危険 非常に危険</td> <td>4相当</td> <td rowspan="7"> </td> <td>水防非常配備態勢</td> <td>5 災害がすでに発生しており、命を守るために最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報 洪水警報</td> <td>警戒 (警報級)</td> <td>水防出動配備態勢</td> <td>4 速やかに避難</td> </tr> <tr> <td>大雨警報に切り替える可能性の高い注意報 大雨・洪水注意報</td> <td>注意 (注意報級)</td> <td>(勤務時間外等)都市型災害対策緊急部隊</td> <td>3 避難準備が整い次第、避難開始/高齢者等は速やかに避難</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>氾濫注意報</td> <td>警戒配備態勢</td> <td>2 ハザードマップ等で避難行動を確認</td> </tr> <tr> <td>早期注意報</td> <td></td> <td>情報連絡態勢</td> <td>1 災害への心構えを高める</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	気象庁等の情報 危険度分布		相当する警戒レベル	区の体制	区民がとるべき行動 警戒レベル	大雨特別警報	氾濫発生情報	極めて危険 非常に危険	4相当		水防非常配備態勢	5 災害がすでに発生しており、命を守るために最善の行動をとる。	大雨警報 洪水警報	警戒 (警報級)	水防出動配備態勢	4 速やかに避難	大雨警報に切り替える可能性の高い注意報 大雨・洪水注意報	注意 (注意報級)	(勤務時間外等)都市型災害対策緊急部隊	3 避難準備が整い次第、避難開始/高齢者等は速やかに避難	大雨警報	氾濫注意報	警戒配備態勢	2 ハザードマップ等で避難行動を確認	早期注意報		情報連絡態勢	1 災害への心構えを高める				
気象庁等の情報 危険度分布		相当する警戒レベル	区の体制	区民がとるべき行動 警戒レベル																																																																
大雨特別警報	氾濫発生情報																																																																			
極めて危険 非常に危険	5相当		緊急安全確保	5 災害がすでに発生しており、命を守るために最善の行動をとる。																																																																
大雨警報 洪水警報	警戒 (警報級)		避難指示	4 速やかに避難																																																																
大雨警報に切り替える可能性の高い注意報 大雨・洪水注意報	注意 (注意報級)		高齢者等避難	3 避難準備が整い次第、避難開始/高齢者等は速やかに避難																																																																
大雨警報	氾濫注意報			2 ハザードマップ等で避難行動を確認																																																																
早期注意報			職員の連絡体制を確認	1 災害への心構えを高める																																																																
気象庁等の情報 危険度分布			相当する警戒レベル	区の体制	区民がとるべき行動 警戒レベル																																																															
大雨特別警報	氾濫発生情報																																																																			
極めて危険 非常に危険	4相当		水防非常配備態勢	5 災害がすでに発生しており、命を守るために最善の行動をとる。																																																																
大雨警報 洪水警報	警戒 (警報級)		水防出動配備態勢	4 速やかに避難																																																																
大雨警報に切り替える可能性の高い注意報 大雨・洪水注意報	注意 (注意報級)		(勤務時間外等)都市型災害対策緊急部隊	3 避難準備が整い次第、避難開始/高齢者等は速やかに避難																																																																
大雨警報	氾濫注意報		警戒配備態勢	2 ハザードマップ等で避難行動を確認																																																																
早期注意報			情報連絡態勢	1 災害への心構えを高める																																																																
117	外部関係機関		風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化 第2節 水防機関の活動	<p>(4) 杉並区に土砂災害警戒情報が発令された場合、水防出動配備態勢で対応する。ただし、大雨警報(土砂災害)の危険度分布1で、「極めて危険」(濃い紫色)の表記がなされた場合は、土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況であるため、水防非常配備態勢で対応することとし、勤務時間外の場合は、原則、都市型災害対策緊急部隊を招集し対応する。また、必要な場合、態勢を水防非常配備態勢に拡大し、所要の人員を追加招集する。</p> <p><u>1 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p>	<p>(4) 杉並区に土砂災害警戒情報が発令された場合、水防出動配備態勢で対応する。ただし、大雨警報(土砂災害)の危険度分布で、「極めて危険」(濃い紫色)の表記がなされた場合は、土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況であるため、水防非常配備態勢で対応することとし、勤務時間外の場合は、原則、都市型災害対策緊急部隊を招集し対応する。また、必要な場合、態勢を水防非常配備態勢に拡大し、所要の人員を追加招集する。</p>																																																															
118	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	<p><u>(2) 気象庁ホームページ</u></p> <p>(ア) 各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。</p> <p><u>(イ) 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、大津波警報である。</u></p> <p><u>(ウ) 警報・注意報の発表基準、発表官署、担当区域、切替えについては、<u>気象庁「注意報・警報の種類及び基準一覧表」</u>が適用される。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区を通じて区民にも伝達される。</li> <li>・気象庁が発表した気象情報(警報のみ)は、NTT 東日本を通じて区に伝達される。</li> </ul>	<p>イ 防災情報提供システム</p> <p>(ア) 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区等の防災機関へ提供するシステムである。</p> <p>(イ) 各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。</p> <p>(ウ) 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、大津波警報である。</p> <p>(エ) 警報・注意報の発表基準、発表官署、担当区域、切替えについては、<u>気象庁予報部「注意報・警報の種類及び基準一覧表」</u>が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区を通じて区民にも伝達される。</li> <li>・気象庁が発表した気象情報(警報のみ)は、NTT 東日本を通じて区に伝達される。</li> </ul>																																																																
119	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	基準と指標	基準値																																																																
120	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合<u>に次のいずれかの指標を満たした場合に発表される。</u></p> <p><u>【確率値を用いた場合の指標】</u></p> <p>以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している場合に大雨特別警報が発表される。</p> <p>① 48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値(48時間降水量376mm、土壤雨量指数242)以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値(3時間降水量149mm、土壤雨量指数242)以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。(ただし、3時間降水量が150mm※3以上となった格子のみをカウント対象とする。)</p> <p><u>【指標値を用いた場合の指標】</u></p> <p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。</p>	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</p> <p><u>【雨を要因とする特別警報の指標(発表条件)】</u></p> <p>以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報を発表します。</p> <p>① 48時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値(48時間降水量376mm、土壤雨量指数242)以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壤雨量指数において、50年に一度の値(3時間降水量149mm、土壤雨量指数242)以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現。(ただし、3時間降水量が150mm※3以上となった格子のみをカウント対象とする。)</p> <p><u>【台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)】</u></p> <p>「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。</p> <p>①台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。</p> <p>②温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。</p>																																																																

番号	区分	対象	修正後	修正前
121	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	<p><b>【台風等を要因とする特別警報の指標(発表条件)】</b>          「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。          ①台風については、指標(発表条件)の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。          ②温帯低気圧については、指標(発表条件)の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表します。</p>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
122	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	(令和元年6月4日現在)	(平成30年5月30日現在)
123	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「 <u>早期注意情報</u> (警報級の可能性)」として【高】、【中】の2段階で発表	雨、雪、風の警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を「警報級の可能性」として【高】、【中】の2段階で発表
124	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第1節 情報の収集と通信連絡	(4) <u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布</u> <略>	(4) <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> <略>
125	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第5章 情報通信の確保 第3節 災害予警報等情報の発令・伝達	<p>3 気象、<u>地震</u>等の予警報の伝達          区は、<u>気象等の特別警報・警報・注意報</u>について、都、警察署、消防署等の防災関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等に伝達するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、区民に周知する。  <u>特に、気象等の特別警報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。</u></p>	<p>3 気象、地象等の予警報の伝達          区は、<u>重要な影響を及ぼすと思慮される注意報・警報</u>その他の情報について、都、警察署、消防署等の防災関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、重要な施設の管理者、防災市民組織等に伝達するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、区民に周知する。</p>
126	外部関係機関	震災・風水編第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組【予防対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>高压ガスの製造者、高压ガス運搬者等で組織する高压ガス地域防災協議会の協力による自主的な災害予防対策の指導</u></li> <li>・<u>高压ガスを移動する者による災害防止のために必要な注意事項を記載した書面(イエローカード)の運転者への交付、携帯及び遵守の指導</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高压ガス製造者等への高压ガス地域防災協議会の設置、自主的な災害予防対策の指導</li> <li>・移動計画書を輸送者に作成させ、内容の確認及び遵守の指導</li> </ul>
127	外部関係機関	震災・風水編第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組【予防対策】	<p>『関東東北産業保安監督部』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高压ガス運送上の災害に対処するため、<u>高压ガスの製造、販売、運搬を行う者等で組織する高压ガス地域防災協議会の協力による自主的な災害予防対策を指導する。</u></li> <li>・高压ガス保安法に基づき、輸送者が作成した<u>イエローカードの運転者への交付等の遵守及び保安の確保に努めるよう指導する。</u></li> </ul>	<p>『関東東北産業保安監督部』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高压ガス運送上の災害に対処するため、<u>高压ガスの製造、販売、運搬を行う者に高压ガス地域防災協議会を設置させ、自主的な災害予防対策を指導する。</u></li> <li>・高压ガス保安法に基づき、輸送者が作成した<u>移動計画書(移動の通路、緊急時の措置、車両に携行する防災資材・器具等を記載)</u>の内容を確認するとともに、その遵守及び保安の確保に努めるよう指導する。</li> </ul>
128	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画) 第2章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組【応急対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都及び関係機関との密接な情報連絡</li> <li>・高压ガス輸送者に対して、必要に応じ、<u>移動制限又は一時禁止の緊急措置命令等の対応</u></li> <li>・災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所に応援出動を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都及び関係機関との密接な情報連絡</li> <li>・高压ガス輸送者に対して、必要に応じ、<u>移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令</u></li> <li>・災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所に応援出動を要請</li> </ul>
129	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組【予防対策】	<p>ア エレベーター保守管理会社の連絡体制強化</p> <p>限られた保守要員が効率よく救出活動をするためには、エレベーター保守管理会社の本部と現場の保守要員との連絡体制強化が必要である。</p> <p>区は都と協力し、<u>一般社団法人日本エレベーター協会と連携して、エレベーター保守管理会社の連絡体制の強化に努めると同時に周知を図っていく。</u></p>	<p>ア エレベーター保守管理会社の連絡体制強化</p> <p>限られた保守要員が効率よく救出活動をするためには、エレベーター保守管理会社の本部と現場の保守要員との連絡体制強化が必要である。</p> <p>区は都と協力し、<u>日本エレベーター協会を通じ、エレベーター保守管理会社の連絡体制の強化に努めると同時に周知を図っていく。</u></p>
130	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組【予防対策】	<p>イ エレベーター内の閉じ込め有無の確認</p> <p>区は都と協力し、<u>一般社団法人日本エレベーター協会</u>と連携して、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には、<u>エレベーター保守管理会社へ通報する。保守管理会社への通報ができない場合のみ消防機関等に通報する。</u></p>	<p>イ エレベーター内の閉じ込め有無の確認</p> <p>区は都と協力し、<u>日本エレベーター協会</u>と連携して、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。また、日本エレベーター協会を通じ、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には消防機関等の対応が困難になるため、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。</p>

番号	区分	対象	修正後	修正前
131	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	ア 「1ビル1台」ルールの徹底 ・地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図る。 ・区は都と協力し、一般社団法人日本エレベーター協会などと連携し、「1ビル1台」ルールを広く区民・事業者等に普及啓発する。	ア 「1ビル1台」ルールの徹底 ・地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図る。 ・区は、一般社団法人日本エレベーター協会などと協力して、「1ビル1台」ルールを広く区民・事業者等に普及啓発する。
132	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第5章 情報通信の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	1 広報活動 (1) 応急対策の措置状況 (2) 交通規制状況 (3) 避難方法 2 広報手段 (1) 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金所看板等） (2) 首都高ホームページ	1 広報活動 (1) 応急対策の措置状況 (2) 交通規制状況 (3) 避難方法 2 広報手段 (1) ラジオ等各種メディア (2) 各種道路情報提供設備（標識、情報板、料金所看板等） (3) 首都高ホームページ
133	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第5章 情報通信の確保 第5節 広報及び広聴活動	お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ等を最大限活用して、正確かつ迅速に提供する。	お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ及びラジオ等各種メディア等を最大限活用して、正確かつ迅速に提供する。
134	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	資金使途 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金、運転資金	資金使途 設備資金、長期運転資金
135	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業・小規模事業者	対象企業 災害により、被害を受けた中小企業者
136	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	資金使途 被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金、運転資金※運転資金は、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係の事業者または生活衛生同業組合等に限る。	資金使途 運転資金及び設備資金又は生活衛生関係の事業を営む方の営業復旧・再開のために組合等が必要とする共同購入運転資金
137	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	対象企業 別に指定された災害により被害を受けた生活衛生関係の事業者または生活衛生同業組合等	対象企業 災害により被害を受けた生活衛生関係の事業者の方または生活衛生同業組合等
138	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	限度額 各融資制度の限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額	限度額 一般貸付または振興事業貸付のご融資限度額に1災害につき3,000万円（組合等は5,000万円）を加えた額
139	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	資金使途 災害復旧のための設備資金、長期運転資金	資金使途 設備資金、長期運転資金
140	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	対象企業 別に指定された災害により、被害を受けた中小企業者	対象企業 災害により、被害を受けた中小企業者

番号	区分	対象	修正後	修正前
141	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	利率 基準利率 <u>(閣議決定により、特別利率が適用される場合があります。)</u>	利率 基準利率
142	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	返済方法 <u>据置後、原則として元金均等割賦返済</u>	返済方法 <u>2年以内の据置後、元金均等償還</u>
143	外部関係機関	震災・風水編第2部 施策ごとの具体的な計画 (震災予防対策) 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	ウ 電気設備等の安全対策  現在、区内には、多数の変電設備、自家発電設備及び蓄電設備が設置されている。これらの電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。また、消防署は、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図っている。さらに、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。	ウ 電気設備等の安全対策 (ア) 電気設備等の安全対策  現在、区内には、多数の変電設備、自家発電設備及び蓄電設備が設置されている。これらの電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。また、消防署は、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図っている。さらに、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。
144	外部関係機関	震災・風水編第3部 施策ごとの具体的な計画 (風水害予防対策) 第4章 安全な都市づくりの実現 第1節 具体的な取組 【予防対策】	(17) 多機関連携型タイムライン及び停電情報等の共有方法の検討	(17) 多機関連携型タイムライン及び停電情報の共有方法の検討
145	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	6 電気・ガス・通信等 6-1 電気施設 非常災害の発生する恐れがある場合、東京電力パワーグリッド（株）荻窪支社は、各設備に有効な予防方策を講じ、被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。 本節では、電気施設の応急措置について、必要な事項を定める。 (1) 災害時の活動態勢 災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合には、本社本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。ただし支社長は、本社本部の指示にかかるわらず、必要に応じて非常態勢を発することができる。 なお、震度6弱以上の地震が発生した時は、発令を待たずに自動的に第3非常態勢に入る。	6 電気・ガス・通信等 6-1 電気施設 非常災害の発生する恐れがある場合、東京電力（株）荻窪支社は、各設備に有効な予防方策を講じ、被害を防止し、災害が発生した場合は、二次災害を防ぎ、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持するものとする。 本節では、電気施設の応急措置について、必要な事項を定める。 (1) 災害時の活動態勢 災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合には、本店本部の指示により非常態勢を発令し、非常災害対策本部を設置する。ただし支社長は、本店本部の指示にかかるわらず、必要に応じて非常態勢を発することができる。 なお、震度6弱以上の地震が発生した時は、発令を待たずに自動的に第3非常態勢に入る。
146	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	(2) 取組内容 『東京電力パワーグリッド』 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保等、あらかじめ定めた手順により実施する。 主な手順は以下のとおり。 ・供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。 ・電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。 ・復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。	(2) 取組内容 『東京電力パワーグリッド』 災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急性を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保等、あらかじめ定めた手順により実施する。 主な手順は以下のとおり。 ・供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。 ・電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。 ・復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
147	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	1. 自然災害等により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で地方公共団体から「り災証明書」の発行を受け、自ら居住する又は他人（親族等）に無償で貸すための住宅を建設、購入若しくは補修する場合。 (1) 建設・購入資金 住宅に「全壊」等の被害が生じた場合 (2) 補修資金 住宅に被害が生じた場合 2. り災した親（満60歳以上の父母又は祖父母等）が「り災証明書」の発行を受け、その親が住むための住宅を建設、購入又は補修する場合。 融資の内容は、1.と同じ。	1. 自然災害等により自らが住む住宅に被害が生じ、地方公共団体から「り災証明書」の発行を受けた場合。 (1) 建設・購入資金 住宅に「全壊」等の被害が生じた場合 (2) 補修資金 住宅に10万円以上の被害が生じた場合 2. 被災者の方に貸すための住宅で、「り災証明書」の発行を受けた場合。 融資の内容は、1.と同じ。 3. り災した親（満60歳以上の父母又は祖父母等）が「り災証明書」の発行を受け、その親が住むための住宅を建設又は補修する場合。 融資の内容は、1.と同じ。

番号	区分	対象	修正後	修正前
148	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>1. 建設資金  <u>土地を取得する場合 3,700万円</u>  <u>土地を取得しない場合 2,700万円</u></p> <p>2. 購入資金 3,700万円</p> <p>3. 補修資金 1,200万円</p> <p><u>注:被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算される(補修の場合を除く。)。被災親族同居とは、借入申込時において、申込本人と親族の関係にある方が被災し、かつ、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合をいう。</u></p>	<p>1. 建設      建設資金 1,650万円      土地取得資金 970万円      整地資金 440万円      特例加算 510万円</p> <p>2. 購入(新築住宅)      購入資金 2,620万円      特例加算 510万円      ※購入資金は土地が所有権の場合</p> <p>3. 購入(リ・ユース住宅(中古住宅) 購入)      購入資金 2,320万円      特例加算 510万円      ※耐久性等の要件に適合する住宅の場合      購入資金 2,620万円      特例加算 510万円</p> <p>4. 補修      補修資金 730万円      (注) 整地資金 440万円      引方移転資金 440万円      (注) 整地資金及び引方移転資金の両方を利用する場合、合計で440万円が限度となる。</p>
149	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>1. 金利 <u>(令和3年2月)</u>      年0.74% (新機構団体信用生命保険に加入する場合)      ※金利は加入する団体信用生命保険等によって異なる。金利は毎月見直す。</p> <p>2. 返済期間      (1)建設及び購入資金 35年以内      (2)補修資金 20年以内      ※完済時年齢の上限は、80歳</p> <p>3. 元金据置期間      (1)建設又は購入資金 3年間      (2)補修資金 1年間</p> <p>4. 返済方法      (1)元利均等毎月払い      (2)元金均等毎月払い      ※融資額の10分の4以内でボーナス払いの併用が可能</p>	<p>1. 金利 (27年1月23日) 年0.91%      ※特例加算は年1.81%</p> <p>2. 返済期間      (1)新築建設及び新築購入      ア 耐火、準耐火構造又は木造      (耐久性) 35年以内      イ 木造(一般) 25年以内      (2)リ・ユース住宅(中古住宅) 購入      ①耐久性等の要件に適合する住宅の場合 35年以内      ②上記以外の場合 25年以内      ③補修資金20年以内      ※完済時年齢の上限は、80歳</p> <p>3. 元金据置期間      (1)建設又は購入資金 3年間      (2)補修資金 1年間</p> <p>4. 返済方法      (1)元利均等毎月払い      (2)元金均等毎月払い      (3)融資金額が130万円以上の場合には、ボーナス併用払いも可</p>
150	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第11章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>5. 担保      建物と敷地に原則として第1順位の抵当権を設定      ※ただし、融資金額が300万円以下の場合は無担保</p> <p>6. 総返済負担率      年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担額)が以下の基準を満たす方      年収40万円      未満40万円      以上      基準30%以下35%以下</p> <p>7. 融資住宅の基準      築年数の制限なし。      中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。</p>	<p>5. 担保      (1)建設・購入      建物と敷地に第1順位の抵当権を設定      (2)補修      建物に抵当権を設定</p> <p>6. 返済負担率      年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担額)が以下の基準を満たす方      年収40万円      未満40万円      以上      基準30%以下35%以下</p> <p>7. 融資住宅の基準      1戸当たりの住宅部分の床面積      (1)建設 13m<sup>2</sup>以上175m<sup>2</sup>以下      (2)購入 50m<sup>2</sup> (共同建ての場合は30m<sup>2</sup>) 以上175m<sup>2</sup>以下      (3)補修 制限なし</p>

番号	区分	対象	修正後	修正前																																																																
151	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第3章 安全な都市づくりの実現 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>杉並消防署</th> <th>荻窪消防署</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火水槽</td> <td>385基</td> <td>327基</td> <td>712基</td> </tr> <tr> <td>ブル</td> <td>48基</td> <td>34基</td> <td>82基</td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td>11基</td> <td>7基</td> <td>18基</td> </tr> <tr> <td>池水</td> <td>5基</td> <td>6基</td> <td>11基</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>63基</td> <td>32基</td> <td>95基</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>3,055基</td> <td>2,372基</td> <td>5,427基</td> </tr> <tr> <td>貯水池</td> <td>1基</td> <td>0基</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>	種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計	防火水槽	385基	327基	712基	ブル	48基	34基	82基	受水槽	11基	7基	18基	池水	5基	6基	11基	河川	63基	32基	95基	消火栓	3,055基	2,372基	5,427基	貯水池	1基	0基	1基	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>杉並消防署</th> <th>荻窪消防署</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防火水槽</td> <td>372基</td> <td>471基</td> <td>843基</td> </tr> <tr> <td>ブル</td> <td>51基</td> <td>39基</td> <td>90基</td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td>19基</td> <td>13基</td> <td>32基</td> </tr> <tr> <td>池水</td> <td>5か所</td> <td>7か所</td> <td>12か所</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>63か所</td> <td>32か所</td> <td>95か所</td> </tr> <tr> <td>消火栓</td> <td>2,923基</td> <td>2,319基</td> <td>5,242基</td> </tr> <tr> <td>貯水池</td> <td>1基</td> <td>15基</td> <td>16基</td> </tr> </tbody> </table>	種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計	防火水槽	372基	471基	843基	ブル	51基	39基	90基	受水槽	19基	13基	32基	池水	5か所	7か所	12か所	河川	63か所	32か所	95か所	消火栓	2,923基	2,319基	5,242基	貯水池	1基	15基	16基
種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計																																																																	
防火水槽	385基	327基	712基																																																																	
ブル	48基	34基	82基																																																																	
受水槽	11基	7基	18基																																																																	
池水	5基	6基	11基																																																																	
河川	63基	32基	95基																																																																	
消火栓	3,055基	2,372基	5,427基																																																																	
貯水池	1基	0基	1基																																																																	
種別	杉並消防署	荻窪消防署	合計																																																																	
防火水槽	372基	471基	843基																																																																	
ブル	51基	39基	90基																																																																	
受水槽	19基	13基	32基																																																																	
池水	5か所	7か所	12か所																																																																	
河川	63か所	32か所	95か所																																																																	
消火栓	2,923基	2,319基	5,242基																																																																	
貯水池	1基	15基	16基																																																																	
152	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第1章 杉並区の基本的責務と役割 第2節 区、都及び防災機関の役割	<p><b>日本赤十字社東京都支部</b></p> <p>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。      2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。      3 こころのケア活動に関すること。      4 赤十字ボランティアの活動に関すること。      5 輸血用血液の確保、供給に関すること。      6 義援金の受付・配分及び募金に関する事項（原則として義援物資については受け付けない。）      7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事項。      8 災害救援物資の支給に関する事項。      9 日赤医療施設等の保全、運営に関する事項。      10 外国人安否調査に関する事項。      11 遺体の検案協力に関する事項。      12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事項。</p>	<p><b>日本赤十字社東京都支部（杉並区地区）</b></p> <p>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等の実施に関する事項。      2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事項。      3 こころのケア活動に関する事項。      4 赤十字ボランティアの活動に関する事項。      5 輸血用血液の確保、供給に関する事項。      6 義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事項。      7 赤十字エイドステーションの設置・運営に関する事項。      8 災害救援物資の支給に関する事項。      9 日赤医療施設等の保全、運営に関する事項。      10 外国人安否調査に関する事項。      11 遺体の検案協力に関する事項。      12 災害救護に関する訓練の実施に関する事項。</p>																																																																
153	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>（オ）その他公共的団体等との協力体制の確立</p> <p>区は、災害応急対策業務について、区内の赤十字奉仕団、商工会議所、女性団体等の公共的団体及び防災市民組織等の協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>＜略＞</p>	<p>（オ）その他公共的団体等との協力体制の確立</p> <p>区は、災害応急対策業務について、区内の且赤奉仕団、商工会議所、女性団体等の公共的団体及び防災市民組織等の協力が得られるよう、平素から連絡を密にし、協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>＜略＞</p>																																																																
154	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第7章 医療救護・保健等対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>イ 輸血用血液製剤の供給</p> <p>医療機関から輸血用血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は都福祉保健局に供給を要請する。</p> <p>都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び各血液センターに供給要請を行う。都の供給要請があつた場合、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行つ。</p>	<p>イ 血液製剤の供給</p> <p>医療機関から血液製剤が必要との要請を受けた場合、区は都福祉保健局に協力を要請する。</p> <p>都は、供給要請に基づき、日赤東京都支部及び各血液センターに供給要請を行う。都の供給要請があつた場合、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行つ。</p>																																																																
155	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第8章 帰宅困難者対策 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>イ 徒歩帰宅訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。</li> </ul>	<p>イ 徒歩帰宅訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。</li> </ul>																																																																
156	外部関係機関	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第1章 杉並区及び防災機関の役割 第4節 指定公共機関	<p><b>日本赤十字社東京都支部</b></p> <p>8 災害救援物資の支給に関する事項。</p>	<p><b>日本赤十字社東京都支部（杉並区地区）</b></p> <p>8 災害救援品の支給に関する事項。</p>																																																																
157	外部関係機関	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第3章 区民と地域の防災力向上 第1節 具体的な取組 【予防対策】	<p>（3）赤十字ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。</li> <li>日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。</li> </ul>	<p>（3）赤十字ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。</li> <li>日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に救急法などの講習普及・医療・血液・社会福祉事業など幅広い活動を展開し、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。</li> </ul>																																																																
158	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画（応急・復旧計画） 第8章 避難者対策 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>・生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉保健局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日本赤十字社東京都支部に対して救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。</p>	<p>・生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみで困難な場合は、都総務局等に応援を依頼し、日本赤十字社に対して日赤奉仕団や赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。</p>																																																																

番号	区分	対象	修正後	修正前														
159	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第1章 住民の生活の早期再建 第2節 具体的な取組 【復旧対策】	<p>5-4 日赤東京都支部による災害救援物資の配付 <u>日赤東京都支部は、災害救援物資の配付基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援物資の配分を行う。</u></p> <p>(1) 配付の対象 <u>都支部から地区・分区へ配備した物資の配付については、原則として管内において発生した火災（爆発事故を含む）、風水害等により、住宅の全半焼、全半壊、床上浸水、流失にあった都民、または避難所等に避難をされた被災者の方に対して行うものとする。</u></p> <p>(2) 配付数の基準 <u>品目ごとの配付数の基準は以下のとおりとする。ただし、気候や被害状況によっては、基準を超えて配付しても差し支えない。</u></p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>5-4 日赤東京都支部による災害救援物資の支給</p> <p>(1) 対象となる災害 震災・風水害・火災等</p> <p>(2) 支給対象者及び支給内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>支給対象者</th> <th>支給内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害救援物資</td> <td>住宅の全半焼・全半壊</td> <td>毛布、バスタオル</td> <td>毛布、バスタオルは全員に各1とする。</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>毛布、バスタオル</td> <td>・毛布、バスタオルは全員に各1とする。</td> </tr> <tr> <td>震災救援所へ1晩以上避難</td> <td>毛布、バスタオル、緊急セット、安眠セット</td> <td>・緊急セット、安眠セットは世帯当たり各1とする。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	支給対象者	支給内容	備考	災害救援物資	住宅の全半焼・全半壊	毛布、バスタオル	毛布、バスタオルは全員に各1とする。	床上浸水	毛布、バスタオル	・毛布、バスタオルは全員に各1とする。	震災救援所へ1晩以上避難	毛布、バスタオル、緊急セット、安眠セット	・緊急セット、安眠セットは世帯当たり各1とする。
種別	支給対象者	支給内容	備考															
災害救援物資	住宅の全半焼・全半壊	毛布、バスタオル	毛布、バスタオルは全員に各1とする。															
	床上浸水	毛布、バスタオル	・毛布、バスタオルは全員に各1とする。															
	震災救援所へ1晩以上避難	毛布、バスタオル、緊急セット、安眠セット	・緊急セット、安眠セットは世帯当たり各1とする。															
160	外部関係機関	震災・風水害編第2部 施策ごとの具体的な計画（震災予防対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第5節 具体的な取組 【予防対策】	<p>1 駅舎 <u>2年に1回</u>の定期検査により点検を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>1 駅舎 <u>年1回</u>の定期検査により点検を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>														
161	外部関係機関	震災・風水害編第3部 施策ごとの具体的な計画（風水害予防対策） 第5章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第1節 具体的な取組 【予防対策】	<p>1 駅舎 <u>2年に1回</u>の定期検査により点検を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>	<p>1 駅舎 <u>年1回</u>の定期検査により点検を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p>														
162	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>『西武鉄道（株）』</p> <p>(1) 運転規制 ア 地震発生時 <u>運転司令長は、地震が発生したときには応急対策として次の処置を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度4以上の地震が発生したとき、または緊急地震速報による震度4以上の予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停止させる。</li> <li>・停止した列車の列車番号および停止位置を把握し、被害状況をあらゆる手段を尽くして確認する。</li> <li>・緊急地震速報による震度4以上の予報を受信したときで、震度3以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。</li> <li>・震度4を観測したときは、毎時55キロメートル以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。</li> <li>・震度5弱を観測したときは、毎時25キロメートル以下で先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。</li> <li>・震度5強以上を観測したときは、電気司令長および施設司令長に要注意点検個所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。ただし、震度5強を観測したときに限り、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、停止していた列車を毎時15キロメートル以下で次駅または最近の駅まで運転するよう指令することができる。</li> </ul>	<p>『西武鉄道（株）』</p> <p>(1) 運転規制 ア 地震発生時 <u>運転司令長は、地震が発生した時には応急対策として次の処置を行う。また、社内の地震計が計測したガル値に対する判定基準は、次を基準にして決定する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判定震度</th> <th>ガル値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>25ガル～80ガル未満</td> </tr> <tr> <td>5弱</td> <td>80ガル～140ガル未満</td> </tr> <tr> <td>5強</td> <td>140ガル～250ガル未満</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>250ガル～400ガル未満</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生し列車の運転が危険と判断した場合には、列車無線により列車の停止手配をとる。</li> <li>・停止した列車の列車番号及び停止位置を把握し、被害状況をあらゆる手段を尽して確認する。</li> <li>・震度5弱のときは、駅間に停止している列車の運転士に、時速25キロメートル以下で次駅まで注意運転するよう指示する。また、駅長及び運転士の状況報告に基づき、異常がないときには、平常運転を指令する。</li> <li>・震度5強以上のときは、列車の運転を一時中止し、電気司令長及び電気、保線の各所長に要注意箇所等の点検を依頼する。</li> </ul>	判定震度	ガル値	4	25ガル～80ガル未満	5弱	80ガル～140ガル未満	5強	140ガル～250ガル未満	6	250ガル～400ガル未満				
判定震度	ガル値																	
4	25ガル～80ガル未満																	
5弱	80ガル～140ガル未満																	
5強	140ガル～250ガル未満																	
6	250ガル～400ガル未満																	
163	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的な計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及びライ夫ライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>イ 乗務員の対応</p> <p>運転士は、地震発時には次の処置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合<u>または</u>列車無線等で停止指令があった場合には、列車を停止させる。</li> <li>・駅間の途中で列車を停止させる場合には、橋梁・隧道・深い切取り・高い築堤等、地震の被害を受けやすい箇所をできるだけ避ける。また必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。</li> <li>・震度5弱以下の場合で、運転司令長から注意運転の指令があつたとき、かつ、付近に異常が認められず安全であると判断したときは、車掌と打ち合わせ、先行列車が停止していた位置まで、毎時55キロメートルまたは毎時25キロメートル以下で注意運転（建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する。）し、異常の有無を運転司令長に報告する。</li> <li>・震度5強以上の場合は、要注意点検個所等の点検が終了し運転司令長から運転再開の指令があるまで運転を中止する。ただし、震度5強の場合、運転司令長から次駅または最近の駅まで運転する旨の指令を受けたときは、車掌と打ち合わせ、目視で安全を確認しながら毎時15キロメートル以下で運転する。</li> </ul>	<p>イ 乗務員の対応</p> <p>運転士は、地震発時には次の処置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生し、列車の運転が危険と判断した場合<u>又は</u>列車無線等で停止指令があつた場合には、列車を停止させる。</li> <li>・駅間の途中で列車を停止させる場合には、橋梁・隧道・深い切取り・高い築堤等、地震の被害を受けやすい箇所をできるだけ避ける。また必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をとる。</li> <li>・駅間に停止した列車は、運転司令長から運転再開の指示があつたときには、車掌と打合せのうえ次駅まで注意運転する。</li> <li>・運転を再開し、列車が駅に到着したときには、その区間の状況を駅長に報告する。</li> </ul>														

番号	区分	対象	修正後	修正前
164	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>ウ 駅長の処置</p> <p>駅長は、地震発生時には次の処置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令長に報告する。</li> <li>・線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令長に報告する。</li> </ul>	<p>ウ 駅長の処置</p> <p>駅長は、地震発生時には次の処置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令長に報告する。</li> <li>・運転再開の指令があった場合には、<u>自駅に停止している列車に対して次駅又は先行列車が停止していた箇所まで注意運転する旨を通告した後、進路の安全を確かめたうえ出発を指示する。</u></li> <li>・運転再開後、最初の列車が到着したときには、その列車の運転再開箇所及び自駅までの状況を確かめ、これを運転司令長に報告するとともに後方駅長に通告する。</li> <li>・線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令長に報告する。</li> </ul>
165	外部関係機関	震災編第1部 施策ごとの具体的計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及び ライ夫ライン等の確保 第1節 具体的な取組 【応急対策】	<p>『西武鉄道(株)』</p> <p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>駅長は、係員を指揮して、旅客を<u>予め</u>定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。</p> <p>(2) 列車乗務員が行う避難誘導</p> <p>列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>列車が駅間の途中に停止している場合には、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合には、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い乗客を降車させる。</li> <li>・隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</li> </ul>	<p>『西武鉄道(株)』</p> <p>(1) 駅における避難誘導</p> <p>駅長は、係員を指揮して旅客を<u>あらかじめ</u>定めた臨時避難場所に、混乱を生じないように誘導し、避難させる。</p> <p>さらに避難させる必要が生じたときは、避難場所の位置、災害に関する状況を旅客に伝達し、秩序維持に努力する。</p> <p>(2) 列車乗務員が行う避難誘導</p> <p>列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</p> <p>列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させるときは、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い降車させる。</li> <li>・特に弱者に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。</li> <li>・隣接路線を走行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</li> </ul>
166	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及び ライ夫ライン等の確保 第9節 交通施設	<p>(3) 西武鉄道(株)</p> <p>ア 風水害時の運転規制</p> <p><u>運転司令長は、次の処置を行う。</u></p> <p>(ア) 天候の状態に注意し、必要に応じて次の処置を負う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風速が毎秒20メートル以上になったと認められるか、豪雨の恐れがあるときには、暴風雨警報を指令する。なお、風速が毎秒20メートル以上になったと認めたときは、毎時25キロメートル以下で注意運転するよう指令をする。</li> <li>・風速が毎秒25メートル以上になったと認めたときには、列車の運転を一時中止の指令をする。</li> <li>・風速計を確認し、規制値を下回ったこと及び状況を判断し、規制を解除する。</li> </ul> <p>(イ) 暴風雨通過後、運転を再開する場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・停止している列車の番号・位置を確認する。</li> <li>・線路・電車線路・運転保安設備等の施設が列車運転に支障がないことを確認する。</li> <li>・必要により保線・電力の各所長に巡回を要請する。</li> <li>・列車運転に支障がないことが確認できた場合には、電気司令長と打合させて送電区間を確認し、運転再開を指令する。</li> <li>・災害状況が確認できないときは、次の駅又は先行列車が停止していた位置までの注意運転を指令する。この場合、駅長の状況報告に基づき、異常がなかったときには、平常運転を指令する。</li> </ul>	<p>(3) 西武鉄道(株)</p> <p>ア 風水害時の運転規制</p> <p>運転司令長は、応急対策として次の処置を行う。</p> <p>(ア) 天候の状態に注意し、必要に応じて次の処置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風速が20m/sを超えたと認められるか、豪雨の恐れがあるときには、暴風雨警報を指令する。なお、風速が20m/sを超えたと認められるときには、25km/h以下で注意運転するよう指令する。</li> <li>・風速が25m/sを超えたと認められるときには、列車運転の一時中止を指令する。</li> </ul> <p>(イ) 暴風雨通過後、運転を再開する場合は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・停止している列車の番号・位置を確認する。</li> <li>・線路・電車線路・運転保安設備等の施設が列車運転に支障がないことを確認する。</li> <li>・必要により保線・電力の各所長に巡回を要請する。</li> <li>・列車運転に支障がないことが確認できたときには、電気司令長と打合させて送電区間を確認し、運転再開を指令する。</li> <li>・災害状況が確認できないときには、次の駅又は先行列車が停止していた位置までの注意運転を指令する。この場合、駅長の状況報告に基づき、異常がなかったときには、平常運転を指令する。</li> </ul>
167	外部関係機関	風水害編第1部 施策ごとの具体的計画 (応急・復旧計画) 第3章 安全な交通ネットワーク及び ライ夫ライン等の確保 第9節 交通施設	<p>イ 乗務員の対応</p> <p><u>運転士は、応急対策として次の処置を行う。</u></p> <p>(ア) 暴風雨のため、災害の発生する恐れがある場合には次により運転する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風速の激しい個所では、急激な制動を避ける等列車の速度を急激に変化しないようにする。また、列車の運転が危険だと判断したときには、なるべく安全な場所を選んで停止する。</li> <li>・倒木・浸水・崖崩れ等の恐れがある個所では特に注意し、浸水が軌条面上におよんだ個所では毎時15キロメートル以下に速度を低下する。</li> <li>・冠水が軌条面上70ミリメートル以上になったときには停止する。</li> <li>・運転規制を行う場合で、見通し距離が不足するときは、見通しの範囲内に停止できる速度まで低下して運転するとともに、周囲の変化にも注意して運転する。</li> </ul> <p>(イ) 暴風雨の通過等により運転を再開する場合は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駅に停止している列車は、駅長の指示による。</li> <li>・駅間に停止した列車は、<u>暴風雨の状況が列車の運転に支障がないと判断した場合、車掌と打ち合わせて</u>、次駅まで注意運転する。</li> <li>・列車が駅に到着したときは、その区間の状況を駅長に報告する。</li> </ul>	<p>イ 乗務員の対応</p> <p>運転士は、災害発生時には次の処置を行う。</p> <p>(ア) 災害が発生し、列車の運転が危険と判断した場合又は列車無線等で停止指令があった場合には、列車を停止させる。</p> <p>(イ) 駅間の途中で列車を停止させる場合には、橋梁・ずい道・深い切取り・高い築堤等、地震の被害を受けやすい箇所をできるだけ避ける。また必要に応じてパンタグラフを降下し、転動防止の処置をする。</p> <p>(ウ) 駅間に停止した列車は、運転司令から運転再開の指示があったときには、車掌と打合せの上、次駅まで注意運転する。</p> <p>(エ) 運転を再開し、列車が駅に到着したときには、その区間の状況を駅長に報告する。</p>

番号	区分	対象	修正後	修正前
168	外部関係機関	ウ 駅長の処置 駅長は、 <u>応急対策として</u> 次の処置を行う。 <u>(ア) 暴風雨の予報に注意し、必要に応じて次の処置を行う。</u> ・旅客の安全に関する対策 ・駅構内の施設物の防護対策 ・留置車両に対する転動防止の手配 ・空車の列車への連結中止 <u>(イ) 暴風雨警報の指令を受けたとき、又は突風等のために列車の運転が危険だと判断したときには、列車の進出を一時見合わせる。</u> <u>(ウ) 列車運転の一時中止の指令を受けたとき、又は風速が毎秒25メートルを超えたと認められるときには、列車の運転を一時中止する。</u> <u>(エ) 列車の出発を見合せたり、列車の運転を中止した場合には、その状況と、列車番号および停止位置を運転司令長に速やかに報告する。</u> <u>(オ) 暴風雨通過後、運転を再開する場合には次による。</u> ・速やかに構内を巡視して、異常の有無を調べ、その状況を運転司令長に報告する。 ・運転再開の指令があったときには、自駅に停止している列車に対し、次の駅または先行列車が停止していた位置まで注意運転する旨の通告を行い、進路の安全を確かめたうえで出発の指示をする。 ・出発する列車の運転士に対し、前方区間の状況を通告する。 ・運転再開後、最初の列車が到着したときには、その列車の運転再開位置および自駅までの状況を確かめ、これを運転司令長に報告するとともに後方駅長に通告する。 ・線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無の報告を求めて、これを運転司令長に報告する。  風水害編第1部 施策ごとの具体的計画（応急・復旧計画） 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第9節 交通施設	ウ 駅長の処置 駅長は、災害発生時には次の処置を行う。 (ア) 災害が発生し被害が予想される場合には、速やかに構内巡視をして異常の有無を点検し、その状況を運転司令に報告する。 (イ) 運転再開の指令があった場合には、自駅に停止している列車に対して次駅又は先行列車が停止していた箇所まで注意運転する旨を通告した後、進路の安全を確かめたうえ出発を指示する。 (ウ) 運転再開後、最初の列車が到着したときには、その列車の運転再開箇所及び自駅までの状況を確かめ、これを運転司令に報告するとともに後方駅長に通告する。 (エ) 線路巡回中の係員から、巡回区間の異常の有無についての情報を求めて、運転司令に報告する。	
169	外部関係機関	エ 駅長が行う、旅客の避難誘導 駅長は、 <u>災害発生時の旅客の避難誘導方法および避難場所等を係員に周知徹底させ、旅客の安全について万全を期さなくてはならない。</u> <u>(ア) 震災等が発生し、旅客を避難させる必要が生じたときには、次の処置を行う。</u> ・駅長は、係員を指揮して、旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。 ・旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに行行政機関等があらかじめ定めた広域避難場所の位置や災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序の維持に協力する。  オ 列車の乗務員の行う旅客誘導 列車乗務員が行う旅客の誘導については、次による。 <u>(ア) 列車が駅に停止している場合には、駅長の指示による。</u> <u>(イ) 列車が駅間の途中に停止している場合には、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合には、次による。</u> ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い乗客を降車させる。 ・隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。	エ 駅長が行う、旅客の避難誘導 駅長は、災害時ににおいて旅客を避難誘導させる必要が生じた場合は次による。 (ア) 直ちに駅で定めている臨時避難場所に誘導する。 (イ) さらに避難させる必要が生じた場合は、行政機関指定の避難場所を伝達し、混乱を防止する。  オ 列車の乗務員の行う旅客誘導 列車の乗務員は、災害時ににおいて旅客を避難誘導させる必要が生じた場合は次による。 (ア) 列車が、駅に停止している場合は、駅長の指示による。 (イ) 列車が、駅間の途中に停止している場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は、次による。 ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、乗客を降車させる。 ・特に弱者に注意し、他の乗客に協力を要請して、安全に降車させる。 ・隣接線路を歩行することは、危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。	
170	外部関係機関	(3) 西武鉄道（株） ア 駅における避難誘導 駅長は、災害発生時の旅客の避難誘導方法及び避難場所等を係員に周知徹底させ、旅客の安全について万全を期さなくてはならない。 <u>(ア) 震災等が発生し、旅客を避難させる必要が生じたときには、次の処置を行う。</u> ・駅長は、係員を指揮して、旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。 ・旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに行行政機関等があらかじめ定めた広域避難場所の位置や災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序の維持に協力する。  イ 列車乗務員が行う避難誘導 <u>(ア) 列車が駅に停止している場合には、駅長の指示による。</u> <u>(イ) 列車が駅間の途中に停止している場合には、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合には、次による。</u> ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い乗客を降車させる。 ・隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。	(3) 西武鉄道（株） ア 駅における避難誘導 (ア) 駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱を生じないように誘導し、避難させる。 (イ) さらに避難させる必要が生じたときは、避難場所の位置、災害に関する状況を旅客に伝達し、秩序維持に努力する。 イ 列車乗務員が行う避難誘導 (ア) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 (イ) 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させるときは、次による。 ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い降車させる。 ・特に弱者に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。 ・隣接路線を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。	

# 杉並区地域防災計画(令和3年修正)震災・風水害編【総則・予防対策】概要

別紙3—1

## 第1部 総則

- 第3章 被害軽減とまちの再生に向けた目標（減災目標）
  - ・震災対策の減災目標（首都直下地震による死者0（ゼロ）を目指す）
  - ・風水害対策の減災目標（大規模水害による死者0（ゼロ）を維持する）

## 第2部 施策ごとの具体的計画（震災予防対策）

### ■第2章 区民と地域の防災力向上

- ・自助の備え、防災に対する意識啓発、防災教育・防災訓練等による区民の防災力向上
- ・区民、地域、区、事業所等による協議会・情報連絡体制の確保や消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会、町会・自治会への参加促進

### ■第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

- ・区、都及び防災関係機関による自立・分散型電源の設置、コーチェネレーションの導入やLPガスの活用促進

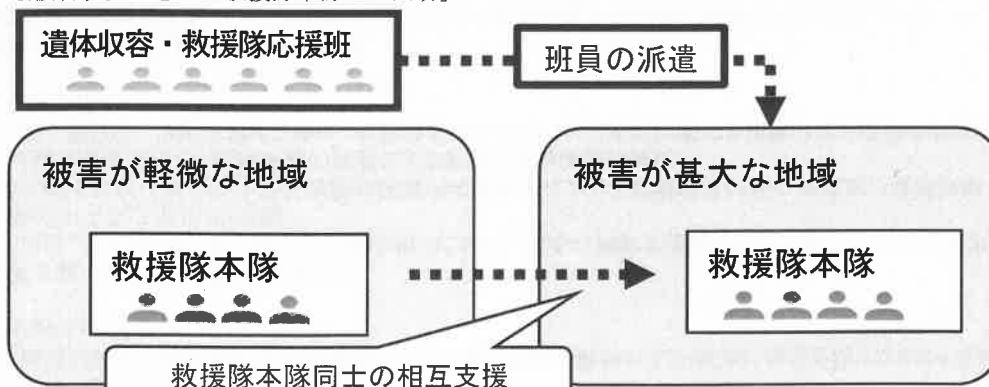
#### ○防災拠点の約72時間稼働可能な非常用発電機の整備

施設名	設置年度	施設名	設置年度
高井戸地区区民センター	平成24年度	西荻地域区民センター	令和2年度
井草地区区民センター	令和元年度	阿佐谷地域区民センター	令和3年度（予定）
荻窪地区区民センター	令和元年度		既設置済。大規模改修に併せて容量拡大
永福和泉地区区民センター	令和元年度	高円寺地域区民センター	

### ■第5章 応急対応力、広域連携体制の強化

- ・初動及び班別行動マニュアルの整備・更新、応援職員情報の整理等による災対本部や初動態勢整備
- ・業務継続計画の更新、関係機関との情報共有体制構築、協定の実効性確保等による業務継続体制の確保
- ・旧杉並中継所跡地の活用、指定管理者制度導入施設等の災害時における取組の推進による防災拠点の充実

#### ○被害状況に応じた救援隊本隊の「共助」



### ■第7章 医療救護・保健等対策

- ・新型コロナウイルス感染者等の専用避難先や衛生班・各保健活動班の対応強化による医療救護部の活動の在り方の検討

### ■第9章 避難者対策

- ・震災救援所等の指定・整備、震災救援所運営管理標準マニュアルの改訂、震災救援所・第二次救援所・福祉救援所の連携体制の具体化、避難施設間の避難者受入体制の構築
- ・感染予防対策物資の備蓄、感染防止対策標準マニュアルの作成、避難者の受入体制等の検討による新型コロナウイルス感染症対策

#### ○感染予防対策物資の備蓄 【新たに追加した物品（震災救援所1カ所あたり）】

物品名	数量	物品名	数量
フェイスシールド	30個	医療用ガウン	50着
ゴム手袋	200双	非接触式電子温度計	3本（学校共用を含む）
次亜塩素酸漂白剤	2本	非接触式電子体温計	1本
手指消毒剤（500ml）	1本	テント型プライベートルーム	2～4張
手指消毒剤（800ml）	6本	要配慮者用テント※	1張
手指消毒剤（1L）	4本	ワンタッチ式テント	2張
防護服セット	1式	電子体温計	5本

※令和2年度から令和3年度にかけて2カ年計画で配備予定。

### ■第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

- ・災害拠点倉庫及び災害備蓄倉庫の整備や都の寄託物資の活用等による避難者3日分の食糧の区内備蓄の推進

#### ○食糧の区内備蓄の推進（食料備蓄方針の改正）

	発災1日目	発災2・3日目	発災4日目以降
対応方法	○区の食糧備蓄分で確保（1日分）	○区内に保管している都寄託物資分（1日分）または区備蓄増分（1日分）等で確保	○国、都道府県、民間事業者等の調達物資で対応
備蓄場所	○主に学校防災倉庫で備蓄（不足分を災害備蓄倉庫） ○その他、スクラム自治体、民間協定団体等からの支援を活用	○災害拠点倉庫（旧杉並中継所）及び災害備蓄倉庫で備蓄 ○その他、スクラム自治体、民間協定団体等からの支援を活用	—

### ■第12章 住民の生活の早期再建

- ・災証明書の発行体制の構築、住家被害認定調査の体制強化及び災証明書発行の迅速化、応急危険度判定結果等活用の検討の実施
- ・仮置場の検討、関係機関との連絡体制の整備、区災害廃棄物処理計画による災害廃棄物処理体制の構築

## 第3部 施策ごとの具体的計画（風水害予防対策）

### ■第2章 風水害対策における到達状況、課題、対策の方向性等

- ・「垂直避難」「家庭内備蓄の推奨」「排水溝清掃の励行」等、家庭内での防災対策を普及啓発することで事前の水害対策の実施率100%を目指す
- ・避難確保計画の作成等の着実な推進による災害時要配慮者等の人的被害の発生を防ぐための「共助の仕組み」の構築

### ■第3章 区民と地域の防災力向上

- ・区民は、「自らの命は自らが守る」意識を持つことや、「自らの判断で避難行動を実施する」などの災害に備えた「自助の取組」を実施
- ・洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の事業所における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施や地域住民との連携訓練の推進による事業所防災体制の強化
- ・浸水予想区域、水害に対する備え、水害発生時の行動などの水防に関する知識の普及活動や防災教育等を推進

### ■第4章 安全な都市づくりの実現

- ・豪雨対策計画を基本とした河川・下水道の整備や流域対策や雨水流出抑制施設の整備、水害ハザードマップの作成及び公表、東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組等による豪雨対策の推進
- ・土砂災害ハザードマップの作成及び公表、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設に対する措置等による土砂災害の避難体制の整備

### ■第6章 応急対応力、広域連携体制の強化

- ・風水害時の非常時優先業務を絞り込むことによる業務継続計画の策定の検討
- ・被災自治体に派遣した区職員の情報を整理した災害対応経験者リストの作成
- ・水防活動や避難判断に必要な河川水位や雨量を監視する水防情報システムの改修

### ■第7章 情報通信の確保

- ・キャッシュサイトを活用するなどのホームページのアクセス集中対策の実施

### ■第9章 避難者対策

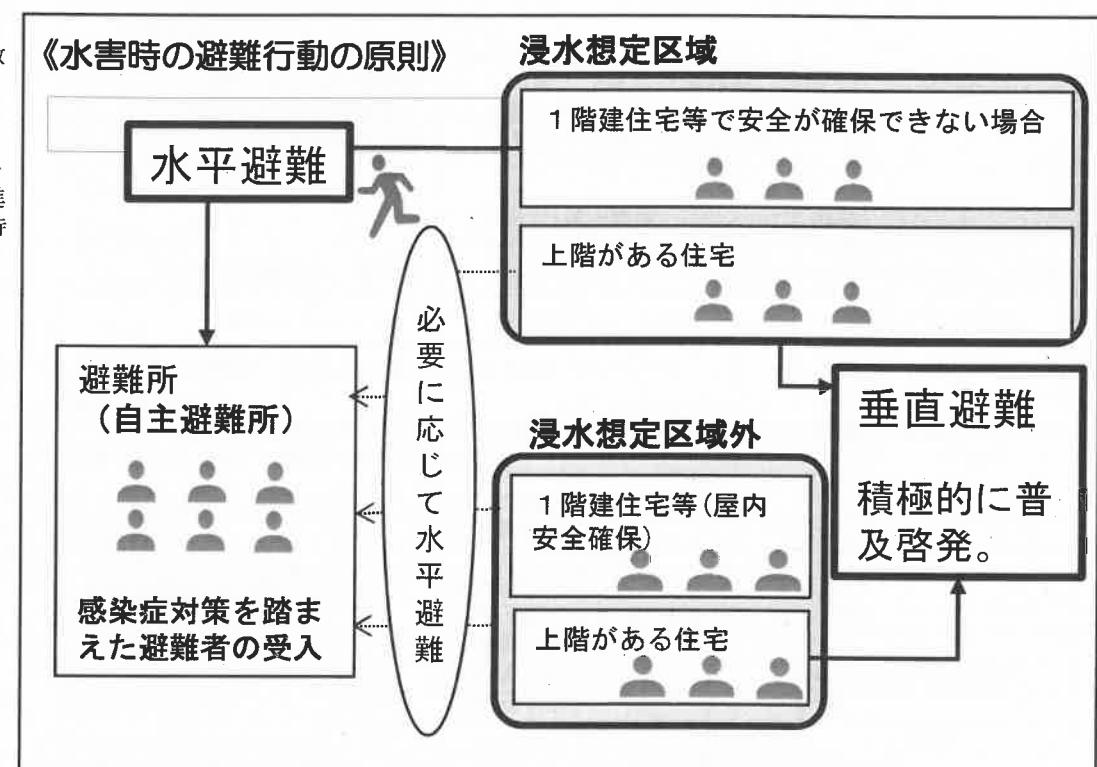
- ・「福祉関係者、関係団体と連携した災害時要配慮者の避難体制の検討」「警戒期における避難行動の周知」「東京マイ・タイムラインの普及・作成支援による避難体制の整備」を実施
- ・「自主避難所、指定緊急避難場所、指定避難所などの定義設定」、「指定管理者制度導入施設等における避難施設の指定」「都立高校等の避難所活用」による避難施設の充実
- ・水害時避難所隊行動指針等の見直し、避難者の受入体制等の検討による新型コロナウイルス感染症対策の実施

### ■第10章 物流・備蓄・輸送対策

- ・平成30年7月豪雨等の対応と経験や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた物資の追加備蓄による備蓄品の充実

### ■第11章 住民の生活の早期再建の推進

- ・「住家被害認定調査や災証明書発行体制等の府内体制の整備」「航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用等により災証明書の発行」の実施
- ・「大規模災害発生時の区民生活環境の保全と公衆衛生の確保」「早期の復旧・復興を実現するための災害廃棄物処理計画の作成」



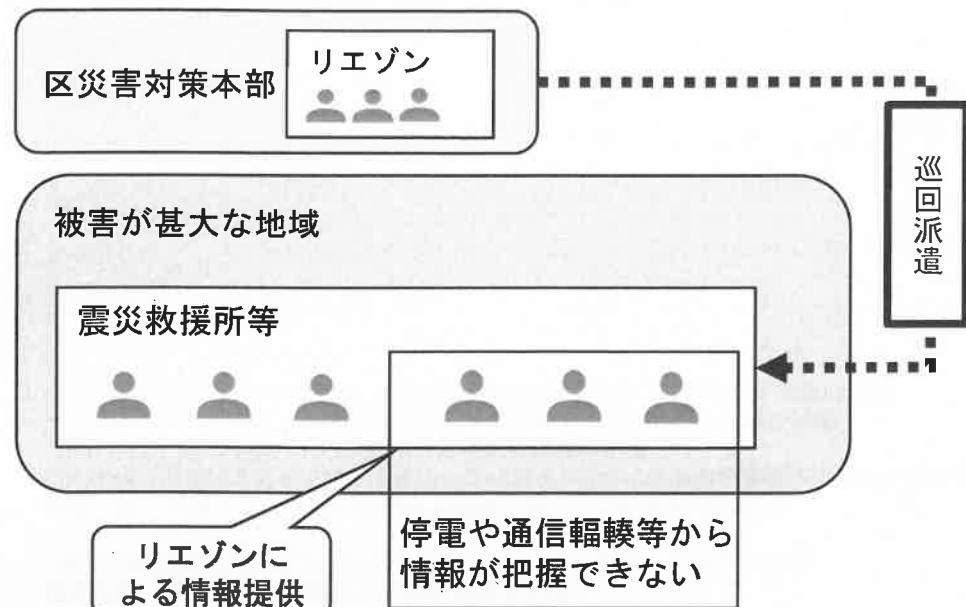
# 杉並区地域防災計画(令和3年修正)震災編【応急・復旧対策】概要

別紙3-2

## 第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画)

### ■第4章 応急対応力、広域連携体制の強化

- ・区災害時支援・支援計画に基づいた防災関係機関等への応援協力・派遣要請の実施
- ・復興対策の準備を行う震災復興準備室の設置



### ■第5章 情報通信の確保

- ・区、都、消防署、警察署等による情報通信連絡体制での警報及び注意報の共有
- ・震災救援所、補助代替施設、一時滞在施設への特設公衆電話の設置による区民等の通信手段の確保
- ・被災者からの相談窓口の設置による被災者ニーズの把握

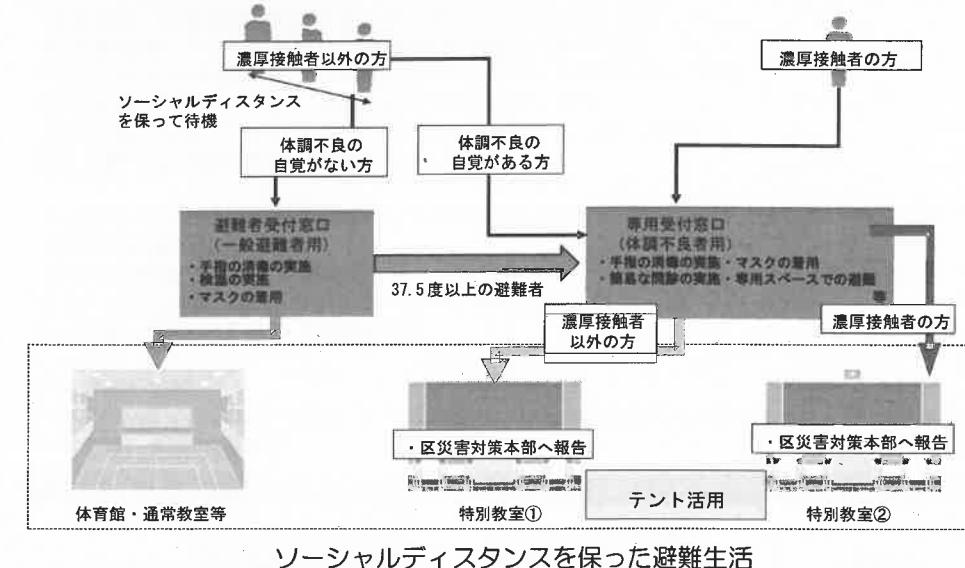
### ■第7章 帰宅困難者対策

- ・駅周辺の事業者や地域が連携した「駅前滞留者対策連絡会」による駅周辺での混乱防止
- ・情報提供や一時滞在施設等への案内・誘導による集客施設及び駅等における帰宅困難者保護
- ・施設管理者による一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入の実施

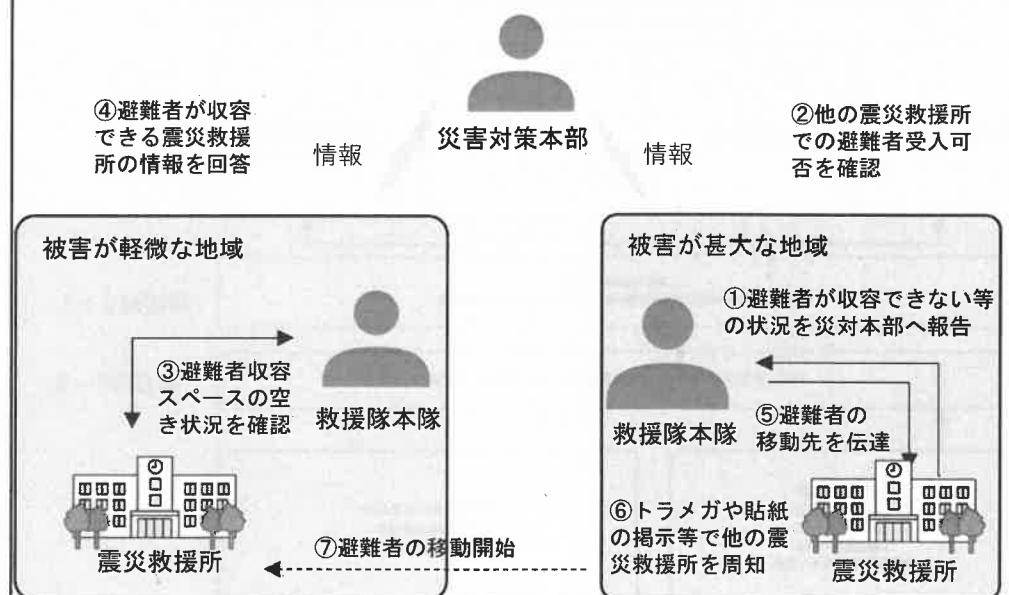
### ■第8章 避難者対策

- ・避難勧告等の発令、関係機関と連携した避難誘導による避難住民の安全確保
- ・震災救援所、第二次救援所、福祉救援所等の開設・運営による被災者の救援・救護
- ・車中泊者発生抑制に向けた普及啓発、車中泊者等の状況把握・支援及び報告の実施
- ・震災救援所における受付窓口の区分け、専用スペースの確保、その他感染拡大防止対策による新型コロナウイルス感染症対策の実施
- ・震災救援所で被災者を受入れることができない場合の被災していないもしくは被災の程度が小さい地域への移送

### 新型コロナウイルス対策を踏まえた震災救援所等における避難者の受入方法



### 地域性を考慮した共助の仕組(区内他地域への避難者の移動)



## ■第1章 住民の生活の早期再建

- ・り災証明書を迅速に交付する自己判定方式の採用や調査計画の策定及び住家被害認定調査を踏まえた、り災証明書の発行

## 第2部 災害復興計画

### ■第2章 災害復興体制の整備

- ・区災害復興本部の設置や震災復興体制の整備に係わる留意点により復興施策を長期的視点に立て計画的に実施

### ■第3章 震災復興計画の策定

- ・復興後の区民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする杉並区震災復興基本方針の策定
- ・杉並区震災復興基本方針や区民意見に基づいた震災復興計画の策定
- ・都市の復興、住宅の復興、産業の復興の分野における個別の復興計画の策定

## 第3部 南海トラフ地震等防災対策

### ■第1章 対策の考え方

- ・南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波等の想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、杉並区における対策は、震災・風水害編及び震災編の対策で推進

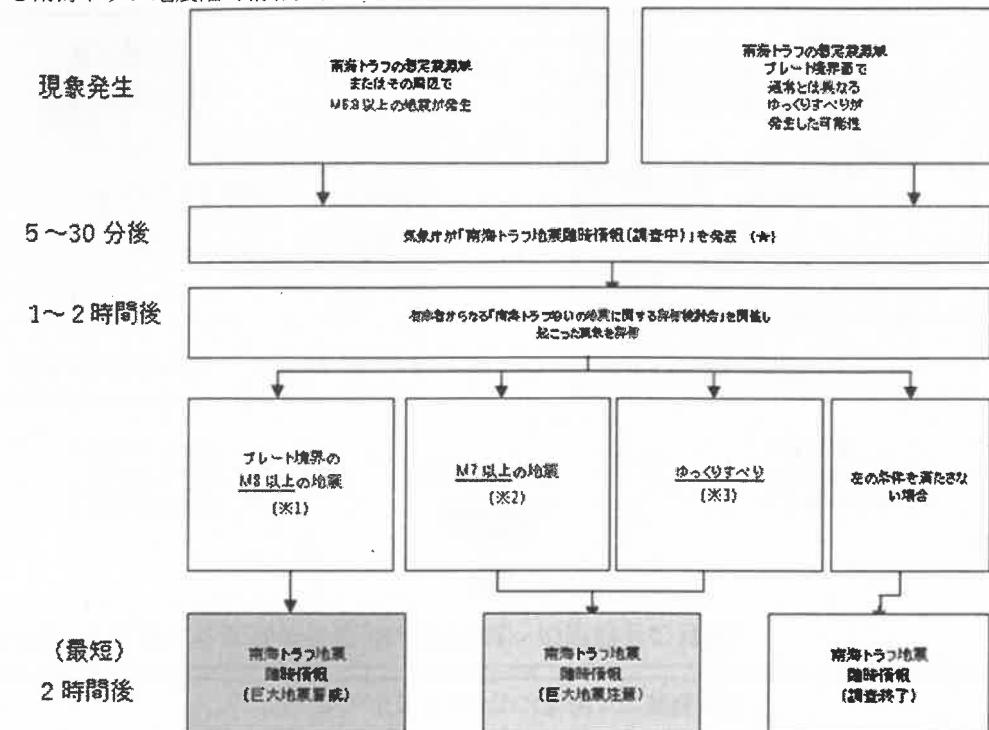
### ■第2章 南海トラフ地震等防災対策の事前の備え

- ・区及び防災関係機関による南海トラフ地震についての教育や広報等の実施

### ■第3章 南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の対応

- ・南海トラフ地震に関する情報の種別や区内震度に応じて災害即応態勢又は非常配備態勢の確立
- ・区及び防災関係機関による南海トラフ地震臨時情報の伝達
- ・区民に対する南海トラフ地震臨時情報の周知及び安全対策の呼びかけの実施
- ・防災関係機関と協力した南海トラフ地震臨時情報の発表による混乱防止対策の実施

## ○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



## 第4部 降灰対策

### ■第1章 対策の考え方

- ・富士山が噴火した場合、区内においても降灰の被害が予想されているため、富士山の噴火から生じる降灰対策を実施

### ■第2章 具体的な取組【予防対策】

- ・区民、事業者等に対して降灰対策の防災知識の啓発を実施
- ・防災市民組織に対して降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項及び降灰被害発生時の支援体制の整備の啓発を実施
- ・事業者に対して降灰被害を想定した自衛消防隊の活動能力の充実及び強化の啓発を実施

### ■第3章 具体的な取組【応急対策】

- ・降灰状況の調査及び降灰に関する情報の通報・伝達・周知の実施
- ・警備活動又は通行禁止、一方通行等の交通規制の要請
- ・区及び防災関係機関による道路施設の被害調査及び復旧対策の実施
- ・鉄道事業者による鉄道施設の被害調査及び復旧対策の実施
- ・電気施設、水道施設、通信施設における応急対策活動の実施
- ・降灰の集積場所の確保及び宅地等における降灰の収集方法等の周知
- ・降灰の回収・運搬・処分等の実施

# 杉並区地域防災計画(令和3年修正)風水害編【応急・復旧対策】概要

別紙3-3

## 第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画)

### ■第4章 応急対応力、広域連携体制の強化

- ・区及び防災関係機関の態勢や水防活動の実施
- ・交通規制態勢、交通情報の収集、交通規制措置等災害時における道路交通の確保
- ・区災害時支援・支援計画に基づいた防災関係機関等への応援協力・派遣要請の実施
- 避難所(23箇所)

No	自主避難所又は指定避難所	開設順	No	自主避難所又は指定避難所	開設順
1	荻窪地区民センター	A	14	東田小学校	E
2	杉並会館	A	15	桃井第三小学校	E
3	杉並第二小学校	B	16	荻窪小学校	E
4	和田小学校	B	17	高井戸小学校	E
5	大宮中学校	B	18	堀之内小学校	E
6	久我山会館	C	19	阿佐ヶ谷中学校	E
7	高井戸東小学校	C	20	荻窪中学校	E
8	方南小学校	C	21	松ノ木中学校	E
9	杉並第一小学校	D	22	泉南中学校	E
10	中瀬中学校	D	23	高井戸第三小学校(新規)	E
11	四宮小学校	D	-	桃井第一小学校(新規)	F
12	永福小学校	D	-	高井戸第二小学校(新規)	F
13	杉並第三小学校	E	※他の区立施設・小中学校(震災時の救援所及び第二次救援所の活用)		

※避難所の開設は、原則「開設順」のアルファベットごとに開設する。(Cの土砂災害指定避難所を除く)開設順のC～Fの避難所については、避難者数や降雨の状況等に応じて判断し、開設する。

### ○気象情報と区の体制等

気象庁等の情報	区の体制		区の発令情報	区民がとるべき行動	
				警戒レベル	
大雨特別警報	氾濫発生情報	5相当	緊急安全確保	5	災害がすでに発生しており、命を守るために最善の行動をとる。
土砂災害警戒情報	極めて危険非常に危険	氾濫危険情報相当	避難指示	4	速やかに避難
大雨警報 洪水警報	警戒(警報級)	氾濫警戒情報相当	高齢者等避難	3	避難準備が整い次第、避難開始/高齢者等は速やかに避難
大雨警報に切り替える可能性の高い注意報 大雨・洪水注意報	注意(注意報級)	氾濫注意報相当	警戒配備態勢	2	ハザードマップ等で避難行動を確認
早期注意報			情報連絡態勢		
			職員の連絡体制を確認	1	災害への心構えを高める

### ■第7章 避難者対策

- ・高齢者等避難、避難指示の発令及び発令に伴う区民に求められる避難行動の周知の実施
- ・神田川、妙正寺川、善福寺川や土砂災害警戒区域周辺への避難勧告等の発令基準による判断
- ・警察、消防と連携した避難誘導の実施

- ・洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設等における施設利用者の安全を確保の対応
- ・避難所の開設運営による被災者の救援・救護の実施
- ・避難所における受付窓口の区分け、専用スペースの確保、その他感染拡大防止対策による新型コロナウイルス感染症対策の実施

### ○立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

避難勧告等	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</li> <li>・要配慮者とその支援者以外の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>・特に、土砂災害警戒区域や河川沿いでは、避難準備が整い次第、避難所へ立ち退き避難することが強く望まれる。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。(避難指示(緊急)の発令が発令された場合)</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るために最善の行動をとる。</li> <li>・区が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>

### ■第9章 住民の生活の早期再建

- ・迅速な処理体制を整備したごみ処理の実施
- ・区災害廃棄物処理計画に基づいたし尿処理の実施
- ・区に寄託された義援金及び都委員会から送付された義援金の受け・保管・支給の実施
- ・り災証明書を迅速に交付する自己判定方式の採用や調査計画の策定及び住家被害認定調査を踏ましたり災証明書の発行